

浦添市立図書館紀要

BULLETIN OF THE URASOE CITY LIBRARY

No.2 1990・12

☐ グラビア 新発見のハル石

浦添市立図書館のレファレンス業務について 名護 正輝 (1)
県内における移動図書館導入の手引き (試案) 山田 勉 (11)

＊ ＊ ＊

評定所文書覚書 (2) 小野まさ子 (21)

幕末の那覇の「宿」について

新発見の古琉球辞令書について 高良 倉吉 (31)

〔浦添研究〕浦添の地頭について 福村 光敏 (40)

〔史料紹介〕「琉球国王家年中行事 正月式之内」 豊見山和行 (56)

☐ 浦添関係文献紹介 (68)

☐ 短 信 (69)

☐ 「琉球王国評定所文書」既刊分の紹介 (70)

浦添市立図書館

the 1990s, the number of people in the world who are under 15 years of age is expected to increase from 1.1 billion to 1.5 billion. The number of people aged 65 and over is expected to increase from 250 million to 450 million. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion. The number of people aged 15 and over is expected to increase from 3.5 billion to 4.5 billion.

今年の8月、北谷町字桑江の谷間の畑地の一角に、周辺は人頭大の琉球石灰岩でほぼ円形状に囲われた盛土中から、約17センチほど頭部を出したニービ石が発見された。「か」と彫り印されたその石は、明らかにハル石（印部石）である。大部分が土中に埋もれているので、原名（ハルナー、小字名）の文字や碑全体の寸法は確認されていない。この印部石は安里進氏（浦添市美術館学芸課長）によって発見されたが、『北谷間切桑江村竿入帳』（1750年、寛延3年）など、検地に伴って作成された、いわゆる近世の土地（登記）台帳に表記された方位（例：ひら原お之印より子下小間少下ニ寄四拾間）をパソコンによって分析、さらに測量図を作成して現地調査をするという、古文書解読と考古学の踏査方法を加味した研究の成果である。このことは、近世琉球期の「竿入帳」記載の測量明示がいかに正確であったかが証明されたわけである。

北谷町字桑江に所在したハル石の発見以前に、同様のハル石発見及び収集がなされていない訳ではない。沖縄県地域史協議会は、第2回沖縄県地域史まつり（1987年11月20日～21日、浦添市民会館で開催）で、各市町村収集（情報）の「印部土手石（仮称『ハル石』一覧）」を表（小冊子）にし、また、一部原物資料の展示を行ない、その研究・保存を呼び掛けている。さらに、『地域と文化』33号に掲載された中村誠司・仲原弘哲共著の「羽地間切竿入帳の分析、実地的検討に向けて」、同書34号掲載の安里進著「近世羽地間切の村と耕地——『羽地間切竿入帳』の考古学的検討」、同書55号掲載の安里進著「近世桑江村における稲作の二形態と系譜——『北谷間切桑江村竿入帳』の分析から」、同書29・30合併号掲載の仲間勇栄著「『伊平屋島山竿入帳』について」等、優れた論文が発表されている。



〈写真1 北谷町桑江の印部石〉

ところで、印部石の設置の時代はいつであろうか、その設置理由はどうかであろうか。竿入帳に「印部石」を指す「山田原か之印……」等が表記されることから田畑の竿入に伴って設置されたものであることが理解されよう。つまり、検地の施行である。

琉球（沖縄）に検地が実施されたのは、1609年（慶長14）の「琉球進攻」後、翌年9月から8ヶ月かけて



〈写真2 「うるくすく原 く」〉



〈写真3 「たくし原 於」〉

行われた、いわゆる「慶長検地」が最初である。

この検地は、豊臣政権が幕藩体制社会を確立すべき、支配力の根幹となるべく「石高制」の成立のため、全国の各藩（領地）に行なった「太閤検地」法を基本的にいうが、この検地制度は関ヶ原合戦（1600年）後も、徳川政権（江戸幕府）に引き継がれ、家康によって島津氏の属国（領地）として下賜された「琉球王国」にも、「太閤検地」法が実施されたのである。

徳川幕府の慶安二年検地条目（1649年）に、「縄先打の者は境界に心を入れ塚を築き、紛れないようにする」ことが明記されている。さらに、延宝五年（1677年）・貞享三年（1686年）検地条目に「地面の入り組地へは目印を立てる」等と記される。条目に記された「塚を築く」「目印」が印部石に類する指示なのかは、判然としない。

島袋源七文庫17『断片綴』中の「印土手并針図之事」、仲吉朝助編『琉球産業制度史料』収録の「乾隆四年未 御支配方仰渡覚 大里間切」「田地奉行規模帳」等の史料によると、乾隆2～同15年（1737～50、元文2～寛延3）、琉球で実施された元文検地（乾隆の大支配ともいう）の際三角法の測量で確認した田畑の地積不明などの時は、〈印土手〉に立ち置かれ〈いろは文字〉が彫られた〈印石〉によって、糺すことが、御支配奉行から間切検者、地頭代に申し渡されている。

この〈印石〉は印部石、印部土手石とも表記され、1カ間切に〈印土手〉は200～300カ所もあると記される。いわゆる、現在の土地測量事業に伴って設置される「図根点」に相応するものといえる。

1989年までに浦添市内で発見されている印部石は8基である。写真2は沢岬178に設置され、今年の10月に発見された写真3は同字111で発見された。この2基の石から知れることは、現在の小字沢岬（たくし）原が、近世期1750年代ころは「うるくすく」「たくし」の2小地名に分区されていたという史実が分かることである。印部石はただ単に検地資料というだけではなく、失われた地名の研究資料としての価値も大いにあるといえる。

（長 間 安 彦）

浦添市立図書館のレファレンス業務について

名 護 正 輝

はじめに

紀要第1号の中で、浦添市立図書館の利用者の年令別利用状況を見ると、13歳から18歳までの利用は減少傾向にあることを指摘した。この年令層は全体に占める割合が6.8%と低いことと合わせて、中学生の図書館利用が低いことにふれたわけである。

私は現在、図書館勤務を離れたが、本市教育委員会発行の『朝の読書活動を活発にするために』（小中学校・学校図書館）の中で述べられていることに大きな興味を覚える。

◇学校の図書館だけでなく地域の図書館へも足をむける子が全体の31%もいる。蔵書の多い市立図書館や近くの図書館を利用することで子どもたちの本の世界の広がりを見ることができるであろう。

〈小学校の場合〉

◇浦添市立図書館というりっぱな公共図書館がありながら、約半数の中学生が利用していない。中学生が部活や塾通いで公共図書館まで足を運ぶ余裕がないかもしれないが、生涯学習に向けて今後の利用促進をどう進めていくか課題である。

〈中学生の場合〉

このように角度を変えて市立図書館の利用状況を見た場合でも、「中学生の利用が低い」結果となっている。こうした結果を受けて、学校図書館との連携等、具体的な取り組みの必要性を以前にも増して感じているところである。

＊ ＊ ＊

さて、沖縄県内の公立図書館づくりが非常に活発になってきた様である。1990年の動きを見ても、具志川市の移動図書館の実現、石垣市立図書館のオー

ブン等、これまでの図書館づくりの成果品がそれぞれの自治体住民の前に次々と登場する時代になった。又、糸満市や沖縄市の移動図書館計画の具体化も嬉しい情報としてキャッチすることが出来る。このように見てくると、沖縄における90年代の図書館づくりは加速度が高まりそうである。

こうした取り組みに心動かされながら、今回は、「レファレンス業務について」と題して、浦添市立図書館におけるレファレンス業務の全般的な整理をしておきたい。

レファレンス業務を取り上げる背景はいくつかあげられるが、主な理由は次のとおりである。

第1に、レファレンスが図書館業務の重要なパートを占めるものでありながら、なぜか体系立てた報告が出来なかったことである。私の少ない経験でもこれまでに報告する機会が得られたのは、次のようなテーマにとどまっていた。

①「浦添市立図書館の過去、現在、未来」（『沖縄県図書館協会誌』第12号、1987年8月）

②「図書館における集会活動」（『社会教育』No. 497、1987年11月）

③「統計に見る浦添市立図書館の利用状況の分析」（『浦添市立図書館紀要』No. 1、1989年12月）

④「図書館発展の軸はコンピューターシステム」（『全国図書館大会記録』第75回大会、1990年2月）

また、山田勉氏が第17回全国移動図書館研究集会（那覇大会）において発表したものがある。

⑤「浦添市立図書館の移動図書館巡回利用状況」（『浦添市立図書館紀要』No. 1、1989年12月）

これらの中では、レファレンス業務については、部分的な取り上げ方になっている。したがって、こ

れまでのレファレンス業務をひととおりまとめ、次のステップへ移行する道を用意することである。

第2に前述の理由と関連することでもあるが、1990年をひとつの区切りに図書館運営スタッフの交替時期となった関係で、レファレンス業務の開始時期から平成元年度（1989年度）までの内容を整理する必要があるからである。

本稿は、図書館建設計画書の中のレファレンス業務の方針を出発とした当初の内容から現在までのレファレンス業務の実際を中心にまとめることを主要なねらいとした。

I レファレンス業務の取り組み

図書館準備段階のことになるが、図書館建設計画書の中でも、市立図書館の必要機能としてレファレンス業務を位置付けている。それは、短い表現ではあるけれども、「資料についての調査及び相談、図書館資料の利用指導及び検索への援助」の必要性が説明されているのである。

又、レファレンス室の施設については、次の内容でまとめられている。

- (1)参考図書、専門雑誌、地図、パンフレット類および沖縄学関係文献、郷土資料、行政資料などが置かれるので、独立して落ち着いた雰囲気を持つスペースとする。長時間の調べ物、研究ができるように配慮する。
- (2)レファレンスカウンターを設け、後方は整理事務室へつなげる。複写機をカウンターの近くに置く。
- (3)参考図書類閲覧席、サービスデスクを設ける。
- (4)閲覧席は1人用キャレル、大型本をひろげたりする広いテーブルなどを組み合わせる。

この内容は、レファレンス業務の基本的性格をおさえると同時に、沖縄学研究の分野においても積極的な役割を発揮したいという性格を帯びていた。

沖縄学研究に対する関心は、図書館建設中においても高いものがあり、「図書館の中に浦添とゆかりの深い伊波普猷研究記念館を設ける」ことも、話さ

れていた程である。この点については、後の項でもふれるが、ここでは、レファレンス室に対する考え方にポイントを絞り、当初のレファレンス業務の方針をまとめた時の内容を中心に整理する。

レファレンス室は、レファレンスサービスを実施するひとつの部屋であり、図書館の施設のひとつにすぎない。そこで、レファレンス室の機能を検討する前に、レファレンスサービスとは何か、なぜレファレンスサービスをしなければならないかという基本的なことを多くの参考文献をもとに次の内容で理解したものである。

レファレンスについては、次のような学者の定義が確認される。

- (a)「ある種の研究の援助として図書館員が行うサービスである。それは、研究そのものではなく、研究は利用者が行うことである。レファレンスはなんらかの研究に従事している利用者に提供される援助である。」(W.W. ビショップ)
- (b)「どのような目的のためであれ、情報を求めている人々に与えられる図書館内での直接的な人的援助だけでなく、可能な限り容易に情報を利用できることを特に目的とした図書館活動までを含めている。」(M. ハッチンス)

これらの定義から、本質的な特徴は、情報を求めている個々の利用者に対して図書館員の提供する人的援助であるという一般的合意が一本の共通の糸として貫かれていることにある。

こうした基本的事項の論議を行いながら、浦添市立図書館のレファレンス業務をどのような形で展開していくかを検討しなければならなかった。

(1) サービス対象の決定

まずは、どういう人々にサービスするかというレファレンスのサービス対象の問題であるが、これは、それぞれの図書館の設立の目的や種類によって異なる。

浦添市立図書館の場合は、運営方針から考えて、すべての市民を対象とすることは明らかであった。

(2) サービスの種類、範囲の決定

図書館ができ得る限りのサービスをするという根本的な立場はくずしてはならない。けれども、職員配置の実状等をふまえ、レファレンスサービスの業務一般としては次の事項を確認した。

- ①質問の回答（事実、調査）
- ②利用指導（個人、グループ）
- ③調査研究活動への援助
- ④図書館相互協力への参加
- ⑤情報源の組織化
- ⑥業務管理

以上の項目から推察できるように、当時は、「沖縄学研究の分野」については対応が困難であった。

(3)レファレンスワークの組織

レファレンスは、館員個人の単なる好意から発する私的なものとしてではなく、図書館の公の業務としてどのように組織化するかが重要である。

そのためには、①どのようなレファレンス室を設けるか、②サービスの窓口をどこに置くか、③レファレンス室に配置するレファレンスコレクションはどのような種類、どのような範囲の資料とするか、④レファレンス担当者としては、どのような職員を何人配置するか、ということに十分留意しなければならない。

以上のように、サービス対象、サービスの種類・範囲、それにレファレンスワークの組織化という3点を重要なポイントとおさえ、浦添市の実情に即した相談サービスが保障されなければならないことを確認した。

具体的に推進した相談サービスの内容としては、次のものがあげられる。

- ①地域の日常生活に関する情報
市政に関すること、市の主要な産業に関すること、地方の行事など。
- ②郷土史に関すること。
- ③図書及び読書に関すること。

こうした検討をふまえた浦添市立図書館のレファレンス業務は、全ての市民を対象として、先に述べ

たレファレンスサービスの業務全般を行うこととなったのである。

しかしながら、一方においては、「レファレンス室・沖縄学研究室」というふうに併設の部屋名にしたことでもご存知のとおり、沖縄学研究の分野をどのように実践していくかは、その後の課題として内在していた。参考までに、その当時検討したことをいくつか記しておこう。

- ①沖縄学研究の拠点としての図書館を、運営上、どう位置付けるか。
- ②将来、参考図書、郷土資料、行政資料、沖縄学に関する文献の増大にどう対処するか。
- ③レファレンスコレクションも他の一般資料と同様、自由に利用できる開架式が望ましいと考えられるが、レファレンス室・沖縄学研究室は大部分は閉架とし一部開架とした場合、利用者を与えるイメージはどうか、さらに利用の面から考えてはどうか。
- ④研究者、専門家の集まりになり、一般の利用者が気軽にレファレンス室・沖縄学研究室に入る雰囲気がつくれるかどうか。
- ⑤沖縄学研究の必要性、重要性を認識し、効果的な高いサービスを提供する意味で別に一室を設ける部門別閲覧室は考えられないか。

結局、こうした検討内容は、施設の面及び職員配置の側面等、十分な用意が出来なかったため、実現が若干遅れることになった。

II レファレンス業務の事例

前項の取り組み内容及び方針に基づいてレファレンス業務が展開されたわけだが、レファレンス室担当職員の配置不足から、簡単に表現すれば「悲惨な状態」であった。利用者が多い割には、レファレンスカウンターへの職員配置も出来ない状態が続いたからである。

そのような状態から少しずつ担当職員の配置を整備し、レファレンスワークの向上を目指してきた。

1. レファレンスの進め方

レファレンス業務については、次の内容にそって進めるものとする。

- ①図書館員のもっている知識や経験に基づいて答えるのではなく、質問に対して適切な回答の得られる図書・資料を提供することを原則とする（判断は利用者に任せる）。
- ②質問者に代わって調査研究を行うこと及び問題の回答を作成することは原則として行わない。
- ③軽微な質問であって、資料の裏付けのあるものに限って回答を与えてもよい。
- ④コピー使用の申込様式の氏名、資料名など記入済みのものは、利用者のプライバシーを守るため伏せる。
- ⑤図書の要求、相談については、できるだけ「分かりません」、「所蔵しません」の対応がないようにする。ひとりの職員の力だけでなく、全職員の力を発揮する。可能な限りの努力で答える。所蔵しない場合は、リクエスト制度を案内する。
- ⑥レファレンス回答の制限

- ア) 他人の生命、名誉、財産等に損害を与え、また社会に直接、悪影響をおよぼすとみられる問題は受け付けない。
- イ) 医療、健康相談、法律相談、身上相談、仮定または将来の予想に属する問題の質問には回答を与えてはならない。但し、問題によっては、専門機関、専門家を紹介する。
- ウ) 学校の問題、懸賞問題の質問には回答を与えない。

2. レファレンスの記録用紙

レファレンスの記録については、次の質問処理票の様式に従ってまとめている。この様式については改善すべき点も見受けられるが、記録をして活用することが重要だという認識に立ち、比較的早い時期から実施することができた。

質問処理票 (月 日)	
浦添市立図書館	
質問事項 (口頭 ・ 電話 ・ 文書)	
所蔵	所在調査 主題文献 事項調査
回答要旨 ・ 参考文献 (口頭 ・ 電話 ・ 文書)	
担当 ()	
他機関依頼 (紹介先 ・ 照会先)	
質問者 氏名 (団体名)	
電話	処理経過 (イ) 処理済 (/) (ロ) 処理中 (回答予定日 /) (ハ) 処理不能

(質問処理票)

3. レファレンス業務の事例

次に、レファレンス業務の事例について、昭和61年度あたりから平成元年度までの分を主な事例として紹介する。

- 問1 国家公務員と地方公務員の給与を調べたい
『日本法規5、国家公務員』R 320 ゲー5
『沖縄県法規集公務員』R 324 オー2

- 問2 市民税について
「浦添市例規集」の中の市税条例を事務室の業務用資料で調べてもらう。
※市例規集は、レファレンス用資料としても必要である。

問3 沖縄の塩害について、他府県に比較してどうなっているか

『沖縄大百科事典』参照。資料不足のため、工業試験場を紹介する。

問4 小倉地区の電話番号を調べたい

ハローページの北九州小倉地区の分を提供する。

問5 ゴキブリについて

『ゴキブリを調べる』J 486

問6 沖縄のエイサーと浦添のてだこ祭りについて知りたい

『沖縄大百科事典』より意味を調べる。てだこ祭りについては、市勢要覧（第1回てだこ祭り、78年開催）より調べる。

『沖縄の祭り』K 386の本などを案内する。

問7 浦添の川の汚れや歴史について知りたい

「公害のしおり」、『浦添の下水道』を提供する。

問8 読み方も定かでないが、ベルリンにギロネワールドという地名があるか

①『世界地名大事典1、ヨーロッパ編』でギロネワールドを調べる→無し。

②読み方の誤りが考えられるので『万有百科大事典10、世界地理』でベルリンの地図を調べる。グルーネワルトが正式な読み方であることが判明。

③『世界地名大事典』グルーネヴァルト、P 442・『万有百科大事典10』P525～P576を紹介する。

問9 子宝世界一、日本一の母親の名前を調べたい

『ギネスブック '86』講談社、P 27・P538を提供する。

問10 那覇大綱引きについて、歴史等くわしく知りたい

『沖縄大百科事典』で那覇大綱引きの項を調べる。『那覇市史・資料篇、第2巻中の7』を紹介する。

問11 画家野田引志の作品1号当たりの値段を知りたい（電話）

『美術家名鑑』1986年版、レファレンス資料。10号当たりを基準に評価額がでているので、その額を回答する。

問12 出入国管理についての法律について

『現行日本法規 89、外事』P 1261～、貸出で分類329。国際法の書架を案内する。

※『現行日本法規』をコピーする。

問13 浦添市の降雨量

『統計うらそえ』第18号、P 74～P 75

※コピーして利用する。

問14 北大の寮歌について歌詞が知りたい

①『音楽事典』で寮歌をひく→無し

②『平凡社大百科事典』で寮歌をひく→北海道大学寮歌は、「都ぞ弥生」であることがわかる。

③『日本唱歌全集』（音楽之友社）で「都ぞ弥生」を調べる。歌詞、楽譜が記載されているので紹介する。横山芳介作詞、赤木顕次作曲。

問15 法(売春防止法)などの成立過程を知りたい

『国民法律百科事典』を提供する。

問16 中国福州市の琉球人墓碑の記事（郷土紙）がいつのものか知りたい

『'85～'86、沖縄タイムス縮刷版』の索引を検索する。'85年8月縮刷版に「進貢使の旅、中国交流への出発」とある。他『写真集、中国進貢使路の旅』RK290.9シを提供する。

問17 沖縄の赤がわら建築の写真集（カラー刷）をみたい

『琉球建築』520。かわらの色が見たいということなので、『沖縄の屋根獅子』を提供し、その他文化財の関連資料を紹介する。

問18 沖縄の門中について調べたい

『門中風土記』、『沖縄の門中と村落祭祀』、『沖縄県史22、民俗1』を提供する。

問19 厚生省から出た『疾病白書』がほしい

『厚生白書』60年版を提供する。

問20 独・仏・伊語で、“ようこそ” “いらっしやいませ” などのスベルを調べたい

『日独口語辞典』、『現代和独辞典』、『ドイツ語会話』その他の辞典で調べる。

問21 （川でとってきたウナギとカエルを空缶にいれて図書館にきて）ウナギとカエルの飼育方法について知りたい

『完全図解生きものの飼育方全書』東洋出版（¥1,800）で調べる。

※犬・猫のペット以外の飼育方法がかなり書かれているので、レファレンス用としても必要である。

問22 学習指導要領について、過去10年～20年の動きを調べたい

一般貸出用教育関係を紹介するが、適当な本がない。教科書問題について書かれた本は多いが学習指導要領についてはあまりない。

『教育年鑑』、『現行日本法規』（教育）の中の学習指導要領規則を紹介する。

問23 “スーチューマーペークミー”を調べたい

『沖縄大百科事典』でペーチン、ペークミーをひく。親雲上（ペーチン・ペークミー）、士族の称号。スーチューマー……は見あたらず。

問24 日本の勲章について、ランクづけなどを調べたい

①『平凡社大百科事典』 ②『万有百科大事典』（小学館）を電話にて紹介する。詳細については、電話では無理があるため来館をすすめる。その後来館したので、上記の資料を提供する。

問25 仲里村の農業、その他概要について調べたい

『目で見える仲里村の農業と漁業』（S58年出版）を提供する。最新の資料を編集先に問い合わせる→S58年出版が最新の資料であることを確認した。

『角川日本地名大辞典47・沖縄県』（角川書店）の仲里村の項で概要についての資料を提供する。

問26 政治学用語で「ロビイスト」、「ロビイング」の意味を知りたい

『現代政治学小辞典』P288、『現代用語の基礎知識』P616・P1226～1227を提供する。

問27 沖縄におけるジーマーミの生産量と利用法について調べたい（電話）

『第12次沖縄農林水産統計年報』、琉球料理等に関する本の中から利用法について調べ、連絡する。

問28 石川県の武家屋敷について知りたい

『県別シリーズ郷土資料事典＝観光と旅＝17 石川県』の資料を紹介する。

問29 明治時代からの旧暦→新暦を調べたい

『新旧対照暦』當間諭編。新暦→旧暦になっているので逆の見方を説明する。

問30 黒糖の成分分析が知りたい

当館に十分な資料がなかったため、琉大図書館及び沖縄県糖業農産課への利用を勧める。

琉大図書館→「沖縄産甘蔗成分の白ネズミ血清及び肝臓脂質に及ぼす影響」、沖縄県糖業農産課→「成分分析パンフレット」を紹介する。

問31 飛び安里について知りたい

『沖縄大百科事典』に説明が少々あり。沖縄市立図書館には、タイムスパンフレットの「飛び安里」及び新聞切り抜きがある。資料収集機関となる津嘉山公民館や南風原町教育委員会に対して問い合わせを行う。

問32 琉球料理の歴史について知りたい

『ふるさとの伝承料理』、『昆布の道』（大石圭一著）を提供する。又、『沖縄の食事』をリクエストしてもらう。

問33 図書の収集方針、選定基準などが知りたい
『図書館資料論』、『蔵書構成と図書選択』を紹介する。

問34 フランスの映画「八点鐘の鳴る時」の主演している俳優を知りたい
『フランス映画1943—現代』及び『映画の誕生物語、パリ・1900年』を提供する。

問35 浦添市の地域活動、生涯教育について調べたい
『浦添市の社会教育、昭和62年度』、『浦添市の社会教育の課題』、『広報うらそえ』を提供する。

問36 沖縄県市町村のマークを調べたい
『角川日本地名大辞典47・沖縄県』

問37 アルプススタンドの語源(意味)を知りたい
『常用外来語新辞典』

問38 作物の実がついている時に肥料を入れたら実が落ちた、それはなぜか？

627の分類から『花つき実つきよくなる本』、『常識破りの園芸法』、『四季の園芸百科』などを紹介する。

問39 浦添の石橋について調べたい

『浦添市史、第四巻・資料編3』P239～、『写真にみる浦添のあゆみ』を提供する。

問40 教育的な観点から書かれたテレビについて
699の分類より紹介(『テレビ症候群』、『テレビ時代』、『人生読本・テレビ』、『子どもの中のテレビ』、『テレビと子ども』、『家族とテレビ』などがある)。375の分類には、『メディア教育を拓く』、『こころを育てるメディア学習』がある。

問41 「万国津梁之鐘銘」について

『琉球史辞典』中山盛茂編を紹介する。

問42 沖縄の家紋について

『琉球紋章譜』K288タ、『門中元祖便覧』R K 288 モを紹介する。

問43 広報の編集の仕方について書かれた本について
『あなたも編集者』、『広報紙会報、機関紙のつくり方基礎編』等、分類O70の資料を提供する。

問44 平成元年度の国家予算について調べたい
新報資料室へ問い合わせ、新報掲載日を確認する。

問45 ラテン楽器について調べたい

『楽器のいろいろ』J76シ、『楽器の種類としくみ』J76イー1・2、『ラテン音楽、サンバ』764、『事典ラテンアメリカの音楽』762などの資料を提供する。

問46 ウリミバエについて調べたい

『虫を殺して虫を滅ぼすー沖縄ウリミバエ根絶作戦私記』（伊藤嘉昭著）K615イを提供する。

問47 リュウキュウコノハズクについて調べたい
『沖縄大百科事典』、『写真集沖縄の野鳥』、『秘境西表島』、『西表島の自然』、『日本鳥類大図鑑Ⅱ、補遺総索引』の中から関係する部分をコピーして東大阪市立図書館へファックス送信により資料提供した。

問48 瀬戸大橋について調べたい
『現代用語事典』、『イラストでみる瀬戸大橋』515を提供する。

問49 『沖縄大百科事典』（沖縄タイムス社）の内容より詳しく説明されたビジュアル信仰についての資料を調べたい
『沖縄の民具』（上江洲均著）RK 383を提供する。

問50 中国の冠婚葬祭について書かれた本はないか、主に婚の方について調べたい
『北京風俗図譜』、『中国古代の民俗』、『中国山東民俗誌』、『中国の民俗を訪ねて』、『北京の風物』を分類382の中から紹介する。（後日、来館予定である）。

以上の50件を主な事例として取り上げたのであるが、これらは、過去4年間のレファレンス件数1,193件の中から選び出したものである。

質問の処理内容については、不十分な点もあると思われるが、基本的には記録することにより、その後のレファレンス業務に活用することに力点が置かれている。

これからの課題としては、①質問処理票の様式の検討、②回答のまとめ方、③図書館全職員へ報告する場を設けること等が考えられる。

特に、回答のまとめ方については、他の図書館の事例を参考にしながら、より良い内容に改善するこ

とも必要である。

ひとつの例として、徳島県立図書館の事例を参考に上げる。

問 アメリカの地名「サンタモニカ」の綴りを知りたい

『コンサイス地名辞典 外国篇』（三省堂 昭52）より「Santa Monica」です。『コンサイス地名辞典』は日本篇と世界篇の2冊からなり、世界篇は、現地音に近い50音順配列で、ABC順のラテン文字索引と画数順の漢字索引がついています。

問 子供から見た離婚について書いた本は、どんな本があるか

『離婚・ぼくんちの場合』（小山内美江子・利重剛著 リプロポート 昭58）、『優しさごっこ』（今江祥智著 理論社 昭55）、『モモちゃんとプー』（松谷みよ子著 講談社 昭49）、『パパとママがりこんしたとき』（ギーダール著 アーニー出版 昭58）などがあります。

問 「バイロン、ハイネの熱なきも……」という歌の歌詞とその周辺を知りたい

『日本文学全集 51 与謝野鉄幹』（筑摩書房 昭43）の中の「人を恋ふる歌」とその解題を見てください。「人を恋ふる歌」は、鉄幹が朝鮮京城に渡った明治30年に作られ、明治34年に刊行した『鉄幹子』という詩歌集に収められました。「あゝわれコレツデの奇才なく バイロン、ハイネの熱なきも 石をいだきて野にうたふ 芭蕉のさびをよろこばず」と続きます。

問 阿波の火縄銃について、どんな資料があるか

『第一回歴史展 阿波の火縄銃』（徳島県郷土文化会館 昭59）には阿州芝辻与七郎作の10匁玉筒が、『兵学者 佐藤信淵』（川越重昌著 鶴書房 昭18）には、阿波の鉄砲鑄造所が入っています。また、『阿波の北がた』（荒岡一夫著 徳島県教育会出版部 昭45）には鉄砲鍛冶につ

いて、『阿州徳島藩御家中録』（宮本武史編集発行 昭40）には鉄砲組のことが記載されています。

問 「松瀬青々」（明2～昭12 俳人）の作品集を読みたい

当館にはありませんが、『大阪府立図書館蔵書目録 4』より、『妻木』（巻鳥社 昭12）、『鳥の巣』（同 昭13）、『松苗』（同 昭15）などが大阪府立中之島図書館にあることがわかり、借りることができました。図書館では自館になく、もう購入できない本でも、他の図書館から借りて提供しています。書架にない本や古い本でも、探しますので、ご相談ください。

徳島県立図書館の『調査・相談事例集』の場合は、資料をもとにした、ていねいでわかりやすいコメントが書かれている。このような、正確な資料により、様々な角度から解説する努力も求められてくる。

この点と合わせて、質問処理票の様式についても、新たな段階と位置付け、内容を変更する時期となっている。

Ⅲ 沖縄学研究室との関係

さて、浦添市立図書館には、1990年7月に沖縄学研究室が設置された。市立図書館がオープンしてから5年という節目の重要な事業でもあったが、特にレファレンス業務とは密接な関係があるので、いくつかの課題についてふれることにする。

ひとつは、サービス対象の問題である。

公共図書館のレファレンス業務のサービス対象は、全ての人々の利用であった。これに対して、沖縄学研究室の業務は、沖縄学の研究を中心とする人々を主な対象としている。この区分をおさえることと、関連性を認識することは非常に重要である。

次に、どこにどのような資料を用意するかである。

これについては、『浦添市立図書館報』第7号の資料部門の中で発表された「平成2年度収集方針」

に詳しく述べられている。

①レファレンス室の充実を図るため、参考資料は全分野に目を配り、本館にふさわしいものをタイミングよく収集する。

②沖縄学研究室の開設により、本館と研究室それぞれの収集方針を検討して収集に努める。

〈郷土資料〉

ア、本館は、原則として貸出用の一般書を中心に収集し、研究室は専門書や研究論文等を中心に収集する。

イ、本館は原則として、新刊のみを収集する。研究室は、本館未所蔵の古本等を中心に収集する。但し、必要に応じて新刊も収集する。

〈逐次刊行物及び小冊子〉

ア、本館は、概説書や統計書等を中心に収集する。

イ、研究室は、紀要や報告書等専門的な研究論文等を中心に収集する。

〈寄贈資料〉

ア、本館は、市民や出版社からの一般書類及び各官庁から出版されている統計書等貸し出したほうが適当と思われるものを中心に収集する。

イ、研究室は、各市町村史や報告書、研究論文等の専門的なものを収集する。

以上の方針から分かるように、郷土資料や逐次刊行物等の資料のうち、「専門的な資料」については研究室に用意し、本館には「それ以外の資料」を置くとしている。但し、この方針の中の郷土資料の場合は、「貸出用の一般書を中心に収集する」と設定されており、レファレンス室用の位置付けではない。しかしながら、おおむね、沖縄学研究室とレファレンス室との区分としては、沖縄学研究室には専門的な資料を収集し、レファレンス室にはそれ以外の一般的資料を収集するという考え方である。

一方、サービス対象及び収集資料については一応の区分設定をすることになるが、それぞれの業務の中で接点となる部分にどう対応するか、という現実的な問題が発生してくる。

ここでいう接点部分とは、一般的な調べものから、あるテーマにそって深く研究するために交わる

領域のことである。

この接点部分についての対応のことであるが、方法論として、レファレンス室においては、参考図書及び地域の実情に即した郷土資料、行政資料を中心とした総合的な資料を揃えてレファレンス業務の間口を広く構える。他方、沖縄学研究室は、沖縄学研究を中心として主な業務を展開する。そのうえで、郷土資料に関する専門的で継続的な調査、研究については、この分野においての専門的な知識を備えたスタッフがより高いレベルでレファレンス業務を展開することができるのではと考える。

いずれにしても、レファレンスと沖縄学研究所の業務は、常に親密な関係で、相乗的な効果を発揮し、利用者の往来が盛んになるような成果を期待したいものである。

IV 今後の取り組み

これまでの内容で、浦添市立図書館のレファレンス業務の概要を説明した。

あらためて特徴点を整理すると次のようになる。

- ①児童室にレファレンス用図書を置き、児童・生徒を対象にレファレンス業務を行っていること。
- ②レファレンス室においては、総合的なレファレンス業務を展開していること。
- ③レファレンス業務の開始当初からコピーサービスを実施していること。
- ④沖縄学研究室においては、沖縄学研究に関する業務のみならず、郷土資料関係等については、専門的なレファレンスが展開できていることである。

こうした特徴を持つ浦添市立図書館のレファレンス業務の今後の課題については、次のことに触れておきたい。

1点は、レファレンス室において、様々な調査、研究に対応するためには、レファレンス業務に専念する司書が必要である。このレファレンス業務担当の専任配置の問題の解決のためには、関係部門との協議を重ねることが重要である。

2点目は、沖縄学研究室及び図書館司書の連携の

あり方を研究することである。素晴らしい特色を持つ図書館の初の試みとして位置付け、連携を密にすることにより得られる成果は大きいと考えるからである。

む す び

本稿では、移動図書館におけるレファレンス業務の実際であるとか、県内における各図書館との資料相互貸借の状況等については、私自身の力量不足により割愛せざるを得なかった。

今回の内容でふれたレファレンス業務の実際の内容及び沖縄学研究室との相互関係については、様々な角度からのご指導をお願いしたいところである。

今後のレファレンス業務は、生涯学習時代における公共図書館の役割として、乳幼児期、少年期、青年期、高齢期の各時期の社会生活で必要な様々な問題に対応できるように緻密な取り組みが重要になってくると考えられる。

おわりに、浦添市立図書館のレファレンス業務が未整備の状況から出発しながら、今日まで、総合的なレファレンス業務を実施できたことを再認識しつつ、これからもチームワークを十分に発揮して、特色のあるしかも意欲的な業務を、さらに発展させて欲しいと願うものである。

県内における移動図書館導入の手引き(試案)

山 田 勉

はじめに

沖縄県では、近年、図書館建設の動きが盛んである。10月に石垣市立図書館が開館し、具志川市立図書館も来年度開館へ向けて、現在建築が急ピッチである。宜野湾市、石川市、北谷町にも新設の計画があり具体的に宜野湾市では、準備室の業務が精力的に行われている。

建物の建設以外に、移動図書館（Book Mobile、ブックモービル。以下『BM』と言う）の導入も相次いでいる。昭和63年度に、わが館が巡回を開始したのを契機として、宮古の平良市が巡回を始め、今年度4月には、具志川市が本館建設より一足先にBMを走らせ、各地域で好評を得ている。

かつて、県内におけるBM活動は、那覇市1館だけであったが、これで、名護市、浦添市、平良市、具志川市とたてつけに5館となり、まことに盛況の感がある。

相次ぐBM活動開始の事例は、人々の図書館サービスを保障するものとして、BMの果たす役割には大きな可能性があることを証明し、他の市町村にも強いインパクトを与えることとなったようである。すでに、糸満市や沖縄市でも地域からの要望に応える形で次年度巡回開始への胎動があると聞く。

一般的に、県内各市町村では、いずこも財政が乏しく、図書館建設に振り向ける余裕の無いのが実情である。したがってこれまで、図書館サービスを展開することなど皆無に等しく、まことに貧弱の極みであったと言える。

図書館を建設するには莫大な財政支出が必要とされるので、各市町村とも、学校、道路、橋等の社会

資本整備が優先とされる現状では、いきおい、図書館新設は後回しにされがちであったといえる。

しかし、ここに至って、浦添や具志川の事例を見るにおよび、にわかにBM事業の機運が現実性を帯びてきたと言っても過言ではない。すなわちBMは本館建設よりはるかに安い経費で導入可能であり、本館建設に二の足を踏む市町村でも、BMならば何とか実現出来そうである。

また、都市部と異なり、周辺農村部は広い範囲に集落が点在する地理的特性上、1カ所の本館へ、利用者が図書を求めに通うことは困難である。機動力のあるBMならば、各地の村々を巡回し、ポイントで貸し出しを展開すれば、十分とは言えないまでも人々へ図書館サービスを保障することが可能となるといえる。

先だって、沖縄県公共図書館連絡協議会にBM部会が発足した。部会では、後発のBM導入予定自治体に、その導入の参考となるべく手引きを作成することを予定している。

本稿では、とりあえず、その試みの案をまとめてみることにした。BM事業開始にあたって必要な準備作業を各項目ごとに記述しようと思う。

もとよりBM導入準備作業の参考資料については既に『図書館車の窓』（以下、『窓』という）が詳しい。（注1）

『窓』は、全国のBM事情の詳細を掲載しているばかりか、BM車導入の手引きがこと細かに列記されているので、導入予定自治体や図書館は大いに参考にすべきである。本稿では、『窓』よりおおいに学びつつ、県内の地理的特性を考慮にいたした手引きを目指してみる。

1 すべては計画的に

(1) 作業工程表

表1は、浦添市立図書館におけるBM巡回開始に向けての作業工程一覧表である。準備作業開始の昭和62年4月に策定したものであるが、準備期間を1年間と設定した。

もとより、これはあくまで1例にすぎず、個々の図書館の実情に見合った独自の工程表があって当然である。事業はすべて計画的に立案、企画され、遂行されねばならず、事業進行を容易に識別するためのフローチャートがこれである。

計画の立案に当たって注意すべきは、一つに、無理の無い計画であること。二つめに、実現が可能であること。三つめに、基礎的資料の収集、調査に努めること。最後に、具体的イメージを作り上げること、などである。

(2) 準備期間

表1では、準備期間をとりあえず1年間としたが、若干の短縮も可能である。

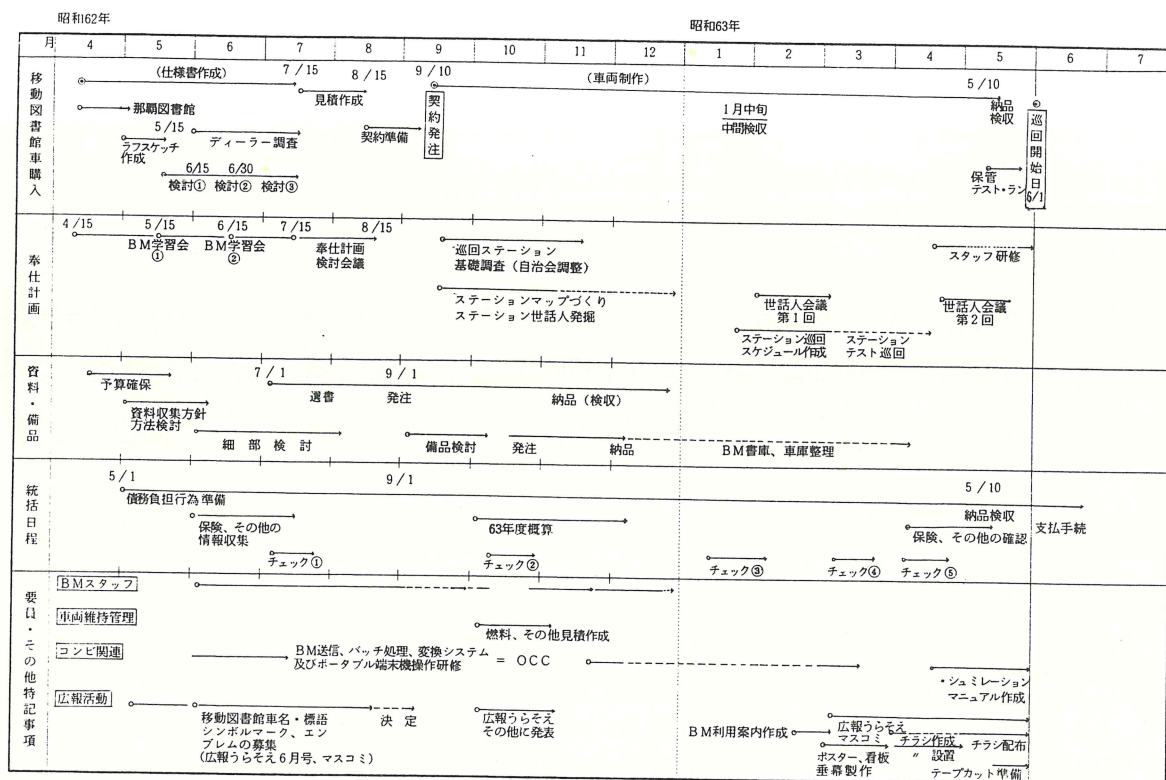
準備期間設定に当たっては、BM車制作期間と積載資料確保の期間に大きく左右されるのが普通である。したがって、個々の図書館の力量に応じて、巡回開始から逆算して日程を定めることが肝要である。

(3) 既存参考資料の入手、活用

既述の『窓』は、全国唯一のBM関係機関誌といってよく、クオリティーの高い誌面づくりに定評がある。1982年6月から発行を始めていて、全国の図書館やBM車の紹介、BM車設計仕様等、豊富な情報が盛り込まれているものである。

また、改造メーカーである林田製作所でも、BM車制作案内の小冊子『BMハンドブック』（注2）を発行しているので、これら資料も十分活用すべきである。

〈表1 作業工程表〉 移動図書館開始に向けての作業工程一覧表（素描 Vol I）



2 予算はいくらかかる

表2は、本格的にBM車を走らせるのにいくら経費が必要かを図示したものである。

金額は便宜上概算で示したが、BM車購入部分は前述の『BMハンドブック』より引用した。

(1) 車両購入費

車両の価格は通常ディーラー（販売店）のカタログで判別が容易である。しかし、BM車は特殊改造車であるので、改造コストを含めた総価格が幾らになるかは当然、仕様が確定するまでは分からない。

ところが、計画の概算は設計仕様より先行せねばならないので、一応の目安を立てておかねばならない。その目安がこの表である。表は、昭和62年時点での価格であるので、数年が経過した今日では、若干の価格上昇が生じたと思われるので、確認が必要である。車両購入費の件で一般的な留意事項は、次の通りである。

①マイクロバス改造より、4トントラックシャーシー組み立てのほうが高価である。これはボディに使用する鋼材が、バス改造では比較的少ないのに対し、トラック組み立ての場合は、全く新たに組み上げていかねばならない理由によると思われる。

②マイクロバス改造では、29人乗りのほうが書架部分が長く取れるので割高である。

③いずれの車種を採用するかは、予算編成の段階では難しいので、とりあえず上限の価格をおさえておいたほうが無難である。

(2) 資料購入費

資料とは、BM車に積載する図書、その他のことである。資料冊数は、BM車1台に積み込む冊数と積み替え補充用の図書がさらに2、3倍程度必要である。

資料冊数は、取り敢えずBM車1台につき、1万5千冊程度必要とされている。仮りに、3千冊積載可能なBM車であれば、その5台分の冊数である。

〈表2 BM関係予算（概算）〉

（単位：万円）

① 移動図書館車購入費	車 種	車両価格	改 造 価 格			合 計 価 格	備 考
			内架式	外架式	内外架式		
	小型ルートバン	150		350		500	*外架専用
	26人乗り マイクロバス	250	350			600	
	"	"		450		700	
	"	"			500	750	
	29人乗り マイクロバス	300 (大きい クラスは 800)	400			700	*29人乗りの大きい クラスは車両 差額分価格アップ
	"	"		450		750	
	"	"			550	850	
	4トントラック シャーシー組立	320			780	1,100	*3.5トンは 50万円安
② 資料購入費 (カセット、 CDを含む)	準備期間に揃える冊数	7,000冊 × 1,200円 / 冊 =				840	
	巡回開始後増加冊数	1,500冊 × 1,200円 / 冊 =					約200
		2,500冊 × 1,200円 / 冊 =					約300
③ 雑誌購入費	25タイトル × 2冊 × 500円 / 冊 × 12ヶ月					30	
④ 移動図書館 車の維持管理費	燃 料 費	ディーゼル油	80円 / ℓ × 85 ℓ × 12ヶ月			8	
	車検費用	2ヶ年に一度	自賠責、重量税込み			10	
	6ヶ月定期点検	30,000円 × 2回 / 年				6	
	任意保険	全国市有物件等				3	
	修 繕 費	図書館車の修繕費（任意額）				10	合計 37
総 合 計						2,007	

だが、巡回開始までに、1万5千冊を必ずしも、揃える必要はない。ステーションの数と予算額に応じつつ、約半分の7千冊程度で十分であろう。巡回開始以降、計画的に蔵書の冊数を増やせば良い。

既設の図書館の場合は、自館所蔵の既存資料を、BM車に積載する工夫も一案である。むしろ、これによって図書の貸出回転率が高くなる。

試みに資料購入費を概算してみると、図書1冊の平均単価が1,200円とすれば、 $1,200\text{円} \times 7,000\text{冊} = 840\text{万円}$ である。

(3) 雑誌購入費

雑誌は消耗品扱いとし、別枠の予算（消耗品費）で確保したほうがよい。

雑誌は、もっとも魅力的な資料と言ってよく需要が多い。特に若い母親層が中心的なBM利用者では雑誌の貸出比率はきわめて高いものがあり、期待感を抱かせる資料である。

新刊雑誌を複本で揃え、各ステーションで万遍なく行き渡るような配慮が必要である。

(4) BM車の維持管理費

BM車の維持管理費合計は、約37万円前後であ

る。維持管理費の各項目は、各自治体のそれぞれの予算科目に組み入れられるものである。

車検費以外は、毎年、経常的に予算設定されねばならない。

以上、人件費を除き、①車両購入費、②資料購入費、③雑誌購入費、④維持管理費と必要最小限の予算の概算を明らかにしてきた。これらを合計すると2,007万円。約2,000万円である。

わずか2,000万円の予算で、図書館未設置自治体の人々に図書館サービスを提供することが可能と言えそうである。

BM巡回開始以降は、年間200～300万円程度の資料購入費と、30万円程度の雑誌購入費を継続的に確保して新刊書購入に充てる。200万円だと約1,500冊。300万円だと、約2,500冊の魅力的で新鮮な図書が毎年購入できる。

利用者にとっては新鮮な図書が何よりであるので十分な図書購入費の確保は大切である。

準備段階で2,000万円。巡回開始以降、毎年200～300万円の図書購入費と、30万円の雑誌購入費、40万円たらずの維持管理費でBM事業運営が可能と言うことは、財政力の乏しい県内市町村でも、何とか対応が可能ではあるまいか。

〈表3 仕様書の事例①一仕様明細〉 移動図書館車仕様

No.	項 目	仕 様 明 細
1	車 両	(1) 26人乗マイクロバス (2) ディーゼルエンジン (3) ハイルーフ車（室内高1,800㎜以上、車高2,715㎜以下） (4) 排気ブレーキ (5) パワーステアリング (6) 後輪ダブルタイヤ (7) 後部のリーフスプリングを強化する。 (8) 後部は車庫内保管の時、リーフスプリングの負担を軽減する為に、容易にジャッキアップできる事とし、その方策を講ずる。
2	改 造 主 旨	(1) 内外架式図書館車とする。 (2) 積載冊数は約2,500冊、（紙芝居、雑誌も含む） (3) 書架、その他収納庫とも木製とする。 (4) 受付部及び受付机は設置しない。 (5) 自動車電話を付設する。

3 図書館車の購入

工程表冒頭の、図書館車購入のプロセスは、次の4つの段階に区分できる。

(1) 仕様書作成、(2) 契約、(3) 制作、(4) 納品の4つである。

(1) 仕様書作成

表3は仕様書の実例の抜粋である。

仕様書は、BM車発注でもっとも重要な項目である。どういう形態のBM車にするか、図書館側の要望のすべてを反映させねばならない。

改造仕様は、見積り算定の根拠となるので、完璧に仕上げる必要がある。できればイラストを豊富に盛り込んだ図面を添付したほうが、理解を助ける。

仕様書作成の要領は次の通りである。

①他館の実例等、参考資料を入手し、徹底的に論

議を深め、BM車の形態を決める。

②形態に見合った複数の車種を絞り、検討を重ね、決定する。

③改造メーカーから、仕様の実際について、聴取する。

④仕様書は、分かり易く、必要項目をすべて明記する。

⑤仕様書には、イラスト、簡単な図面も適宜添付する。

⑥一応の素案が出来たら、改造メーカーと事前調整を行う。

⑦改造メーカーは素案の仕様書をもとに、ラフスケッチ程度の図面を作成する。

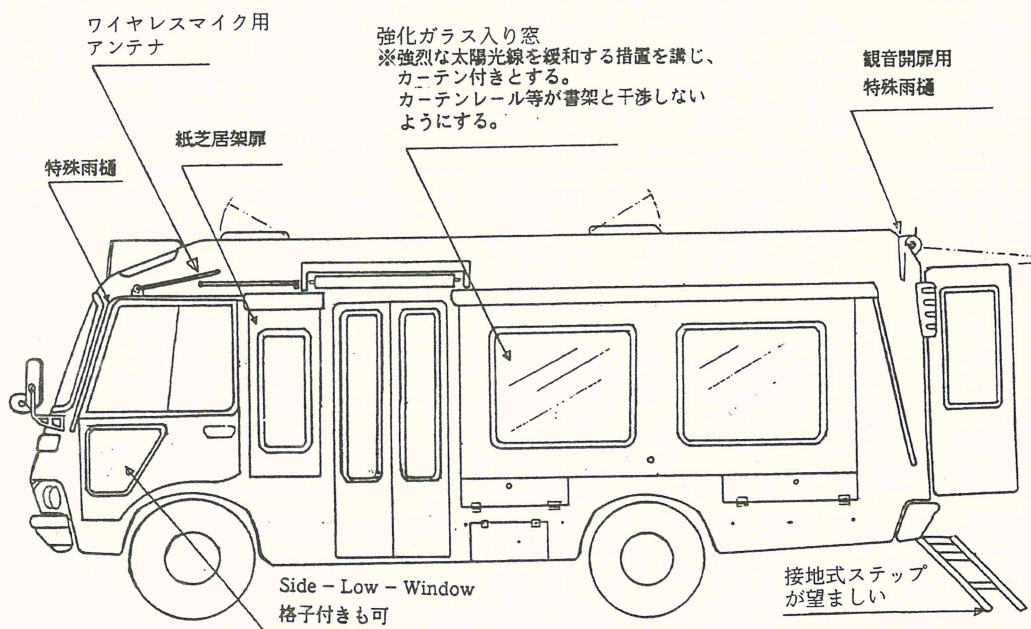
⑧図面をもとに再度、検討を加え、最終的な仕様書を作成する。

⑨仕様書の様式は、各館の自由で良い。

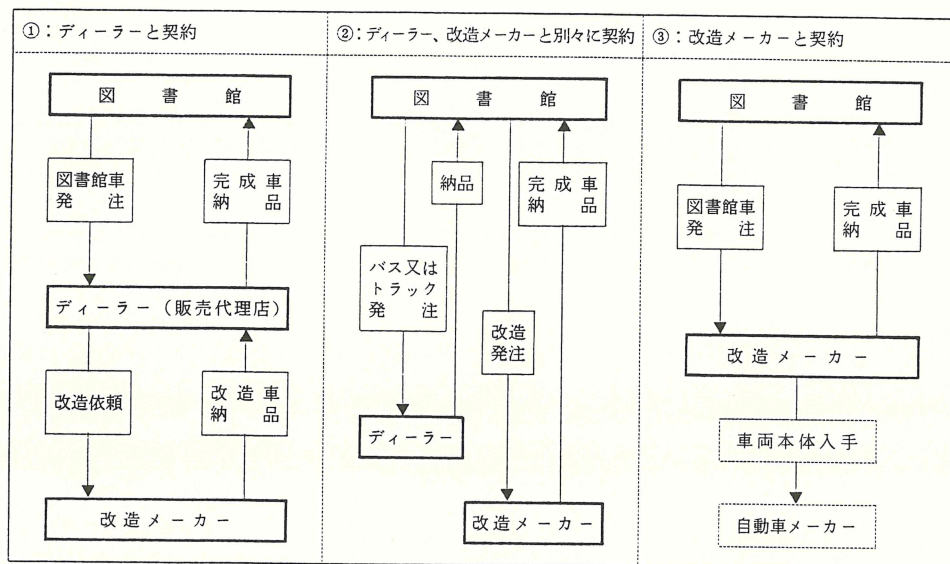
⑩完成図面は、契約のときの承認図面とする。

〈表3 仕様書の事例②一図面〉

左側面図“概念図”



〈表 4 契約の方法〉



(2) 契約の方法

仕様書がまとまり、見積り概算の目安が付けば、契約となる。契約は原則として、各市町村の会計規則にもとずき、履行されるが、入札、随意契約いずれでも良い。

表 4 は、契約先の方法を図式化したものである。

①ディーラー（販売店）と契約

地元のディーラー（指名参加業者）との契約である。車両は、各メーカーとも、機能上差異が無ければ複数のディーラーを対象に入札にふし、落札したディーラーからBM車を購入する形を取る。この場合、入札付帯条件に改造メーカーを指定しておく。

仕様上、特定のメーカー車両を指定する必然的理由があれば、そのメーカー車両を扱っているディーラーと随意契約することも可能である。

契約先が地元ディーラーなので、運用時、何らかのトラブルが生じた場合、責任を地元ディーラーに問えるメリットがある。

②ディーラーと改造メーカーと別々に契約

車両を、入札、随意契約、いずれかの方法で取得し、改造は改造メーカーへ随意契約で依頼する方法である。

契約先は 2 つの業者となりそれぞれ直接管理することが出来る。この場合、注意すべきは、会計規則

上では、一般的に車両が直接納品され、検収確認の手続きを踏まねばならない。その後、現物を本土の改造メーカーへ搬送することになるが、これでは運送コストがかさみ、はなはだ不合理である。したがって、本土の製造工場から直接、改造メーカーへ搬入可能な手立てを調整しておく必要がある。

③改造メーカーと契約

改造メーカーと直接、随意契約する方法であり、最近ではこの方法を採用する図書館が多い。県内では、具志川市立図書館がこれである。

検討期間が短期間で可能で、最初から綿密な打ち合わせの下に正確な設計が出来る。発注館は必要に応じて改造メーカー担当者呼びつけ、改造仕様について直接打ち合わせが出来る。

また、車は、地元ディーラーを指定することも可能である。運行開始後のメンテナンスも、改造メーカーに直接その責を問うことができる。

(3) 納品期間と検収

契約書には、納品期日が明示される。納品期間は、実際に運用を開始する日から逆算して設定されねばならないが、余裕を持つことが肝要である。

検収には、中間検収と、完成検収がある。完成検収は、直接県内までBM車を運搬してきて、発注館に引き渡す際に行われる。

中間検収は、改造メーカーまで出掛けるための旅費が予め予算化しておかれねばならない。

4 巡回計画

巡回計画とは、BMが、いかなる方針に基づき、いつ、どこで、誰に、どのようにして図書館サービスを展開するかをいい、事業開始前に決めておかねばならない運営の基本的事項である。

(1) サービス方針

図書館全体の運営方針に基づき、整合性を持った形で確固としたBMサービス方針を立てねばならない。方針は、予め、明文化したほうが良く、何のための事業であるか明確に位置づけること。

(2) 貸出ステーションの選定

図書の貸し出しを、実際にどこで行うかを定めることである。選定を誤ると貸し出しが伸びず、事業効果の薄い結果となる。

貸出ステーションの選定に当たっては、事前に基礎調査とステーション地図作成が必要である。

地図を広げ、まず図書館より1km半径の円を描いてみる。円内にとどまっている地域は、原則としてBM巡回が必要とみなされない。円外のしかも図書館から遠隔の地域を優先的にポイントをおさえる。各行政区や、集落単位にめばしい候補地をピックアップするが、図書館未設置自治体の場合は、各集落をまんべんなく巡回対象候補地とする。

次に、その候補地の現場へ実際に出掛ける。集落の風景や、地形を観察し、BM車が一時停車できる程度の適当な広場を物色する。

駐車場所選びで注意すべき主なポイントは、次の通りである。

- ① 平らな地形であること。
- ② BM車の回転直径が、十分確保できるスペースであること。
- ③ 日陰であること。
- ④ 交通量の少ない安全な場所であること。

⑤ 地域住民にとって、なじみのある場所（公民館等）であること。

さらに、十分考慮したい点として、学校、スーパーマーケットの近隣等があげられる。

以上の調査を経た後決定されたステーションでも利用状況によっては少しずつずらすとか、弾力的かつ柔軟に変更する余地も残すべきである。

ステーションの数は、各館の運営体制や、集落の数に応じて、無理の無い程度としたほうがよい。

2週間に1度の巡回では、2週間に7日間運行で1日最高4カ所とすると、28カ所程度が適当であろう。無理の無い巡回を目指すには、18～28カ所の範囲内で柔軟に選定したほうが良い。

(3) 巡回コースの決定

選定されたステーションを1日に数カ所巡回するためには、距離、所要時間を考慮した合理的な巡回コースを決定しておく必要がある。

短時間のうちに次のステーションへ移動せねばならないので、道路事情も十分把握せねばならない。

ステーションによっては、利用者の利用し易い時間帯があるので、周辺の人口構成やライフサイクルを調べる作業も必要である。

一連のステーション調査は、いわばマーケットリサーチ（市場調査）に類似するもので、様々な角度から多面的に検討を加えるべきであろう。

(4) 貸出の方法

貸出方法は可能な限り本館と同一の形態が望ましい。ブラウン方式、ニューアーク方式、いろいろ在るが、最近ではコンピューター導入が盛んである。1カ所当たり、300冊以上の貸出があるところでは物理的に旧来の方式だと無理があり、もはやポータブルタイプのコンピューターが必要である。

また、車内に受付機を設けるよりも、車外に机を広げ、貸し出しする方法が望ましい。車内のスペースを書架に振り向けることが出来ることと、暑い沖縄では、車外貸出の方法が合理的である。この場合、机、椅子等は、堅固かつ軽量であり、積み降ろしの容易な構造であること。

5 資料を集めるために

(1) 資料収集方針の検討

BM車に積載する資料を確保するためには、まず資料収集方針が必要である。収集方針に基づき収集計画を立て、選書、発注計画がある。

BM資料収集方針策定に当たっては、図書館全体の収集方針と整合性をもたねばならない。

収集方針の要点は、『魅力のある資料構成と、つねに新鮮な資料収集に努める』ことである。

資料の中心は図書であるが、図書以外に紙芝居、雑誌、カセットテープ、コンパクトディスク等も揃えること。雑誌は、利用者（特に母親）にとって魅力的な資料であるので、タイトルを多くし、複本で揃えること。大型本や、大型紙芝居、地図、旅行ガイドブックも、可能な限り積載すること。BMは積載冊数に限界があるので、新刊を次々にのせると利用者は、常に期待感をもってBMを毎回利用するようになる。

(2) 収集計画

準備段階での収集計画は、既述の表1に図示したとおりである。巡回開始前に必要な冊数を揃えておかねばならない。

準備期間の資料収集は数回に分けて、選書、発注した方が合理的である。期間の目安はおおむね、選書1カ月、発注納品3～4カ月と想定し、逆算して日程を設定する。

巡回開始以降も、選書、発注は継続的に続けられ常に新鮮な資料を提供できる体制であること。

既設の図書館であれば、既存資料を共用することも可能であるので、その場合は新鮮な図書を重点的にピックアップして積載すること。

巡回開始後、数カ月が経過すると、書庫にとどまる図書がどうしても増えてくるので、これらは貸出回転率を上げるために、おもいきって本館へ移行する工夫が必要であろう。

6 設備・備品の確保

BM事業にとって最大の設備は何といってもBM車両と貸出用資料である。BM車は高価な設備投資であるので、大事に末長く使用せねばならず、保管は配慮が必要である。

(1) 車庫、書庫、作業室（事務室）

車庫は、BM車を風雨から守るための必須の設備である。特に沖縄県は塩害が激しく、屋外に長期間野ざらし状態は禁物である。

車庫は、奥行、幅員ともにBM車が十分に格納できて、なお余りあるスペースが望ましい。具体的に29人乗りマイクロバス改造車だと、奥行8メートル、幅員5メートルは必要である。

積載図書の積み替え時は、両側の扉が開いた状態が幅員約5メートル前後であり、車体後部の入口両開き扉を開放した状態の車体長が約8メートルである。

一般的に書庫、車庫、作業室は不離一体のものであり、図書館の建物の一部にあるのが望ましい。

積み替え用の図書を排架する書庫は、車庫への動線を考慮して、作業室、車庫と近接しているほうが作業がスムーズで合理的である。

車庫、書庫、作業室（事務室）は作業環境が乱雑になり易いので配置は十分に検討し、スペースに余裕を持つこと。

(2) ジャッキアップ

BM車には、つねに1トン以上の図書が積載されているので、リーフスプリングには、かなりの負荷が掛かっている状態である。長期間使用しないときはもちろん、2～3日運休するときはリーフスプリングの負担軽減措置として、後輪をジャッキアップして置くほうが望ましい。

特にマイクロバス改造型は、スプリングが居住性を考慮した構造になっていて柔軟であるので、負担軽減はぜひ必要である。ジャッキアップ用装置は、5～8トン用の程度で十分で、車体は、リジッド・ラック（通称：馬）で支えておくこと。

トラック改造型は、本来的に堅固な構造になって

いるので長期間の運休を除けば、ジャッキアップはそれほど必要はないと思われる。

(3) ステーション表示板と貸出中表示板

各ステーションには案内表示板を設置しておく。BM車が停車する場所や巡回日時を利用者にわかりやすく知らせるための広報板である。

ステーション表示板の材質は塩害に耐えうるようアルミ製が適当である。適当な壁面にボルトで固定するタイプと土中に支柱を立てて設置するタイプの両方に併用できる形態が望ましい。

貸出中表示板は、BMが現場で貸し出し中であることを知らせるための案内であり、車に積んで持ち歩くものである。したがって、軽量で、大きすぎない程度のものである。

ステーション周辺の地面に立てかけておくので、風に飛ばされないような形状がよい。

貸出中表示板は、可能な限りカラフルで、遠くからでもよく目立つ模様で彩色して、親しみを持たせること。

これら、BMの設備、備品は必要最小限のものであるが、無論、巡回開始以降少しずつそろえていくことも可能である。

7 その他特記事項

(1) 要員の確保

BM巡回をつつがなく円滑に運営するためには、当然それに当てられるべき人員の確保が必要である。

要員数は、出動日数、ステーション数、利用者数、業務内容等も考慮して弾力的に決定されるが、BM 1台当たり3～5名必要である。実際の乗務員数は運転手1名、司書2名の最低3名必要である。他に館内に残って資料の整理をする職員も必要である。

事業開始直前は、何かと気ぜわしい状況ではあるが、職員の訓練も必要である。コンピューター採用の館であれば、機械の操作を熟知したり、対利用者との対応の練度を高めなければならない。

また、運転手は、実際にBM車の試運転（テストラン）を繰り返し、各ステーションを一通り巡回してみることである。

(2) 貸出用資材の確認

既述したポータブルコンピューターのほかに、貸出用資材には、旧来の方式だと、カードケースや利用申込書、リクエストカード等がある。

次回巡回日をスタンプ押印した返却のしおり等も準備する。その他、各館の実情に応じて、細かい準備をすること。

(3) 広報活動

事業開始前には、各図書館とも住民に対し、広範囲な広報活動が要求される。BMが巡回することの意義、巡回スケジュールなどを広く住民に周知することによって利用者の掘り起こしと、豊かなサービス展開が出来るので、きわめて大切な作業である。

具体的な広報内容はつぎの通り。

- ①自治体の広報誌に毎月掲載すること。
- ②巡回スケジュールのチラシを全戸配布。
- ③マスコミに記事掲載依頼。
- ④BM利用案内の作成。
- ⑤BM車の車名を募集することによって親和性を持たせる。
- ⑥ポスター、看板を設置する。

広報活動は、住民にBM活動を理解させるのに必要な手段であるので、継続的に努力することが大切である。

巡回開始以降もBM車内に広報掲示板を設置して、PRすること。例えば、ステーションでの貸出風景の写真展などは、親近感をもたせるものとしてかなりのPR効果がある。

おわりに

ここに来て、BMが県内の市町村にとって、きわめてなじみ易いことに気づく。さらに、そもそもB

Mの本来的な目的の一つに、本館や分館なりの固定施設が出来るまでの代替機能がある。

県内大多数の人々にとって、図書館と言うものはこれまで無縁の存在であったことは明らかである。しかし、そこにBMが走ることによって、人々の間に図書館サービスの在り方を認知させる効果が生じる。すると、次なるステップとして、人々はより質の高い図書館サービスを望むであろう。固定施設としての図書館建設の契機となるのである。

BMの巡回→ 地域分館の建設→ 本館建設

これはかつて、あの日野市立図書館が達成した、図書館発展の経過であり、図書館ネットワーク構築へのステップである。このステップは県内各市町村では、必ずしも適用されにくい、まずはBM巡回を開始することによって、図書館が人々にとってい

かに必要欠くべからざるものであるかを認識させるに十分な効用があるであろう。

むろん、安価な経費で事業が実現できると言っても、安易な姿勢は禁物である。そこには、常に人々の資料要求に応えるべく、継続的な財政負担の裏付けと確固とした運営体制が確立されていなければならない。安価な経費はあくまで施設建設に比較した場合であって、それだけで建設不要の理由とならないのは当然である。

BMはあくまで、建物建設が困難な図書館未設置自治体に、建物としての図書館と同様な図書館サービスを保障するための、最低限ギリギリの手段にすぎない。BMを礎に、将来的には図書館建設に向けて、確固とした展望と計画が必要とされるのはいうまでもない。

(注1) 『図書館車の窓』 1982年6月発刊、年4回発行(不定期)

編集:「図書館車の窓」編集室 石川県松任市千代野西1-3-11 ぶどうの木子供図書館内

電話 0762-76-8190

発行:自動車特殊車体製作 株式会社 林田製作所 埼玉県大宮市大字上山口新田56-1

電話 048-683-2250

FAX 048-684-6292

(注2) 『BMハンドブック』

制作発行: 同上 林田製作所

幕末の那覇の「宿」について

小 野 まさ子

はじめに

近世期、那覇の町は、首里が政治の中心としての機能を持っていたのに対して、商業・経済の場であり、琉球王国の物流の中心地として、また一大消費地として、琉球王国の中では大きな位置を占めていた。那覇には、沖縄及び周辺離島からの船や人は勿論の事、両先島といわれた宮古・八重山諸島の船々、薩摩からの大和船が、幕末には異国船さえも出入りしていた。

那覇にやってくる人々の内、近郊の者達は日帰りでやってくる事もできただろうが、国頭や諸島からの者達は、船の中での短期の生活以外は、那覇に宿泊施設を確保する事が必要とされたと考えられるし、ましてや両先島と称された宮古・八重山からでは、中・長期の滞在に及ぶ事は当然の事であっただろう。

また、仕上世などの納税の時期になると、諸間切・諸島からは税としての米や貢納布が役人達の責任の下に那覇に運ばれて来た。これらの品目は、間切役人と王府側の役人との間で数量確認を行ったり、支払・受取などの文書事務の煩雑さ等からみて、その終了までは那覇に滞在する事になったのは、当然の事であった。

外に日常的に消費地である那覇への山原船の入津があることも、すでに1851年段階で確認できる。おそらくそれらの船は、明治期にそうであったように沖縄島周辺の海上交通に活躍し、那覇へ薪や家畜等の物を積み渡って来たに違いない。

那覇にやってくるのは、沖縄の人間だけではない。薩摩からの船頭達も季節により変わる風を利用して、仕上世米や砂糖を運送するためにやってきていた。

彼らは風の関係上、出帆の時期を逃すと、半年近く滞留を余儀なくされる事もあった。

しかし、それよりももっと長期に及び、しかも定期的であったのが、薩摩藩から派遣された在番奉行や、それに随行してくる附役、足輕等の一行の滞在であった。

このような住居者以外の人間を一時的に滞在させる為には、那覇はどのような施設を持ち、それはどのように機能していたのだろうか。まず、明治以降の宿泊施設を概観してみよう。

1 明治以降の宿

『那覇市史』民俗篇によると、那覇の港周辺には特に、明治から大正に至るまで、「ヤール小(宿小)」と称する宿泊施設が多くあったそうである。それらは利用者の出身地の名をつけて呼ばれ、離島の名をつけた「ケラマヤール小」等や奄美大島からの人々のための宿であろうと思われる「オオシマヤール小」、近郊ではあるが特殊な用途の為に使用された「イチマンヤール小」の様な村名がつけられていたものがあつたらしい。また、中北部の人々のための宿泊所は「タビヤール小(旅宿小)」とも呼ばれて、本願寺の前一帯であったという。これらの「ヤール小」は宿泊所といっても、看板があるわけではなく、那覇の人が自宅をそのまま利用し、寝泊まりも床の上に豊見城辺でつくられたスンジャームシルを敷いただけのものであって、民家利用から抜けでて、本格的な経営に力を入れ始めたのは、明治後半より大正にかけてであったとされている。畳が敷かれ、看板が

き始めるのもその頃らしい。そして、大正・昭和期には、大和への紡績女工達の旅立ち前の宿泊にも充てられた。また「ヤール小」には宿泊だけではなく、各間切や島等から持ち込んだ特産品等売り捌いてくれる仲買の仕事をやっている所もあったとも記されている。

だが、以上のような沖縄島近辺の人々の宿泊所とは別に、「マークヤール小（宮古宿小）」の様に、普通の「ヤール小」と離れたところにあって、他の「ヤール小」が明治以降に数を増したのに対して、大正の初め頃消滅してしまったものもあった。

それと対比的に、大和人を宿泊客とするものに「旅館」があり、明治になってからできたものとされる。利用者は商人が多く、宿泊料も高額で庶民には手がでないので、「旅館」には、「大和人の商人か金持ち、あるいは偉い人の泊まるものというイメージ」がつきまわっていたそうである。⁽¹⁾

ただ、これらの記述は口承に頼った面が多いため、近世期とのつながりに関する記述が薄いので、近世末の「評定所文書」等の史料を突き合わせて見ていく事にしよう。

2 近世的那覇の宿のイメージ

では、史料から明治期の宿につながるようなイメージがつかめるだろうか。まず、近世期にはどのような宿があったのだろうか。

(1) 間切の宿

まずは明治以降にある沖縄の人々の利用する宿であるが、田舎から町方への勝手な移動を禁じた法令があるように、既に18世紀頃から首里・那覇辺への移動は行われていたと見られるが、それは知り合いを頼ってのものであったり、役人達の屋敷への奉公という形を取っていて、まだ個人として宿へ泊まるというような例は確認できないが、ただ納税の時期になると、最初にも触れたとおり、中・長期の滞在を必要とする役務があったために、宿泊し、事務的

な処理のできる場所を確保する必要がある、間切の役人達に生じたようである。以下の文は、「間切公事帳」の一項であるが、それを確認する事ができる。

一同時大さはくり一人・文子四人宿江相詰、升目・俵皮斤量相糺引付方相勤候、大さはくり一人・文子二人者津端江相詰、寄米有之次第取納座請地方より引付申請、仕上世座持参、仕上世座引付を取無滞船頭江相糺、船頭請取仕上世座江持参、同役より則々通申請、右通取納座引合仕、通者宿詰之さはくり江（相渡）、百姓中江者宿詰之さはくりより則々請取相渡候事。⁽²⁾

同時とは、税としての仕上世米を間切から支払うための業務の時という事であるが、大さはくりと文子が詰めて宿で行う業務内容を記したものである。津端や船頭等の文字の見える事からおそらく那覇での話であろうし、また別文ではあるが、「首里・那覇大宿」の表現も出てくるし、仕上世の時期は沖縄島内の大部の間切が那覇に集中するはずであるから、各間切の固定した宿の存在の可能性も考え得るのではないだろうか。ただ、これらの宿の日常的な使用の有無や宿賃の支払等に関する細かい事は、史料の性格上わからない。が、明治以降に増加した各間切の宿も、仕上世米取納時の大宿廻りから変化していったものと考えられないだろうか。

また、両先島からの役人達も、御用物・御用布の宰領として那覇へやってくるのだが、沖縄島内の役人達よりも滞在する期間は長期に及んだと思われるし、大正初期まで残っていた「マークヤール小」の存在なども、それを示すものではないだろうか。けれども、以下の史料の様に、

一頭以下役々上国之時宿賃米之儀、御模之通ニ而ハ不足ニ付重分此中所遣米より相渡来由候。然処於那覇分限ニ応シ宿取候ハハ、御模之賃米ニ而可相済候得共、我増致公界振候与て大家より撰候故件之次第候間、向後重分所遣米より相渡候儀可召留事。⁽³⁾

決られた宿ではなく、財政的な事も考えず、自分の

分格のみを考えて、大家から宿を借り、滞在日が不足し、加えてその不足分を八重山の地方財源である所遣米から補充するという事も行われていたようで、1768年（乾隆33）にそれを禁止する条項も出された。与世山親方以降に先島を訪れた翁長親方や富川親方の規模帳には同様の記述は見られない。また、宮古の事例ははっきりしないが、「マークヤール小」も同時期に再設定されたのであろうか。ただ、大正初期の衰退は、両先島と沖縄島との経済的、政治的なつながりの弱化と関係があるのかもしれない。

が、現刊行時までの「評定所文書」には、これらに関連する文書は見られないようである。

(2) 船頭達の宿

間切役人以外に宿を利用する必要があったのは、薩摩・道之島・沖縄島・両先島の間で、税としての米や砂糖・布を運送した船頭や水主達であったことは先に触れたが、彼らの宿は単なる風待ちのための宿りではなく、そこで物の売買を行うための場所でもあった。例えば、以下の文は八重山での事例ではあるが、

覚

其地江差越候船頭・水主万売物之儀ニ付、島中之者不依男女大和宿江致出入、不意ニ口論ケ間敷儀共有之様ニ被間召上ニ付、御禁止被仰付売物之儀者、下役人一兩人・主取相立一手ニ買取、村々江致支配候而如何可有之哉之旨、被仰渡候。(下略)⁽⁴⁾

八重山に穀物を積みに行く大和船の船頭達の商売について、「大和宿」へ島中の男女が出入りして、熱の入るあまりに口論になってしまうのはいけないという表現で、船頭達の宿が滞在と共に、現地での商売の場であった事を物語ってくれる。那覇での事例として、「大和宿」の様な表現はでてこないのだが、

一盗人捕付相糺させ候処、山川之彦兵衛旅宿より間之板盗取売払、買手之者ニ者右板遣込置候付、代銭取揚させ置候間、問役ニ而受取彦兵衛江相届させ候様、(下略)⁽⁵⁾

のように、役人としての肩書きが付かず、出身地名を頭に付けた、おそらく大和船の船頭と思われる「山川之彦兵衛」の旅宿等が確認できるし、同様の文書の中に、

一女共、旅人宿又ハ諸船往通致交易候儀御取締仰渡ニ付、申渡之事。⁽⁶⁾

のように、女性達が「旅人宿」へ商売をしに行くという事例もあるので、八重山の場合と同様の事が那覇でも行われていた事がわかる。

ほかに、以下のような特殊な例としての船頭の宿もいくつか確認できる。それは「鯉飛船船頭・水主共陸宿」⁽⁷⁾であり、薩摩からの緊急連絡用としてやってきた飛船の船頭達の宿賃を、首里王府から支給してほしいとの宿主からの申請の文である。通常の船頭達の宿賃は規定として確認できないが、飛船船頭達の場合は、首里王府が支払う事になっていたようである。また、船頭達の中には例えば出船の時期を逃してしまったために、那覇に長期滞在する者もあったのではないかと考えられるのだが、まだ「評定所文書」では確認できない。

さらに、船頭ではないが、「沖永良部島より薬種買入方ニ罷渡候者共陸宿」⁽⁸⁾の様に道之島と称された奄美諸島から船を使って品物を買入れに來た者に対して、陸宿を許可する等の例もある。明治期に出てくる「オオシマヤルー小」の近世の姿が見えるのではないかと。

このように、間切の宿も船頭の宿も、「評定所文書」の中では、ほとんど触れられていない。それに対して、大幅な枚数を割いて記録されているのが、薩摩の役人達の宿に関する事項である。

(3) 薩摩の役人達の宿

「評定所文書」の残存度合いの高い幕末期に、琉球には在番奉行を始めとした附衆や足輕等の規定通りに派遣される役人達と、その他に、異国人对策と

して派遣されて来ていた異国方や唐物扱いの監視を主とする産物方の役人達が滞在した時期があった。

定式の役人達は基本的には3年交替、また異国方などの役人は不定期に派遣されたり、帰国したりしている。彼らの職務内容はともかく、一体彼らはどこにどのように住み、対する琉球側はどこまで支援したのだろうか。

在番奉行に関しては、現在残っている「御仮屋守日記」や「仮屋守別当日記」等で、那覇の港に近い場所にある「在番奉行所」（「御仮屋」ともいう）に住まい、同時にそこで政務を執っていたこともわかりつつあるのだが、在番に附いてきた役人達、また臨時に勤務している異国方の役人達の生活は、東恩納寛惇の『南島風土記』でも、わずかに「随員の詰所があり、それを脇仮屋と唱えるに対して、本仮屋とも呼ばれた。」と触れるのみで、はっきりしない状態である。事例としても、在番奉行所以外の借宿を「仮屋」と表現したり、「大仮屋」や「本仮屋」「脇仮屋」の外に、「一番仮屋」などの記載も見られる。在番奉行所の構造をはじめこれらはまだ解きあかされていない部分である。

今回は、その一部である役人達の宿の様子を刊行済の『琉球王国評定所文書』第5巻までの中に特に評定所の「年中各月日記」の中から拾ってみよう。

(a) 宿の準備

『那覇市史』民俗篇では、県外の人の宿は、明治になってから出来たものであるとなっているが、「年中各月日記」等の記録を見ると、処分以降に商商人層を除けば、薩摩の役人達に宿を提供している例は多くある。しかし、それらの宿は日常的には薩摩役人達の宿としての設備を備えたものではなかった。為に、薩摩よりの役人の派遣の連絡を受けると琉球側では、例えば二階堂右八郎及び役々衆の来琉と、その分格を知らせる下史料のような書簡を、定式・臨時を問わず、薩摩にある琉球館より琉球へむけ出した。

二階堂右八郎殿其外御役々衆、去秋当地江被差越候付、御礼儀向之儀被相伺、御礼儀向并招請事・

音信・贈答、且御宿賦心得之次第迄茂被仰渡候段、両通を以被申越趣相達、国王江申聞候。⁹⁾

以下のように在番奉行所から通達の書き付けが渡される事もあった。

一御内用ニ付島津登殿以下役々御当地江渡海被仰付候段、御在番所〆書付被相渡、宿手当等之儀ニ付被仰渡候事。¹⁰⁾

それに応じて琉球側では、役人到着の以前より宿の諸準備が調えられた。ただ、以下のように全く分格のわからない、または該当しない者の派遣にたいしては、直接の準備に当たる那覇役人から、問い合わせが行なわれた。

一此節罷下候医者分格不相分、入置道具等異国方与力之振合を以相調候様、那覇役人〆問合・返答、且下着次第承合申越候様、問合之事。¹¹⁾

首里王府では、在番奉行所の指示を仰いだ上で検討がなされ、那覇役人へ返答された。そして、役人達が那覇へ入津したときには、港での儀式的後にそれぞれの格に合わせて準備された宿へと案内されたのである。宿の準備についての問い合わせは、役人達が沖縄島北部の本部に寄港したときにも再確認されるように、綿密なものであった。しかし、宿の準備は必ずしもスムーズにいったわけではなく、

重御役々衆御宿入置道具之内寄不足有之、早々相納候様可申渡旨、那覇役人より問合之事。¹²⁾

のように、直前まで道具の準備が調わないこともあった。

(b) 宿の形式

役人達の宿は、場所よりも、屋敷の広さや入置道具が最も分格に関わるものであった。

ところで、役人達の分格に応じてどのように違う対応が行われたか、わかっているのだろうか。残念

ながら規定の史料はみつからない。しかし、「評定所文書」の中に、それを示す以下の文書がある。

尤御小姓宿者一軒ニ同宿四人程ツツ之心当を以賦付候様、右八郎より十郎兵衛承知仕候。⑬

一島津登殿御宿之儀、上雪隠所無之、小ヶ所迄ニテ鹿末之様相見得、添玄喚之成を以雪隠所作調候様被仰付候而者何様可有之哉、那覇役人ト問合・返答并向々江通達之事。⑭

等がある。これらを見ると、まず小姓格は一人に一軒の宿ではなく、4人程の合宿であった事がわかるし、御用人格の島津登の場合には一軒の宿で、小ヶ所と呼ばれる便所のみでなく、さらに格式の高い雪隠所を付け、玄喚までも設置させたものであった。但し、これらの文書は目録に当たるもので、詳細さにかける。ために、それぞれの格毎にどのくらいの差があったのかを図るのは難しい。

しかし、薩摩役人の宿に指定されたところは、足輕から肝煎・与力等に至るまで、ほぼ同様に「障子張調、敷畳、附台所、小ヶ所、入置道具」を調える指示がなされ、用人や奉行等格が少し上がると、「雪隠所、附玄喚、床、ひさし、簀子」をとりつける事が指示の中に加えられた。

これからみると、借宿となる那覇の家は、本来は障子や畳もない板間の状態で王府には提供され、入置道具等が納められた。ただ、これらがどのような道具であったのかは分からない。しかし、敷畳は、例えば足輕の場合、「異国方足輕宿敷畳之儀、最初より座并小座者備後、式番座計割る調ニ而候。」⑮とあるように、備後と割るの2種類の畳をわけて使用していた事などもわかるし、また宿の大きさに左右されると思うが、使用する枚数なども規定されていたのであろうか、記録の中にも畳の枚数に付いての多くの記述がある。其の他の設備も、沖縄の現存する民家の構造を見ても分かるように、便所の構造も違うし、玄関は特に作られていない。また、台所も別棟になっていたのであろうか、王府側での準備の際に、少なくとも座敷のある家に付属する台所や小

ヶ所（便所の一種と考えられる）等を取り付ける必要があった事が分かる。この付属品は役人の格が上がると、小ヶ所が、より上質の便所である「雪隠所」となり、また役人達の宿は時には、

一産物方御用松本十兵衛殿於御宿取扱被致候段、那覇役人より問合之事。⑯

のように宿泊施設のみでなく、政務を執る場としても位置づけられたので、「附玄喚」として特別に玄関等の設備も必要とされたし、夏場の日差しや湿気を防ぐためであろうか、「ひさし」や「簀子」等も設置されたようである。特に在番が奉行所から一時的に泉崎の宿へ移動するときなどは、入置道具の運びのために、臨時にも荷物夫を増員している事などから、異国方等の役人達の宿は勿論ながら、最初持ち主が貸した建物よりは、大きく変わったものが出来上がった事は想像にかたくない、次のように付属施設の解除を申し出る宿主もいた。

一野元一郎殿事御用ニ付被致帰帆候付、重而被罷下候而者御宿附台所・小ヶ所等解除候様被仰付度旨、御宿主申出候付、那覇役人より問合・返答之事。⑰

では、付属品が付く前の状態の「宿」を貸した持ち主達はこういった人々だったのだろうか。

(c) 宿 主

那覇で役人達に宿を提供した者達は、文書の中では「宿主」と記載されている。しかし、彼らは直接薩摩の役人へ宿を貸していたわけではない。上記にあげたように、畳やその他の付属品を準備したのは首里王府の側であったので、彼らが家を貸した相手は首里王府であり、貸した対象物も「宿」という整備されたものでなく、単なる民家に近いものであったと考えて良いであろう。

が、それらの宿は、薩摩の役人用であるといっても、無償で借りられたものではなかった。役人達が使用した日数分だけ「合力米」が、次例のような申請文書の形で請求され、支払われていた事が分かる。

廿日甲子、曇天風亥子之間、夜同断。

異国方掛書役衆兒玉宗八殿宿主より、御合力米被成下度、別紙之通願出有之候間、例之通渡方被仰付度、此段致御問合候。以上。

二月廿日 潮平親雲上
小禄親雲上

御鎖之側御方

口上覚

乍恐申上候。私居宅之儀、去年八月廿一日より同十二月卅日迄、兒玉宗八殿御宿相動置申候間、何卒御合力米被成下度奉願願候。此旨宜様御取可被下儀奉頼候。以上

申二月 泉崎村嫡子 仲 村 子
右之通願出候段、那覇役人添書を以申来、遂披露相済候間、例之通渡方可被申渡候。以上。

二月廿三日 恩河親雲上
御物奉行

廿三日丁卯、晴天風辰巳之間、夜同断。

兒玉宗八殿宿主より、御合力米被成下度願出候段、申出之書付取添被申越紙面遂披露、例之通渡方有之候様御物奉行江相達置候。此段及返答候。以上。

二月廿三日 恩河親雲上
里主
御物城

上の文書は、泉崎村の嫡子仲村子が、自分の居宅を異国方掛書役の兒玉宗八の宿として、8月21日から12月30日までの4ヵ月と10日間貸した事に対する合力米の請求に関する書類である。申請是那覇里主・御物城と思われる潮平・小禄の両親雲上から御鎖之側（恩河親雲上か）へと2月20日に出された文書に、宿主である仲村子の申請書を添えて出されている。その申請書に基づいて合力米が支払われるためには、恩河親雲上（御鎖之側か）から御物奉行へと文書が廻され、支払いの手続きが行なわれた。一方で23日には、同じく恩河親雲上から申請元である那覇里主・御物城へと、決裁を受けて支払の手続きのために御物奉行へ書類が廻された事が返答という形で、伝えられた。

このような形式の文書は、とくにベッテルハイム滞在からペリー来航までの1846～1854年の間の「評定所日記」の中には他にいくつか見る事が出来る。それらはほとんどが異国人対策のために派遣された臨時の役人の宿であり、異国人の目から逃れるために一時的に西村の在番行所周辺から、泉崎村へと在番奉行をはじめとする役人達の宿が移動する時期であった。であるから、そこには特殊な条件や事情がある。が、以下に登場する宿主達は人名は登場するものの彼らが那覇でどういう立場を占めているのか分からない。それを年号・借主・期間・人名等を簡単に集めたのが、次表である。¹⁹⁾

記 載 年	宿 主	借 り 人	期 間
1847年7月3日	泉崎村仲浜 筑登之親雲上	異国方目附 石原龍助	6月28日より
1847年9月15日	泉崎村次男 仲村子	異国掛書役 兒玉宗八	正月～8月
1847年10月9日	泉崎村嫡子 国 吉筑登之親雲上	異国方目附 石原龍助	正月朔日～6月26日
1847年10月	泉崎村 石川筑登之	医者 永嶺昌庵	4月10日～10月
1848年1月13日 8月8日	泉崎村次男宮里 筑登之親雲上	異国方目附 石原龍助	去年8月23日～12月
1848年1月13日	泉崎村5男 山城筑登之	小姓 岩切英助	去年7月24日～12月
1848年2月20日	泉崎村次男 仲村子	異国掛書役 兒玉宗八	去年8月21日～12月30日

1848年3月17日	泉崎村 阿波連子	異国方目附 松本十兵衛	3月16日～8月
1848年3月17日	泉崎村次男 仲村子	新納四郎右衛門	3月17日～
1848年8月4日	大湾親雲上	奉行 倉山作太夫	去年8月27日～今年7月
1848年8月4日	泉崎村渡嘉敷 筑登之親雲上	異国方与力 内藤 作兵衛と足輕3人	正月朔日～7月
1848年8月8日	泉崎村5男 山城筑登之	小姓 岩切英助	正月朔日～4月9日
1848年8月8日	泉崎村5男 山城筑登之	書役 橋本千蔵	4月15日～7月
1848年8月8日	泉崎村 宮里筑登之親雲上	異国方目附 石原龍助	正月朔日～7月
1848年8月17日	泉崎村次男 仲村子	異国方目附 石原龍助	8月～
1848年9月29日	泉崎村嫡子 仲浜筑登之	用達 新納次兵衛	12月18日～8月
1848年11月	泉崎村仲村渠 筑登之親雲上	附役 上村喜兵衛	～11月（火事にて焼失）
1848年12月7日	泉崎村仲村渠 筑登之親雲上	異国方代官 久保才助	正月朔日～12月か（当年中）
1848年12月9日	泉崎村 吉浜筑登之	古附役 有馬覚右衛門	正月朔日～2月4日
1848年12月9日	泉崎村 吉浜筑登之	新附役 橋口彦次	
1848年12月17日	西村 仲村渠筑登之	異国方肝煎野添助 之丞と足輕5人	（西村仲地筑登之の誤りか） 1848年12月21日
1848年12月21日	泉崎村 古堅筑登之	異国方肝煎野添助 之丞と足輕3人	
1848年12月25日	泉崎村 当間筑登之	永山甚兵衛 小田原十九郎	（夜着が盗まれる） 1848年11月29日
1847年8月20日	泉崎村仲村子 所持の明屋敷	仮奉行所の馬屋、 馬作事・草切詰所	（または糸数里之子親雲上 屋敷内余地）
1848年12月	泉崎宿	奉行并定式役々衆	泉崎宿から奉行所へ
1848年10月	西村 高江州親雲上	御奉行移御宿	

「宿主」達は子や筑登之、筑登之親雲上を名乗っている。彼らは士族であったのだろうか。また、名前がわかるだけで16人ほどであるが、それらが時期をずらしながら、何人もの役人の宿として提供されている。役人達は1軒の宿にずっといるのではなく、ある程度決められた範囲ながら、しきりに宿を変わっている。

これらの「宿主」達はどのような手続きを経て家を貸したのか、宿主達は同居したのか、「居宅」以外にも貸家となるべき家を持っていたのか等、

「年中各月日記」の記述のみでは解決出来ない部分が多い。

(d) 「宿」の実際

その他、史料からどのような宿の実態が拾えるであろうか。

まず1つは、役人達の宿移りの頻繁な事である。理由はわからないが、表からみるように、石原龍助は、約1年の間に国吉・仲浜・仲村・宮里と4軒の宿を移っている。

以下の例のように同一職務の役人を集めた宿の配置をしてくれるようにという職務上の理由も見られるが、

此節御下被成候岩切英助御宿之儀、(中略)英助殿事松本十兵衛殿ト御用之事ニ而、何れ近辺ニ旅宿不相成候而不叶、(下略)²⁰⁾

他は、理由不明のもの、病気で気が沈みがちであるという、気分転換の為の宿移りなどもあった。琉球側では、到着前に設備一切調えているのであるから、それから宿替となると、二重の負担となる事もあっただろう。しかし、同一宿主の宿を何人かの役人達が時期をずらして使用しているのをみると、移り宿の選定は無制限に行われたのではなく、琉球側の宰領に大部分まかされていたと見る事もできる。

ところで、これら役人達の宿は、頻繁に盗人に侵入されている。次の、松本十兵衛の付足軽である小田原十九郎が宿から、木綿の布団兼寝巻にあたる夜着を盗まれた事件なども、その一例である。

覚

木綿堅島大夜着

但、裏浅き染

襟木綿しぶり染

松本十兵衛付足軽
小田原十九郎品

足軽小田原十九郎宿夜前逢盜候付、首里并泊・久米村・近方之間切々々江穿鑿可申渡旨問合之紙面相達、遂披露、向々江糺方被仰渡置候間、首尾申出次第何分可申越候。尤那覇中者猶又各ニ而探索方被申渡候。此旨及返答候。以上。

十一月廿九日

喜屋武親雲上

里主

御物城

21)

他にも、医者 of 永嶺昌庵が盗みにあった事など、挙げれば枚挙に暇がない。

また、ベッテルハイム関係の文書でも、薩摩の役人の宿の状況が伺える。以下の文書は、道光28年(1848)の「英人逗留ニ付那覇ニ而之日記」の部

分である。10月18日午前10時頃、ベッテルハイムが日常的に行っている布教活動の中で、上之蔵の梅毒患者である比嘉にやを見つけたところから始まる。実は比嘉にやは、「尤比嘉者糸洲親雲上借屋台所表ニ相住居、座表者産物方足軽宿ニ而候処、隔之間戸打破足軽宿江入」²²⁾とあるように、産物方足軽と間戸を隔てて同居しており、患者である比嘉を見つけようとする余りに、奥へ踏み込んだベッテルハイムに鉄砲を押し取られるという事件へと発展して行くのである。薩摩役人に提供している宿が、さらに別のものにもかかれていたことが分かるし、鉄砲などもそういう宿に保管することがあったことなどが分かる。月日は変わるが、ベッテルハイムは知ってか知らずか番奉行所へも入っているので、薩摩役人の宿とはいえ、それほど厳重な警備がしてあった訳ではないようである。他にも異国人逗留につき、新任の横目・附役は「脇宿」へ割りあてなどの記述もある。また、先に述べた泉崎への奉行達の移宿も、強固に侵入を阻止するというよりは、それまで西村に集中していた宿を、異国人の来ない場所へしばらく越すという事が、目的であった。

通説で考えると、足元にも寄りつけぬ薩摩の役人という事になりそうだが、これらの状況はいったい何を語るのだろうか。

さいごに

「琉球王国評定所文書」は行政側の史料ではあるが、その中には、那覇の町の様子が、断片的ながらもよく出てくる。それから、当時の那覇の姿を描けないだろうかと思いながら、文書を読む事がある。特に那覇に住んでいた薩摩の役人達の生活を見たいという考えがあって刊行済みの中の8つの評定所の「年中各月日記」をめぐってみた。それらの内容をみていくと、薩摩との往来など、対外関係を中心に記録されている事がわかる。その中でも、琉球にやってきた薩摩の役人達の動向、特に役人達を迎えるにあたっての琉球側の諸準備が記録の大半を占めている。また、薩摩側の史料の中の、

一在番之奉行宿者従前々相定所ニ可被居、

但、交代之節者おやみせたるへき事、

一右付衆宿、地下より差図次第たるへし、不可致勝手候、敷置等宿ニ敷付之外、所より雖出、請取間敷事、（下略）²³⁾

のように、在番奉行の宿や交代の時の移宿の規定、並びに付衆達の宿の規定に「地下より差図次第」とあるように実際に琉球側の裁量の上に任せられたのか、等の事も確かめなかった。そこで、たいへん無謀ではあったが、役人達の職務も全て無視した上で、彼らの住まった「宿」に関する条項のみを抜き出してみた。それらを見ると、『那覇市史』民俗篇では、明治以降の宿の状況しか拾っていないが、その前提となるものを前近代少なくとも1845～1850年の宿の様子から伺う事が出来たように思える。そして、この覚書で拾った限りでは、薩摩からの規定は、在番奉行交代の時の移宿が「おやみせ」ではないらしいことを除くと、確かに守られているようにみえた。しかし、使用した文書が薩摩役人に見られる事を前提とした記録ではないとは言い切れないので、もっと実例を多く捜していく事の必要を感じた。

このこと以外にも、那覇の町の中での「宿主」達の位置など、わからない事は多いし、他の史料で一つ一つ詰めて行かねばならない危ういものであるが、一人の宿主が同時期にいくつかの宿を貸したらしいこと、また同宿主の宿が長期に多くの役人に借りられていること等から、ある程度の余裕を持った人間達のサイドビジネス的なものを、「宿」特に役人達の「宿」の記述に見てしまうのは、早急すぎるであろうか。

ただ、「評定所文書」から「宿」の条項を拾っていきながら、この言葉の使用範囲がたいへん広いものだという事もわかった。「辻の傾城宿」²⁴⁾とか、「御用布取納宿」²⁵⁾等、公私にわたって宿泊という点のみで「宿」という言葉を捕らえられないという事がわかったからである。

これらすべての「宿」を考慮にいれる事が出来ず、甚だしまりのないものにはなってしまったが、那覇の町の状況をみていくきっかけとしての作業は楽し

いものであった。

これから、もっと多くの事例を拾っていく事で、この中途半端な記述の穴を埋めていきたいと思っている。

注

- (1)那覇市企画部市史編集室『那覇市史資料篇第2巻中の7 那覇の民俗』1983 P424
- (2)沖縄市教育委員会『沖縄市史資料集1 間切公事帳の世界』128頁 P77
- (3)沖縄県教育委員会『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』P270 「与世山親方八重山島規模帳」
- (4)喜舎場永珣コレクション「参遣状」
- (5)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光29年「年中各月日記」(1417号)六月中日記 P242
- (6)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光29年「年中各月日記」(1417号)十二月中日記 P252
- (7)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光29年「年中各月日記」(1417号)九月中日記 P246
- (8)『琉球王国評定所文書』第5巻 「日記総目録」(1448号)道光30年2月中 P352
- (9)『琉球王国評定所文書』第2巻 道光25年「案書」(1341号) P67
- (10)『琉球王国評定所文書』第2巻 道光27年「年中各月日記」(1382号)九月中日記 P510
- (11)『琉球王国評定所文書』第2巻 道光27年「年中各月日記」(1382号)三月中日記 P493
- (12)『琉球王国評定所文書』第2巻 道光27年「年中各月日記」(1382号)五月中日記 P500
- (13)『琉球王国評定所文書』第2巻 道光24年「従大和下状」(1338号) P9
- (14)『琉球王国評定所文書』第3巻 道光28年「年中各月日記」(1395号)正月中日記 P430
- (15)『琉球王国評定所文書』第3巻 道光28年「年中各月日記」(1395号)十二月中日記 P470
- (16)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光29年「年中各月日記」(1417号)四月中日記 P233
- (17)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光29年「年中各月日記」(1417号)六月中日記 P242

- (18)『琉球王国評定所文書』第3巻 道光28年「年中各月日記」(1395号)二月中日記 P438
- (19)『琉球王国評定所文書』第2巻～第5巻までにある1382号・1395号・1417号・1448号・1456号・1469号の「(評定所)年中各月日記」から、宿主の記載のある部分から抜き出して作成した。
- (20)『琉球王国評定所文書』第2巻 道光27年「年中各月日記」(1382号)三月中日記 P495
- (21)『琉球王国評定所文書』第3巻 道光28年「年中各月日記」(1395号)十一月中日記 P465
- (22)『琉球王国評定所文書』第4巻 道光28年「英人逗留ニ付那覇ニ而之日記」(1401号)10月20日 P311
- (23)鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料』「旧記雑録追録1」P354 明暦三年(1657)西九月十一日 鎌田源左衛門外より三司官宛 「掟」
- (24)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光30年「年中各月日記 帳当座」(1444号) P302
- (25)『琉球王国評定所文書』第5巻 道光30年「年中各月日記 帳当座」(1444号) P293、P298

新発見の古琉球辞令書について

高 良 倉 吉

はじめに

拙著『琉球王国の構造』（1987年、吉川弘文館）の末尾に付録として「残存古琉球辞令書一覧（含過渡期辞令書）」を作成し掲載したが、それには叙任型37点（内沖縄15点、奄美22点）、折衷型および得分規程型17点（内沖縄12点、奄美4点、先島1点）の古琉球辞令書都合54点と、それに過渡期辞令書19点（内沖縄14点、先島5点）を年代・国王・地域・受給者・給与内容の各欄を設けてそれぞれ紹介しておいた。その中の折衷型および得分規程型のNo.2に登場するアガルイの掟宛辞令書と、過渡期辞令書のNo.2に登場する大ノロクモイ職叙任辞令書の2点は、実は『琉球王国の構造』脱稿後に確認した新しいものであった。

そこで、『琉球王国の構造』の中ではとりあえず一覧表に明記するとともに、大ノロクモイ職叙任の例はノロ制度の状況の部分に紹介するにとどめ（176頁）、具体的な論及は行わなかった。なお、ついでながら補足すると、拙著『琉球王国史の課題』（1989年、ひるぎ社）に収録されている「多良間島の辞令書とその背景」中に紹介した過渡期辞令書17点の点数と『琉球王国の構造』付録の過渡期辞令書19点は一致していない。その理由は、「多良間島の辞令書とその背景」を発表した1986年時点では大ノロクモイ職叙任辞令書と城ノロ職叙任辞令書をまだ確認していなかったために、この不一致が起こったのである。

『琉球王国の構造』発表後にも、古琉球辞令書・過渡期辞令書について重要な新発見があったので、ここでそれらをまとめて紹介してみたい。なお、文

中の〔 〕内は著者による補足・訂正である。

I 古琉球辞令書

A 今帰仁掟宛辞令書（1559年）

しよりの御ミ事

〔印〕 中くすくまきりの

ふてまのふうちふみきかちの内より

一 せちよくたに八まし

こきまたはる又大またはるとも

又 五十ぬきちはたけ三おほそ

いけましはる又たうはる共ニ

もなミのはかりかけ

〔印〕 一人ミやきせんおきてに給候

しよりよりミやきせんおきての方へまいる

嘉靖三十八年十月十五日

東京で開かれた恒例の古書オークションで落札され、現在、沖縄県立図書館が所蔵する。『史料編集室紀要』第15号（1990年3月）の口絵に写真と読みが紹介されているが、現物ではなく当該辞令書の上に薄紙をのせ、字体をなぞった形の写に相当する。その証拠に、「文化元子年〔1804〕四月八日写」と注記されており、また、「首里之印」の印影が朱で簡単になぞられている程度にすぎない。奄美地域の辞令書にも同種の方法で写しとられた事例が存在するが、しかし、この辞令書に関しては文面そのものの写しはしっかりしており、史料解析に不都合はないと評価できる。

由来・来歴は不明であるが、日本年号で注記されているところを見ると、現物が何らかの事情で日本

に渡り写しとられたと推定される。むろん、このケースの写は初めてである。

意味は、中城間切所属のシマ、「ふてま」（普天間）内の「ふうちふミき」の地（耕地）の中から「せちよく」の田、8マシ（こきまた原・大また原に所在）、50ヌキ、3オホソの畑（いけまし原・たう原に所在）を「もなミのはかりかけ」て、今帰仁掟に給う、という趣旨である。この当時、普天間が中城間切に所属していたことは周知の事実であろう。「ふうちふミき」の「ふうち」は次のBの辞令書（与那嶺の大屋子宛辞令書）の文中にも登場する。同辞令書では、「ふみそい」を行った地は「ふうち」で、元は「ふたふたの大やく」の地であった所内から、と表現されているので、「ふうち」がある特定された性格の耕地であることを示唆している。と考えると、「ふうち」は「ふう」と「ち」に区分でき、「ち」は地で耕地の意味と理解してよいのではないか。「ふミき」の意味は全く不明だが、後続の「……かちの内より」という辞令書の頻出事例から推測すると、その前段は耕地のその時点までの所属を示す修飾句であり、官職・人名などを指すケースが多いので、あるいは人名と理解できないこともない。とすれば、普天間地籍の特定の耕地「ふうち」で、「ふミき」所領のものから分割して、という意味になる。

割かれたのは「せちよく」の田（8マシ）、50ヌキ（3オホソ）の畑であるが、それにつづく「もなミのはかりかけ」の意味がよく分からない。あるいは「もなミ」は人名、「はかり」は秤、計りで、点検して、立ち会って、ほどの意味なのだろうか。奄美の辞令書中に登場する「ふミそい」が、立ち会って、現場で確認のうえで、の意味に解されるところから、こうした思いつきを提示してみたが、今後の検討にゆだねたい。

この辞令書のもつ史料価値は、今帰仁掟（今帰仁間切内のシマ、今帰仁を管轄するオエカ人）が遠く中城間切普天間に新たにオエカ地を給っている事実象徴されている。

私は『琉球王国の構造』の中で、読谷山掟宛辞令書（1587年）や浦崎目差宛辞令書（1586年）によっ

て、読谷山掟が国頭間切安田にオエカ地を給っていること、浦崎目差が所轄のシマを越えて同じ間切内の他のシマ（与那嶺・中城・具志堅）にオエカ地を給っている事実を指摘した。また、『琉球国都之島平良間切松原村御検地帳』（1611年）を引用して、平良間切に島尻文子や下地の首里大屋子のオエカ地が存在する現象も指摘した。そこから、「役人の給田が複数のシマあるいは間切を越えて存在する」（172頁）形態に注意を促したのであった。

読谷山掟宛辞令書は不完全であり、また、『琉球国都之島平良間切松原村御検地帳』も断片でしか残らないので、間切を越えて給地を給るケースを完全に証明することはできなかったのであるが、本辞令書によってその懸案事項を完全に解決することができた。改めて指摘すると、古琉球において、オエカ人は所轄のシマ・間切を越えて別のシマ・間切にオエカ地を給るケースが厳然と存在した。特に、遠方に所在する間切に給地を賜った場合、「同地まで出向いて耕作することは不可能であるから」、当該シマの人に耕作させ「その収穫を所得する方式」（『琉球王国の構造』162頁）をとらざるをえなかったはずである。古琉球におけるオエカ地給賜制度を知るうえで、本辞令書は実に貴重な存在といえよう。

いうまでもなく、本辞令書は得分規程型に含まれる。

B 与那嶺の大屋子宛辞令書（1563年）

〔前段欠〕

〔又 □〕くひきなからミしやもちなつぼりみかない

又 四かためおけのせぢミかない

又 一かためおけのはかミかない

又 一かためおけのおれずむミかない

又 一かため中らおけの正月ミかない

又 一くひきミしやもちともに

又 一かためおけのけぶりみかない

又 五かためおけのきみかみのおやのミかない

又 一くひきミしやもちともに

このふんのミかないは

上申あるべく〔し〕

ふみそい申し〔候〕ちはふうち
もとはふたふたの大やくちの内より
一 ミ〔ひ〕やく〔う〕すくたにーまし
しよきたばる／〔略〕
又 一五ぬきちはたけーおぼそ
下ばる／〔略〕
このふんのおやミかない又のろ
さとぬしおきてかないともに
御ゆるしめされ候
一人よなみねの大屋子に
たまは〔わ〕り申し候
しよりよりよなみねの大屋く〔こ〕〔か〕方へま
ゐる
嘉靖四十二年七月十七日

昭和11年10月28日に発行された『御案内・名所旧蹟』と題されたパンフレットに掲載されている辞令書である。この書は兼次尋常高等小学校が発行所になり、編集および発行人も同校の校長平敷兼仙になっている。序文によると、兼次小学校区は名所旧蹟が多く参詣者が絶えないので、そうした要求に応えるべく調査・執筆した案内書だという。『国頭郡志』『沖縄歴史』『沖縄案内』『琉球歌物語』『沖縄一千年史』等を参考とし、また、古老からのヒヤリングを行うとともに、疑問の箇所は島袋源一郎、宮城真治の指導を得たという。

注目されるのは、専門家ではないにもかかわらず地元において丹念なフィールドワークを行ったと推定されることであり、その貴重な活動によって幾多の辞令書を見出していることであろう。その結果、辞令書研究に実に貴重な情報を提供することになった。

中城ノロ職叙任辞令書（1605年）、玉城の大屋子宛辞令書（1592年）、浦崎目差宛辞令書（1586年）などのすでに知られている辞令書の紹介がある他、現時点では近世琉球辞令書の最も初期段階のものと評価できる辞令書「首里の御詔／今帰仁間切の／上間の大屋子は／与那嶺大屋子給之／寛文七年丁未四月九日」（1667年）も含まれている。過渡期辞令書から近世琉球辞令書への転換点に位置しており、し

かも向象賢摂政期の初頭に発給されたところの明確な近世琉球辞令書と位置づけられる。

以上の4点のほかになお5点の辞令書が含まれており、その内訳は古琉球辞令書1点、過渡期辞令書4点である。その中の古琉球辞令書1点がここに紹介したもので、過渡期辞令書がE・F・G・Hとして紹介したものに相当する。

さて、本辞令書は実に興味深い内容である。前段は欠けているが、その部分にオエカ地としての田・畑の面積および所在（原名）が記述されていたと推定できる。その田畑に対して「〔又 □〕くひきなからミしやもちなつぽこりみかない」で始まる9行が関係している。つまり、その9行は「なつぽこり」「せち」「はか」「おれずむ」「正月」「けぶり」「きみかみのおや」などの様々な名称で呼ばれるミカナイを指示し、これらのミカナイを納入すべしと規程しているのである。

「ふみそい申し〔候〕ちはふうち」で始まる後半の部分は、次のように解釈できる。すなわち、「ふうち」と呼ばれる耕地で、元は「ふたふたの大やく」の所領であった地の内から、「ミ〔ひ〕やく〔う〕すく」の田、1マシと15ヌキ、1オホソの畑を給与するが、この分に賦課されるべき「おやミかない又のろさとぬしおきてかない」については免除する、という意味になる。

前半の9行に記述されるミカナイの納入規程を一読して直ちに想起するのは、伊平屋の首里大屋子宛辞令書（1587年）であろう。その辞令書にも「なつぽこり」「正月ミかない」の税目が登場するとともに、「かためおけ」「とくぼん」などの単位が記述されている。本辞令書にも同様に「かためおけ」の用語が6箇所に登場している。「かためおけ」が特定の数量を表す単位であることは明白であるから、これと似た用法の「くひきなから」（「くひき中ら」）あるいは「くひき」も同様に単位表示と断定してよい。

ミカナイの種目はおそらく首里城内で挙行される祭礼用のものと推定できるので、伊平屋の首里大屋子宛辞令書同様に、本辞令書で規程される税目も儀礼・祭祀のための貢品の性格をもつものと考えられる。

なお、本辞令書中に登場する「ふみそい」という表現は、奄美地域の辞令書では既に知られているものだが、沖縄地域の辞令書に登場する事例としてはこれが初めてである。

得分規程型として貴重な位置を占める辞令書といえよう。

C アガルイの掟宛辞令書（1563年）

しよりの御ミ事

〔印〕 みやさせんまきりの

くしけんのせさかち

この内にひやうすくみかないのくち御ゆるしめされ〔候〕

五おつかかないのところ

二かりやたに十三まし

たけのみはる又まへたはるとともに

又 二百卅ぬきちはたけ七おほそ

とみちやはる又きのけなはる又あらはなはる

又たてせなはる又あふらちはる又ふなさはる

又まふはるともニ

〔印〕 この分のミかない分

一 四かためおけのなつほこりミかない

又 くひきゆらミしやもち

又 四かためおけのせちミかない

又 一かためおけのなつわかミない

又 一かためおけのおれつむミかない

又 一かためおけ又なから正月ミかない

又 一くひきみしやもち

又 五かためおけのきみかみのおやのミかない

又 一くひ〔き〕みしやもち

又 一かためおけのけふりミかない共

このふんのみかないは

上申あるつ、〔へし〕

ふみそい申ち〔候〕

もとは中おしちの内より

一 ミ〔ひ〕やうすくたに二まし

まへたはる／〔欠〕

又 十五ぬきちはたけ一おほそ

あまみせはる／〔欠〕

このふんのおやみかない

又のろさとぬし

おきてかないともニ

御ゆるしめされ候

〔印〕 一人あかるいのおきてに給候

しよりよりあかるいのおきての方へまいる

嘉靖四十二年七月十七日

宮城真治の研究ノート類の中に『具志堅上間家の古文書』と題された1冊があり、その中に筆写されて残った辞令書である。宮城真治コレクションは遺族より名護市史編集室に寄贈されており、このノートも同市史編集室の所蔵にかかる。

前半は、今帰仁間切のシマ、具志堅の「せさ」（人名）所領の耕地で、その内の「ひやうすく」田でミカナイが免除され、5 オツカのカナイが賦課されているところの田畑、すなわち2カリヤ・13マシの田、230ヌキ・7オホソの畑を給する（230ヌキではあまりにも大きすぎる。おそらく誤記であろう）。ただし、この耕地にかかる租税として「四かためおけのなつほこりミかない」以下10行の祭祀用の貢品を指示する。「ふみそい申し〔候〕」は、実地に確認して所得すべし、という意味だと思われる。

後半は、上記の給地の他に「中おし」（仲尾次）の地の内から「ミ〔ひ〕やうすく」の田、2マシ、それに15ヌキ、1オホソの畑を給するが、この分については「おやみかない又のろさとぬしおきてかない」は免除する、という意味である。

祭祀用のミカナイが賦課される給地とミカナイやカナイを免除される他の給地を同時に給うという点では、Bの与那嶺の大屋子宛辞令書と同形式であることがわかる。

「あがるい」は後世「東井」と表記され、その後に「東江」と書くようになる地名だと推定されるが、今帰仁間切のどのシマ・村にこれを比定すべきか、現在の私の知識では結論が出ないので、今後の研究に期待したい。

伊平屋の首里大屋子宛辞令書、B・与那嶺大屋子宛辞令書、そして本辞令書ともに祭祀用の貢品規定をもつ得分規程型中のユニークなものであり、その中に含まれる多数の未詳語の検討・解明をまって、

今後全貌を究明したいと考えている。

II 過渡期辞令書

D 渡唐船浮富見官舎職叙任辞令書（1617年）

〔しよりの御ミ事〕

〔印〕 たうへまいる

うきとよみ御ふねのくわん舎ハ

なはの大てこくに

〔印〕 くたされれ〔候〕〔以下欠〕

〔万曆四拾五年□月□日〕

琉球大学付属図書館所蔵の伊波文庫中の『那覇由来記』（光緒5年閏3月写本）の那覇大筆者・脇筆者の項に、「同四拾五丁巳同人渡唐之官舎に任せられし御朱印曰」とあって、この辞令書が引用されている。「くたされれ」に続けて「如此言といへとも其始りしれす」とある。

「同人」とは与那城親雲上宗陳のこと。『那覇由来記』はこの記事を「岑氏与那城筑登之親雲上家譜」より引用したと注記している。記事によると、宗陳は万曆42年（1614）那覇脇筆者、同44年御物城大筆者（後の那覇筆者）という。

『琉球王国の構造』で触れたように、渡唐船浮富見は『おもろさうし』には登場せず、ヒキ名としては丑日番管下の4ヒキ中に登場する（126頁）。近世の御物城大筆者（後に那覇筆者）が、もともと「なはの大てこく」（那覇の大文子）と呼ばれたことを知るうえで貴重な手がかりとなる辞令書といえよう。

E 本部目差職叙任辞令書（1656年）

首里の御ミこと

〔印〕 今帰仁間切の

本部めざしは

一人はるまいに

〔印〕 たまはり申し〔候〕

順治十三年正月廿日

兼次小学校『御案内』中に紹介されている。ただし、『御案内』では年号の部分を「明治十三年」と

書き「廃藩置県後の辞令である」と注記しているの
であるが、明らかな誤読である。辞令書の形式から
見て過渡期辞令書であることから、「順」を「明」
と読み誤ったものと断定し、ここでは訂正して紹介
した。

間切分割以前、今帰仁間切のシマの一つ本部を所
轄する職として本部目差が存在したことを明瞭に教
えている。

F 与那嶺の大屋子職叙任辞令書（1612年）

しよりの御みこと

〔印〕 ミやきせんまぎりの

よなみねの大屋子は

くわしまてくぐに

〔印〕 下され候

万曆四十年十二月八日

兼次小学校『御案内』所載。『御案内』では冒頭
が「首よりの御みこと」となっているが、明らかな
ミスなので「しよりの御みこと」と改めた。

今帰仁間切の与那嶺の大屋子職に「くわしま」文
子を任じたものである。

G 与那嶺の大屋子職叙任辞令書（1643年）

首里の御ミこと

〔印〕 今帰仁間切の

よなみねの大屋こは

一人今帰仁おどんのもゝなみの大屋こに

〔印〕 たまは〔わ〕り申す〔候〕

崇禎十六年十月三日

兼次小学校『御案内』所載。「今帰仁おどん」と
は1665年の首里引き揚げまで現地に駐在していた山
北監守（今帰仁按司）のことだと思われる。同家に
出仕する「もゝなみ」の大屋子が、この辞令書によ
って与那嶺の大屋子へと異動したことになる。

H 西目差職叙任辞令書（1664年）

首里乃御ミ事

〔印〕 今帰仁間切

にしめさしは
一人与那嶺子に
〔印〕 たまは〔わ〕り申す〔候〕
康熙三年甲辰四月四日

兼次小学校『御案内』所載。E同様に今帰仁間切にかつて目差職が設置されていたことを伝えるものである。シマ名を冠頭に置くのが目差の通例であるが、「にし」はシマ名か、それともシマ名とは別のネーミングなのか、今後検討すべき問題を含んでいる。

I 大ノロクモイ職叙任辞令書（1622年）

首里乃御ミ事
印 はねしまきりの
大のろくもひ
もとののろのうまか
一人ひやかなに
印 たまわり申候
天啓二年十月一日

『かんてな誌』（1983年）の42～43頁に写真と解説がある。同書の解説によると、辞令書の他に香爐2個、衣装類3件が仲尾村ノロクモイ家に所蔵されていたらしい。

大ノロクモイは仲尾ノロの前身と見られるが、しかし、シマ名を冠頭に置く通常のネーミングからすると特異なケースといえよう。同ノロ職の由来から来る問題なのか、それともシマ名に拘束されない別のネーミングの論理を含むということなのか、今後検討すべき論点を提示する辞令書である。

J 城ノロ職叙任辞令書（1663年）

首里乃御ミ事
〔印〕 読谷山間切
城のろハ
本のろの子
一人おとくに
〔印〕 たまい〔候〕
康熙二年八月十五日

宮城真治の研究ファイル『郷土研究に関する往復文書』中に「読谷山校 玉城正保」よりの書簡があり、その中で紹介されかろうじて残ったものである。玉城正保の書簡に「とうとう『ヌン殿内』（現在ノロの居る家）に行ってみるとそこでもはっきり判らず記録類はないかと聞いて見ると虫喰ったものがあるが見えない筈だと言ふのを強いて拝見を願って見ると何人も判らない首里政府からの辞令だった」と発見の経過が説明されている。また、「もう二枚万暦年間に賜はった書類がありますが、読めません。虫喰ひがひどくオモロらしくあります。何れも首里の印が捺れて居ます」との記述もある。ノロ殿内に他に2枚の辞令書が伝えられていたことを教えるもので、貴重な報告といえよう。玉城正保はその他に現在の座喜味が城と座喜味2村の合併によって成立したものであり、公債証書に「座喜味ノロ与久田（ノロの姓）」とあった点も指摘している。

この辞令書に登場する城ノロは、玉城正保が指摘したように2村合併以前の職で、合併後に座喜味ノロとなった。ノロ名は冠頭にシマ名（近世では村名）を置くのを原則とする、という認識はこの辞令書の場合は支持されている。

K 船奉行脇筆者職叙任辞令書（1653年）

首里乃御美事
印 船奉行之
脇筆者ハ
一人やふそ子に
印 たまわり申候
順治十年正月十日

宜野座村文化財に指定され、上江洲敏夫氏が「辞令書等古文書調査報告補遺」（『沖縄県立博物館紀要』第10号、1984年）で紹介している辞令書である。上江洲氏の報告によると、宜野座村字松田の許田正元氏宅に所蔵されており、同家には他に『郭氏家譜』や家譜仕次、生子証文、許田村名寄帳なども所蔵されているという。

L 仲邑里主所給賜辞令書（1666年）

首里乃御〔美事〕

印 読谷山間切〔の〕

仲邑〔里主所ハ〕

一人中里〔親雲上に〕

印 たまわり申候

康熙五年丙子四月廿〔三日〕

上記Kの辞令書と同じく許田家が所蔵し、上江洲敏夫氏が紹介している。里主所の通常のネーミングからすると、「仲邑」は村名だと判断してよいのであるが、具体的に読谷山間切のどの村に比定すべきか、今後の検討にまちたい。

M 石垣村知行高20石給賜辞令書（1625年）

首里の御ミ事

〔印〕八重山間切のいしかき村より

知行高式拾石ハ

一人いしかきの志より乃大やこに

〔印〕たまわり申候

天啓五年十月十四日

『長栄氏家譜』に筆写されているもので、上江洲敏夫氏の上記報告に紹介されている。石垣首里大屋子に対し石垣村から知行20石を所得することを安堵したものであるが、「八重山間切」という表現に注目したい。三間切制の確立をめぐる八重山の行政区画変遷史を検討するうえで貴重な手がかりを含むからである。

N 西目差職叙任辞令書（1666年）

首里の御詔

見里間切〔の〕

面〔西〕の〔め〕さし〔ハ〕

一人たつるに

くたされい〔候〕

康熙五年丙午五月十九日

『美里村史』（1962年）165頁に掲載されているが、但し、1行に改変され引用されているので、辞

令書本来のスタイルに修正して紹介した。「面」では意味が通らないので、くずし字の形から「西」の誤読と判断した。また、それに続く「の」も意味不明なので、後続の「さし」から判断して「め」の読み誤りと推定してみた。

美里間切は康熙5年、すなわちこの辞令書が発給された年の新設なので、間切分割直後の辞令書ということになる。したがって、過渡期辞令書の最末期段階を伝えるもの、と評価することができる。拙著『琉球王国の構造』で、辞令書の「発給範囲の限定がおこなわれた康熙六年（1667）をもって、そのまま二つの辞令書〔過渡期辞令書・近世琉球辞令書〕を区切る年代とすることが妥当」（53頁）としたが、この把握は正しかった。というのは、本辞令書は康熙5年の発給で過渡期辞令書の形式を保持しているが、B辞令書（与那嶺の大屋子宛辞令書）の解説で紹介・引用したように、近世琉球辞令書の最も初期段階のものと評価できる辞令書は寛文7年（康熙6・1667）4月9日の時点であり、康熙5年と同6年の間に決定的な断絶が認められるからである。

私の推定が妥当だとすれば、上記辞令書は国頭地方およびその周辺離島のみならず、中頭地方にも目差職が設置されていた、という新たな手がかりとなる。今後、検討すべき重要な論点を含む辞令書なのである。

O 具志川ノロ職叙任辞令書（1653年）

首里乃御ミ事

印 久米具志川間切之

くし川のろハ

本のろの子

一人まうしに

印 たまわり申候

順治拾年八月廿八日

故中山盛茂氏がノロ調査プロジェクトに従事していた1961年当時、久米島で撮影したものである。現物はその後散逸した可能性があるが、しかし、なおその所在に関する確認調査が求められる。この辞令書を含む中山氏撮影の写真アルバムは、今年9月末

に子息の中山満氏（琉球大学教授・地理学）宅で発見され注目を集めた。

ノロ辞令書としては城ノロ職叙任辞令書（J）に次ぐ最後段階の1枚である。

P 垣花大屋子職叙任辞令書（1664年）

首里乃御ミ事

印 久米具志川間切

垣花之大屋子ハ

一人与那覇掟に

印〔たまわり申候〕

康熙三年甲〔辰〕八月四日

前記Oの辞令書同様、中山盛茂氏によって撮影されたものである。『琉球国由来記』巻2によると、久米具志川間切には垣花大屋子は登場せず、また、与那覇掟もなく「与那覇大筑」しかない。この間に間切・村制度の改訂とこれにともなう役人組織の再編がおこなわれた可能性を示唆している。

<本稿紹介辞令書一覧>

※は拙著『琉球王国の構造』付録と重複するもの

分類	区別	年	国王	地域	受給者	給与内容
古琉球辞令書	A	嘉靖38年（1559）	尚元4	沖縄	今帰仁掟	中城間切普天間の耕地より田・畑を給賜
	B	嘉靖42年（1563）	尚元8	沖縄	与那嶺の大屋子	貢品の租税賦課の田畑の給賜の他に租税免除の田畑をあわせて給賜
	C※	嘉靖42年（1563）	尚元8	沖縄	アガルイの掟	今帰仁間切具志堅の耕地より2カリヤの田、230ヌキの畑（以上貢品の租税賦課地）、また、免税地として「ひやうすく」田、15ヌキの畑の給賜
過渡期辞令書	D	万暦45年（1617）	尚寧29	沖縄	那覇の大文子	渡唐船浮豊見の官舎職
	E	順治13年（1656）	尚質9	沖縄	ハルマイ	今帰仁間切の本部目差職
	F	万暦40年（1612）	尚寧24	沖縄	「くわしま」文子	今帰仁間切の与那嶺大屋子職
	G	崇禎16年（1643）	尚賢3	沖縄	今帰仁御殿の「もゝなみ」大屋子	今帰仁間切の与那嶺大屋子職
	H	康熙3年（1664）	尚質17	沖縄	与那嶺子	今帰仁間切の西目差職
	I※	天啓2年（1622）	尚豊2	沖縄	元のノロの孫ヒヤカナ	羽地間切の大ノロクモイ職
	J	康熙2年（1663）	尚質16	沖縄	元のノロの子オトウ	読谷山間切の城ノロ職
	K	順治10年（1653）	尚質6	沖縄	屋富祖子	船奉行脇筆者職
	L	康熙5年（1666）	尚質19	沖縄	中里親雲上	仲邑里主所の給賜
	M	天啓5年（1625）	尚豊5	先島	石垣の首里大屋子	八重山間切の石垣村より知行高20石の給賜
	N	康熙5年（1666）	尚質19	沖縄	タツル	美里間切の西目差職
	O	順治10年（1653）	尚質6	沖縄	元ノロの子マウシ	久米具志川間切の具志川ノロ職
	P	康熙3年（1664）	尚質17	沖縄	与那覇掟	久米具志川間切の垣花大屋子職

む す び

以上、新発見の古琉球辞令書3点、過渡期辞令書13点、都合16点の辞令書を紹介した。その中のC（アガルイの掟宛辞令書）とI（大ノロクモイ職叙任辞令書）の2点は、冒頭で述べたように拙著『琉球王国の構造』付録の一覧表で既に紹介したものなので、これを差し引くと古琉球辞令書の叙任型は37点で変わらず、折衷型および得分規程型は2点追加されて19点、古琉球辞令書全体で56点となったわけである。過渡期辞令書も12点追加されて都合31点

となった。

兼次小学校『御案内』、宮城真治コレクションのコピーは中村誠司・仲原弘哲両氏にご提供いただいた。また、『かんでな誌』所載の情報も両氏のご教示による。『那覇由来記』所載のD辞令書については豊見山和行氏のご教示による。O・P辞令書に関しては玉木順彦・宮城正勝両氏にご教示いただいた。以上の諸氏に感謝の念を表したい。

浦 添 の 地 頭 に つ い て

福 村 光 敏

はじめに

『浦添市史』全8巻は1990年(平成2)3月に完結した。そこには浦添に関する多くの情報が収録されている。その成果を市民へ普及する活動は、1990年7月に浦添市立図書館に開設された沖縄学研究室において、レファレンスや「市史を読む会」などを通じて行っている。しかしながら、『浦添市史』には詳細に取り扱われなかった資料があり、新たな資料の発見も大いにありうる。それらに対応していくこと、これも沖縄学研究室の背負った責務であると考えられる。ポスト『浦添市史』の抱え込んだ課題と取り組むこと、このことがこの「浦添研究」をはじめる契機となった。

この小論は浦添の地頭について明らかにすることを目的とする。この作業は、『沖縄市史』『宜野湾市史』『北谷町史』『読谷村史』と「近世地頭制に関する一考察」⁽¹⁾において、田名真之が取り組まれた地頭に関する論考に負うところが大きい。まず、浦添の地頭の配置を、1713年に首里王府によって編纂された『琉球国由来記』の「各処祭祀」に基づいて明らかにする。また、家禄などについてもみる。次に、浦添の地頭を『那覇市史』家譜資料1・2・3・4から抽出し、それぞれの経歴をまとめる。そして、浦添の地頭の分析を通じて、近世琉球における士族、特に首里系士族の知行、旅役、相続をめぐる問題について言及してみることにする。

旅役と知行の関係については、真栄平房昭は「琉球における家臣団編成と貿易構造」⁽²⁾において、琉球における「家臣団編成の特質は、ある意味で家格・血縁のみを判断基準とするのではなく、『旅役』奉

公の如何によっても知行所有への道—すなわち『地頭』になれる可能性が開かれている」と指摘している。これは久米系士族の分析による結論である。浦添の地頭は、そのほとんどが首里系士族で占められており、この小論では王と血縁関係にある王子、按司を含め比較的家格の高い首里系士族の分析を通じて、旅役と知行、知行の相続関係、特にそれらの時期と順序についてみることにする。

1 浦添の地頭の配置と家禄

近世琉球において、両先島を除く沖縄本島及び周辺離島の間切・島、村には、領主としての地頭がおかれていた。間切・島を領する地頭は普通二人おり、両総地頭と総称されていた。王子・按司の地頭(以下按司地頭と記す)と親方の地頭(以下総地頭と記す)がそれであった。また、間切・島内の各村を領する地頭を脇地頭と称していた。脇地頭には、家禄(知行)を給されていた二方持と単に村を領する一方持がいた。一方、地方役人にも村を領する者がいた。夫地頭と呼ばれた人達で、現在の市町村長にあたる地頭代もその一人であった。沖縄芝居でおなじみの義賊「^{ランタマギル}運玉義留」の台詞に、百姓が「チャッサ・ハタラチン・ウッチ・サバクイ・ジトゥデー・マディ(いくら一生懸命働いても掟、捌理、うまくいって地頭代まで)」とあるように、地頭代は百姓が手に行うことのできる最高の役職であった。

家譜資料を丹念に分析している田名によると、地頭については次のように説明している。

それぞれの地頭は領主として、領地から収入を得て、領民を使役する権利があった。特に、両総地頭

は行政上の仕事として、間切・島、村を指導し、地頭代の推薦、ノロの選定、下知役設置の申請などに関わっていた。また、両総地頭家への奉公（御殿・^{ラドゥン}殿内奉公）を通して、地方役人を養成していった。さらに、それぞれの地頭は、間切・島、村の祭祀にも供物を供えるなど、地域の祭政に深く関わっていた。

1713年に首里王府によって編纂された『琉球国由来記』には、各地の拝所における年中祭祀が記されている。それぞれの祭祀において、誰が拝所に供物を供えるかということも明記されており、浦添における地頭の配置を知る手掛かりになる。それを表1に整理してみた。

表1. 村の拝所に供物を供える地頭、大屋子

村 名	地 頭 ・ 大 屋 子
仲 間 村	按司地頭、総地頭、前田地頭
安波茶村	安波茶地頭
伊 祖 村	伊祖地頭
牧 港 村	牧港地頭
西 原 村	西原地頭
沢 岬 村	沢岬地頭
内 間 村	内間地頭
勢理客村	勢理客地頭
小 湾 村	小湾大屋子
仲 西 村	仲西大屋子
宮 城 村	宮城地頭
親富祖村	親富祖大屋子
屋富祖村	屋富祖地頭
城 間 村	城間地頭

資料：『琉球国由来記』（1713年編纂、『琉球史料叢書』第2巻所収）

それによると、仲間を名乗る脇地頭は記されていないが、仲間村の祭祀においてだけ総地頭が供物を供えていること、仲間村が浦添における同村と考えられていること、などからして総地頭が領していたのではないかと考えられる。また、前田村には拝所がなく、前田地頭は仲間村の「浦添城内殿」に供

物を供えている。前田村は仲間村から分村したのではなかろうか。総地頭と脇地頭は、それぞれが領する村にしか地頭地（作得地）がなかったが、按司地頭の地頭地は間切のあちこちに存在した。

さて、仲西、小湾、親富祖の村々では大屋子（後の夫地頭）といわれる地方役人が領していたことがわかる。そのなかでも特に、仲西村は地頭代が領していたことが、『琉球国由来記』の「諸間切諸島、夫地頭・捌理・ヲエカ人之事」からわかる。ところで、親富祖村については、『おもろさうし』（1623年）をはじめ『絵図郷村帳』（1649年）、『琉球国由来記』（1713年）、『琉球国旧記』（1731年）、『乾隆二年帳』（1737年）、『事々抜書』（1742～64年）、『諸上納里積記』（1750年頃）、『琉球一件帳』（1829～35年頃）にその村名が記されている。しかし、現在の字名にはその痕跡はない。おそらく屋富祖村に統合されたのであろうか。

『おもろさうし』には次のように記されている。

- 一 おゑやふその大や
大やこがかない
のぼていけは
てだがほこりよわちへ
- 又 またよしの大や
大やこがさゝげ
- 又 けおの世かるひに
大やこがさゝげ
- 又 けおのきやがるひに

輝かしい今日の日に、親富祖村、又吉村の大屋子が浦添城に貢物を持って行くと、領主が喜んだというような意味である。親富祖村と共に又吉村があったようである。又吉村についても、この『おもろさうし』（1623年）をはじめ『琉球国旧記』（1731年）、『事々抜書』（1742～64年）、『間切村名尽』（1809年）にその村名が記されている。しかし、現在の字名にはその痕跡はない。おそらく城間村に統合されたのであろうか。ただ、現在の浦添市民の姓としては、親富祖、又吉共に多い。

次に、1873年（明治6）に大蔵省によって作成された『琉球藩雑記』の「琉球藩臣家禄記」と1880年（明治13）に沖縄県によって作成された「沖縄県下

各間切各島夫地頭以下役俸調」に基づいて、浦添の地頭の家禄（名目収入）、物成（実収入）、領地（領有する村）、作得（領有する地頭地からの収入）と夫地頭の役俸（給料）についてみることにする。

表 2. 浦添の地頭の家禄、物成、領地、作得

地 頭 名	家禄 (石)	物成 (石余)	領 地	作得 (石余)
浦添按司	300	98	浦添間切	21
浦添親方	80	26	浦添間切	23
佐久田親方	40	13	前田村	7
松嶋親方	40	13	勢理客村	11
城間親方	40	13	城間村	13
沢岷親方	40	13	沢岷村	20
仲吉親方	30	9	宮城村	10
西原親雲上	30	9	西原村	9
屋富祖親雲上	30	9	屋富祖村	8
恩河親雲上	20	6	安波茶村	11
内間里主	20	6	内間村	9
(親雲上カ) 牧湊□□□	15	4	牧湊村	14
(親雲上カ) 伊祖□□□	15	4	伊祖村	7

資料：『琉球藩雑記』の「琉球藩臣家禄記」
(1873年作成、『沖縄県史』第14巻所収)

表 3. 浦添の夫地頭の役俸

夫地頭名	役	俸
地頭代	米	2石3斗1升9合9勺
仲西親雲上	雑石	5石3斗1升5合8勺4才
夫地頭	米	7斗4升3合5勺7才
小湾親雲上	雑石	4石1升9合5勺7才
夫地頭	米	2石2升3合6勺9才
親富祖親雲上	雑石	3石3斗5升9合7才

資料：「沖縄県下各間切各島夫地頭以下役俸調」
(1880年作成、『沖縄県史』第12巻所収)

1873年（明治6）当時、浦添の地頭はすべて二方持であったことが表2からわかる。また、家禄の多い脇地頭は前田、勢理客、城間、沢岷の地頭で、次に宮城、西原、屋富祖が続き、安波茶、内間、牧港、

伊祖の地頭の家禄が比較的低くなっていることがわかる。そして、家禄に対する物成の割合がほぼ3分の1になっていることがうかがえる。表3からは、夫地頭のなかで地頭代の役俸がやはり一番多いことがわかる。

それでは次に、浦添の地頭の経歴を具体的に紹介することにしよう。

2 浦添の地頭の経歴

『那覇市史』家譜資料1・2・3・4には、首里系、那覇・泊系、久米系土族のそれぞれの世系図と「家譜記録」が収録されている。「家譜記録」には、それぞれの土族の童名、名乗、唐名（姓と諱）、排行（兄弟の長幼関係）、生・卒年月日、両親、室（妻）、継室（後妻）、妾、側室、子供達、婚嫁、相続、位階、役職、業績、褒賞などの一生におけるさまざまな記録が綴られている。それらのなかから浦添の地頭に就任した土族の経歴を記しておく。

記載要綱については以下の通りである。

- ① 按司地頭、総地頭、脇地頭に分類して、それぞれ浦添の地頭に就任した時点が古い順序に配列してある。
- ② 見出しの人名は、浦添の地頭職に在職していた時期の一番位階の高い時点のものである。それに続いて、唐名、童名、家系を記した。尚寧王についてだけは神号も記しておいた。
- ③ 生まれてから死ぬまでの、特に、役職、位階、旅役、相続について、それぞれの年度と共に〔 〕内にその時の年齢を数え年で示した。
- ④ 両親、妻子についても可能な限り記すように心掛けた。特に、母、妻、娘については、「男系原理」の支配的な土族社会にあって、女性についての数少ない記録であると考えたからである。
- ⑤ 『那覇市史』家譜資料1・2・3・4に基づいて作成した。旅役については、唐旅は『歴代宝案』で、江戸上りは『通航一覧』第1巻、『通航一覧続編』第1巻で、あるいは薩摩関係については『鹿児島県史』別巻でそれぞれの情報を確認し、補ったところもある。

(1) 按司地頭

浦添王子朝満・尚維衡・思徳金（向姓小祿家 1 世）

1494年生まれる。1508年〔15〕浦添城に竄居。40年〔47〕卒、浦添ようどれに葬られ、後に玉陵に移葬。父尚真王、母尚宣王姫居仁（号）の長男。妻呉姓花城親方宗義娘思乙金按司（1482～1549年）、長男浦添王子朝喬、長女峯間聞得大君加那志（～1577年）、次男佐敷王子朝里、3男安波茶按司朝孝、次女首里宇和茂理按司。

浦添王子朝満・尚維衡・思徳金（向姓小祿家 2 世）

1512年生まれる。40年頃〔29〕父の家統を襲い浦添間切按司地頭職に任ず。76年〔65〕卒、浦添ようどれに葬られる⁽³⁾。父浦添王子朝満、母呉姓思乙金按司の長男。妻尚姓豊見城王子娘豊見城大按司志良礼（～1608年）、長男与那城王子朝賢（称号尚懿王）、次男豊見城按司朝重、3男羽地王子朝元、4男勝連按司朝久、5男勝連按司朝綱、6男浦添親方朝師、長女世治新君按司（婚嫁呉姓国頭親方先元）、次女君清良按司（婚嫁馬姓国頭按司正格）、3女君加那志按司（婚嫁安波根親方）。

浦添王子・尚寧・思徳金・日賀末按司添（向姓小祿家⁽⁴⁾）

1564年生まれる。82年〔19〕浦添御知行。88年〔25〕浦添より御即位⁽⁵⁾。1609年〔46〕薩摩侵入によって捕虜となり薩摩、駿府、江戸に連行される。11年〔48〕帰国。20年〔57〕卒、浦添ようどれに葬られる。父与那城王子朝賢（～1584年）、母首里大君按司加那志（尚永王の妹、～1570年）の長男。妻（王妃）阿応理屋恵按司、西之按司、安谷屋大按司志良礼⁽⁶⁾、子供はいない。

浦添王子朝良・尚恭・真三良金（向姓高嶺家）

1612年生まれる。18年〔7〕玉城間切按司地頭職を賜る。20年〔9〕浦添間切按司地頭職を賜る。24年〔13〕知行3,000石を賜る⁽⁷⁾。31年〔20〕卒、玉陵に葬られる。父尚豊王、母尚姓具志頭王子朝盛娘我謝上森按司加那志（城間翁主）の長男。妻毛姓豊見城親方盛良娘城間翁主、長女浦添翁主。

浦添翁主・思乙金（向姓高嶺家 1 世）

1629年生まれる。33年〔5〕女性といえども父の家統を継ぎ浦添間切按司地頭職に任じ知行600石を賜

る。46年〔18〕卒、玉陵に葬られる。父浦添王子朝良、母城間翁主の長女。夫勝連按司朝賢（後離別）、長男浦添按司朝式。

浦添按司朝式・向丕承・思徳金（向姓高嶺家 2 世）

1646年生まれる。47年〔2〕母の跡目となり浦添間切按司地頭職に任じ知行400石を賜り、その後知行300石に減少。62年〔17〕欽髻を結び、初出仕。75年〔30〕沢岬翁主25年忌御法事奉行に任ず。山奉行に任ず。78年〔33〕魚小堀藩奉行に任ず（同僚浦添親方朝祖など）。総横目に任ず。79年〔34〕尚賢王33年忌御法事奉行に任ず。81年〔36〕首里城の下之御庭欄干普請奉行に任ず。82年〔37〕菊三良様御広目^(郎)の御祝使（正使）となる。83年〔38〕薩摩に赴任し、帰国。87年〔42〕親戚に訴えられ粟国島に島流し。1709年〔64〕赦免。20年〔75〕卒。父勝連按司朝賢、母浦添翁主の長男。妻与那嶺翁主（尚質王姫、1653～1727年）、妾（？）饒姓与那嶺掟親雲上康昌女思加那、妾粟国島の女。長女真加戸樽金（1670～88年、母与那嶺翁主）、長男浦添按司朝卓（母浦崎翁主）、次男向大典（母思加那）、3男向大韶（母思加那）、次女思亀樽金（1681～1724年、母与那嶺翁主）、4男向大烈（母粟国島の女性）。

浦添按司朝卓・向大謨・思徳金（向姓高嶺家 3 世）

1674年生まれる。87年〔14〕浦添按司朝式の跡目（嗣子）となり浦添間切按司地頭職に任じ知行300石を賜る。初出仕。90年〔17〕欽髻を結う。91年〔18〕向姓を賜る。97年〔24〕知行150石に減少。99年〔26〕真和志平等大与頭となる。1700年〔27〕尚質王33年忌の御茶御殿奉行職に就く。04年〔31〕21代薩摩藩主島津綱貴死去のため御香奠使（正使）に任ず。05年〔32〕薩摩に赴任し、帰国。1728年〔55〕致仕。44年〔71〕卒。実父尚姓本部王子朝平、実母章姓安谷屋親方正房娘浦崎翁主、婿養子。妻思亀樽金（1681～1724年）、長男浦添按司朝基。

浦添按司朝基・向岱徳・松金（向姓高嶺家 4 世）

1702年生まれる。16年〔15〕欽髻を結び、浦添間切城間の名島を賜る。28年〔27〕父の家跡を継ぎ浦添間切按司地頭職に任じ知行100石を賜る。真和志平等大与頭職に任ず。29年〔28〕寺社奉行に任じ役知20石を賜る（諸奉行役地のはじまり）。33年〔32〕摩文

仁間切按司掛1年分の作得・夫錢を賜る。36年〔35〕御系図奉行に任じ役知20石を賜る。38年〔37〕大与奉行職に任ず。39年〔38〕卒。父浦添按司朝卓、母思龜樽金の長男。妻真鍋樽金（1704年～）、長男浦添按司朝兼、次男山川親方（向延器）。

浦添按司朝兼・向延柱・思徳金（向姓高嶺家5世）

1719年生まれる。33年〔15〕浦添間切城間の名島を賜る。歛髻を結う。36年〔18〕妻をめとる。39年〔21〕父の跡目となり浦添間切按司地頭職に任じ知行80石を賜る。43年〔25〕総与頭職に任ず。46年〔28〕総与頭職に再任。47年〔29〕大与奉行に任ず。50年〔32〕総与頭職に再任。51年〔33〕慶賀使（正使）として薩摩に赴任。玉城間切作得夫錢1年分を賜る。53年〔35〕総与頭職に任ず。久志間切按司掛作得夫錢1年分を賜る。54年〔36〕魚小堀浚奉行に任ず（同僚向姓城間親方朝英など）。55年〔37〕波龍船漕奉行職となる。56年〔38〕御系図奉行に任ず。57年〔39〕総与頭職に任ず。60年〔42〕大与奉行職に任ず。61年〔43〕宗門手改奉行職に任ず。総与頭職に任ず。63年〔45〕大与奉行職に任ず。71年〔53〕高嶺間切按司地頭職に転任。84年〔65〕卒。父浦添按司朝基、母真鍋樽金の長男。妻向姓伊江按司朝良娘真牛金（1720～44年）、長女真鍋樽金（1737年～、婚嫁毛姓美里親雲上安春）、長男高嶺按司朝京。後妻楊姓末吉親方昌順娘真鶴金（1719～52年）、次女真牛金（1746～54年）、3女思龜樽（1748～、婚嫁向姓新垣親雲上朝盈）、次男向文鳳。後妻馬姓与那原親方良暢娘真加戸樽（1725～55年）。後妻向姓金城親雲上朝真娘思戸金（1735年～、後離別）、4女思松金（1757年～、婚嫁毛姓新城里之子親雲上安正）。妾浦添間切仲間村無系宮城仁屋娘真嘉、5女真鶴金（1767年～）、6女真呉染金（1768年～）、3男屋宜親雲上（向文麟）、4男高嶺里之子親雲上（向文龜）。

(2) 総地頭

大浦添親方良憲・馬良詮・思太郎金（馬姓小禄家1世）
生年不詳。尚清王代、家来赤頭、御中門の門番となる。東宮（中城王子尚元）の養父となり、浦添間切総地頭職に任ず。1559年進貢使となり正議大夫蔡延

会（正使）に随い渡唐し、帰国。その後三司官に任ず、66年卒、見上森墓に葬られる。父中城掟親雲上良当、母妻不詳。長男名護親方良員、長女真牛金（婚嫁毛姓安里親方清賢）、次女真加戸樽（婚嫁翁姓国頭親方盛順）、3女真鶴金（婚嫁豊姓幸地方元昌）、次男意栢宗円（盲目となり剃髪）。

浦添親方景明・和為美（和姓古謝家1世）

生卒年不詳。尚清王・尚元王代、国頭間切総地頭に任じ、三司官を勤める。1559年姓姓友寄親雲上直能を御物城職に推薦したが辞退され、手落ちがあったということで久米島に島流し。67年赦免、その後紫冠を頂戴し浦添間切総地頭職に任ず。父母妻不詳。
（良カ）
長男平郎親方景平、長女（婚嫁毛姓新城親方安基）、次男景護、次女（母久米島の女性）、三男景常。

浦添親雲上守明・阿含章・真山戸（阿姓前川家10世）

1704年生まれる。17年〔14〕小赤頭となる。19年〔16〕尚敬王の冊封（正使・海宝、副使・徐葆光）時の躍童子となる。20年〔17〕歛髻を結う。若里之子に叙す。26年〔23〕父病氣により祖父の跡目となり浦添間切総地頭職に任じ知行30石を賜る。27年〔24〕黄冠に叙す。28年〔25〕下庫理当に任ず。29年〔26〕俸米6石を賜る（この時から島知行持でも俸米を賜る）。32年〔29〕卒。父真謝里之子親雲上（阿開祖）、母翁姓真嘉春の長男。妻向姓羽地按司朝継娘真呉瑞、長女真嘉戸樽、次女思戸金、長男前川親方守卿。

(3) 脇地頭

中西親方宗義・呉起良・真嘉那（呉姓我那覇家2世）

生年不詳。引治年間、浦添間切中西地頭職に任じ紫冠を頂戴。尚真王の長男浦添王子朝満が浦添城に竄居した時我那覇家の家屋を移築。1506年慶賀進貢のため王舅（正使）となり渡唐。具志頭間切花城地頭職に転任。21年卒。父泊里主宗重、母泊大阿母潮花司の次男。妻麻姓大城子真宗娘思乙金、長女思乙金按司（1482～1549年、婚嫁尚姓浦添王子朝満）、長男安次峯親雲上宗恒。

惠祖親方重政・英助祖・樽金（英姓渡名喜家2世）

1590年生まれる。万暦年間、若里之子、黄冠に叙しその後浦添間切惠祖地頭職に任じ、当職に任ず。16

18年〔29〕19代藩主島津家久の官位昇進の御祝使（正使）尚姓具志上王子朝誠の大親職となり薩摩に赴任し、帰国。天啓年間、平等側、御鎖側に任じその後知行70石を賜る。27年〔38〕進香使となり渡唐。30年〔41〕帰国。崇禎年間、紫冠に叙す。35年〔46〕山奉行職に任ず。36年〔47〕卒。父渡慶次里之子重張、母秋嶺王姫真加戸樽金按司の長男。妻馬姓兼城親方良時娘真鶴、長男浦添親方重孝。後妻易姓照屋親雲上寛好娘真呉染、長女真呉染（1628年～、婚嫁欽姓知花筑登之親雲上清方）。

城間親方盛久・翁寄松・太郎金（翁姓永山家2世）

1542年生まれる。78年〔37〕迎接のため使者となり正義大夫梁燦に随い渡唐。80年〔39〕帰国し、紫冠に叙す。97年〔56〕首里から浦添までの道普請奉行に任ず。1601年〔60〕三司官に任ず。05年〔64〕謝名親方の讒言によって爵位を落とし無冠になし浦添間切城間地頭職に任ず。08年〔67〕再び紫冠に陞す。12年〔71〕知行200石を賜る。卒。父国頭親方盛順、母馬姓真加戸の長男。妻麻姓大里親方盛行娘思乙。長男城間鎖親雲上盛増、次男平良親方盛暨、3男具志川親方盛継（長男は早死、次男は病気なので3男ではあるが家跡を継ぐ）、次女思戸（～1634年、婚嫁医師松岩法印）、3女思乙（～1651年、婚嫁向姓大里按司朝生）、4女真鍋（～1645年、母妾宮城掟親雲上娘、婚嫁毛姓又吉親雲上盛政）、5女思乙（～1658年、婚嫁毛姓池城親方安統）、4男盛忠、5男盛政（母妾宮城掟親雲上娘）。後妻農姓宗辺親雲上永泰娘思戸。6男盛周。

恵祖親方重孝・英常春・真志武（英姓渡名喜家3世）

1612年生まれる。24年〔13〕小赤頭となる。29年〔18〕欽髻を結う。若里之子に叙す。36年〔25〕父の家統を継ぎ浦添間切恵祖地頭職に任じ黄冠に叙す。38年〔27〕当職に任ず。石奉行職に任ず。39年〔28〕大地震があり首里城の石垣が崩れたため修補奉行職に任ず。49年〔38〕座敷に叙す。50年〔39〕山奉行職に任ず。53年〔43〕知行30石を賜る。55年〔44〕御双紙庫理職に任ず。迎接の才府（頭）として渡唐し、帰国。56年〔45〕知行30石を加賜る。紫冠に叙し、知行20石を加賜る。58年〔47〕円覚寺修造の総奉行職に任ず。59年〔48〕御書院親方部となる。63年〔52〕

首里城普請の総奉行職となる。64年〔53〕慶賀のため王舅（正使）となり渡唐、康熙帝へ進上する金壹を盗まれる。65年〔54〕帰国。67年〔56〕打ち首、卒。父恵祖親方重政、母馬姓真鶴の長男。妻黎姓久米中城親雲上宗貴娘真尹金、長男渡名喜親雲上重祐。後妻中城間切安里村我部掟親雲上娘真牛、次男重休。城間親方盛長・翁啓豊・太郎金（翁姓永山家4世）

1599年生まれる。1614年〔16〕尚姓佐敷王子朝昌が薩摩に赴任する時若里之子となり随行し、帰国。16年〔18〕欽髻を結う。21年〔23〕尚豊王御即位御礼使（正使）尚姓金武王子朝貞が薩摩に赴任する時与力となり黄冠に叙し随行。22年〔24〕帰国。御書院当に任ず。座敷に叙す。23年〔25〕具志川間切上江洲地頭職に任ず。27年〔29〕縫物奉行職に任ず。37年〔40〕玉城間切富名腰地頭職に転任。38年〔41〕父の家統を継ぎ具志川間切総地頭職に任じ知行70石を賜る。39年〔42〕浦添間切城間地頭職に転任。45年〔47〕紫冠に陞す。49年〔51〕知行40石を加賜る。51年〔53〕致仕。59年〔61〕髪を落とす。75年〔77〕卒。父具志川親方盛継、母尚姓思戸の長男。妻夏姓幸地親方賢盈娘真鍋、長女思乙（1630年～、婚嫁東姓知念親方政興）、次女真鍋（1635～82年、婚嫁阿姓西平親雲上守安）、長男盛政（別に家譜有り）、次男瀬嵩親雲上盛信（相続人）。

又吉親雲上盛基・得友仁・樽金（得姓福嶺家1世）

1601年生まれる。29年〔29〕尚姓金武王子朝貞の儀者となり、筑登之座敷に叙す。33年〔33〕朝貞の儀者大屋子となり、黄冠に叙す。42年〔42〕具志頭間切中座地頭職に任ず。52年〔52〕浦添間切又吉地頭職に任ず。座敷に叙す。72年〔72〕玉城間切中間地頭職に転任。76年〔76〕申口座敷に叙す。卒。父高安掟、母嶋袋親雲上娘金古勢の長男。妻毛姓当山筑登之盛成娘真字志（1629～1705年）、養子仲間筑登之親雲上成債（1695～1751年、実父金武間切同村安次富親雲上、実母同村山城尔也娘蒲戸、1729年に猶子となる）。

屋富祖親雲上仲安・董自慶・真亀（董姓5世屋富祖家1代）

1624年生まれる。39年〔16〕小赤頭となる。40年〔17〕欽髻を結う。41年〔18〕御書院花当となる。46年〔23〕筑登之座敷に叙し中城御殿与力となり

御右筆を兼務す。48年〔25〕御手判書となる。51年〔28〕首里三平等代官となる。53年〔30〕再び御状書となり黄冠に叙す。59年〔36〕浦添間切屋富祖地頭職に任ず。東宮中城王子朝周御目見のため薩摩に赴任する時御右筆を勤める。60年〔37〕帰国。74年〔51〕山奉行職に任ず。87年〔64〕卒。父知名親雲上仲康、母宮城親雲上吉紹娘思乙の3男。妻応姓外間親雲上安達娘思亀、長男屋富祖親雲上仲真、次男仲完、3男屋富祖筑登之親雲上仲寛、4男仲孝。

城間親方・金正春・思徳（金姓渡具知家8世）

1618年生まれる。33年〔16〕兄具志親雲上（諱応魁）に子供がいなかったため次男であるが家統を継ぎ知行12石を賜る。38年〔21〕進貢のために船通事となり紫金大夫蔡堅に随い渡唐。40年〔23〕帰国。43年〔26〕長史司を拝受（勤職8年、役知20石）。44年〔27〕兼城間切照屋地頭職を拝受。45年〔28〕慶賀のため長史となり王舅毛泰久（正使）などと渡唐。50年〔33〕帰国。51年〔34〕知行28石を加賜る。53年〔36〕豊見城間切多嘉良地頭職に転受。54年〔37〕総理唐采司を拝受。知行60石を加賜る。63年〔46〕謝恩のため紫金大夫（副使）となり王舅毛泰久（正使）に随い渡唐。65年〔48〕帰国。知行20石を加賜る。71年〔54〕浦添間切城間地頭職に転受。74年〔57〕卒、雪崎之墓に葬られる。

城間親雲上盛武・翁宗璉・塩樽金（翁姓永山家6世）

1659年生まれる。71年〔13〕小赤頭となる。73年〔15〕欽髻を結う。父の家統を継ぎ名護間切瀬嵩地頭職に任じ知行40石を賜る。若里之子となり下庫理に入る。74年〔16〕久志間切汀間地頭職に転任。大里間切娶真地頭職に転任。75年〔17〕御書院若里之子となる。76年〔18〕浦添間切城間地頭職に転任。80年〔22〕御書院御物当となり黄冠に叙す。85年〔27〕当職に任ず。86年〔28〕病氣となり職を遜する。87年〔29〕木奉行職に任ず。89年〔31〕座敷に叙す。90年〔32〕高奉行職に任ず。92年〔34〕進貢のため才府役となり渡唐。93年〔35〕帰国。中国からの買物の報告のため薩摩に赴任し、帰国。御物奉行吟味職に任ず。94年〔36〕与那嶺翁主大親職に任ず。北谷間切の3カ村の再検地。95年〔37〕恩納、名護間切の5カ村の再検地。96年〔38〕楢船作事奉行職に任ず。平等

之側職に任ず。97年〔39〕検使となり粟国島に赴任。病氣となり役儀を辞退。本部間切具志堅地頭職に転任。98年〔40〕尚貞王妃聞得大君加那志大親職に任ず。1700年〔42〕紫冠に叙し尚貞王妃聞得大君加那志大親職に任ず。02年〔44〕渡唐増銀訴訟の使者（正使）となり薩摩に赴任。03年〔45〕帰国。04年〔46〕小禄間切多嘉良地頭職に転任。05年〔47〕永山に改姓。06年〔48〕年頭使者（正使）となり薩摩に赴任。08年〔50〕帰国。読谷山王子尚敬の大親職に任ず。09年〔51〕尚貞王の御法事奉行に任ず。10年〔52〕卒。父瀬嵩親雲上盛信、母章姓宜野湾親方正信娘真松の長男。妻温姓森山親雲上紹基娘思乙、長女真松（1681年～、婚嫁毛姓手登根親雲上安昆）、長男永山里之子盛輔（1689～1705年）、次女真牛（1694年～、婚嫁向姓棚原里之子親雲上朝嘉）、次男永山親方盛寿（1697～1743年、長男早死のため家跡を継ぐ）、3女思武太（1698年～、婚嫁毛姓保栄茂里之子親雲上盛征）、4女真鶴（1704年～、婚嫁夏姓上地親雲上賢宴）。

内間親雲上・梁邦基・真蒲戸（梁姓9世饒波家1代）

1650年生まれる。60年〔11〕子和部となる（年俸米5斗を賜る）。63年〔14〕秀才に挙がる（年俸米1石5斗を賜る）。64年〔15〕欽髻を結う。68年〔19〕通事に陞す（年俸米2石を賜る）。70年〔21〕漢字筆者となる（年俸米2石5斗を賜る）。71年〔22〕黄冠を頂戴（年俸米2石5斗を賜る）。77年〔28〕浦添間切内間地頭職を拝受。金城橋碑文を書く。79年〔30〕魚堀之碑文を書く。安里橋碑文を書く。80年〔31〕進貢のため小船通事となり耳目官毛見龍（正使）に随い渡唐。82年〔33〕帰国。85年〔36〕接貢のため存晋通事となり使者向姓名嘉地親雲上朝記などと渡唐し、帰国。90年〔41〕座敷に擢し長史司を拝受（俸禄20石を賜る）。93年〔44〕中義大夫に陞す。96年〔47〕長史の代理を勤める。97年〔48〕『歴代宝案』第1集編纂の督抄官となる。98年〔49〕進貢のため正義大夫（副使）となり耳目官毛龍図（正使）と渡唐。1700年〔51〕帰国。02年〔53〕申口座に陞す。20年〔71〕豊見城間切饒波地頭職に転任。父応材、母璉姓真那武樽。妻蔡姓喜友名親雲上（正義大夫蔡彬）娘真鶴（1658～1726年）、長男饒波親雲上

(中議大夫蔡鼎)。

屋富祖親雲上仲真・董世徳・真牛(董姓5世屋富祖家2代)
1646年生まれる。61年〔16〕小赤頭となる。62年〔17〕欽髻を結う。御右筆相付となる。67年〔22〕黄冠に叙す。首里城の炎上以後尚質王が大美御殿に
いる時東御殿で御近習御奉公を勤める。68年〔23〕
当座敷に叙す。尚質王崩御に就き再度御右筆となる。
72年〔27〕今帰仁間切玉城地頭職に任ず。77年〔32〕攝
政尚姓大里王子朝亮の命により、琉球国寺社の由来
が詳しくわからないので諸寺社の記録、鐘銘などを
書き写し評定所に上納する。78年〔33〕父の致仕に
より浦添間切屋富祖地頭職に転任。79年〔34〕尚姓
名護王子朝元の大親職に任ず。80年〔36〕慶賀使尚
姓名護王子朝元が江戸上りの時御筆者となり随行。
81年〔36〕帰国。83年〔38〕尚貞王の冊封のため仮
木奉行に任ず。石奉行職に任ず。94年〔49〕帰唐船
迎検番となり慶良間島に赴任。97年〔52〕御前帳書
易主取となる。1702年〔57〕御系図中取職に任ず。
10年〔65〕卒。父屋富祖親雲上仲安、母庇姓外間親
雲上安達娘思亀の長男。妻向姓国頭親雲上朝治娘思
乙、長男屋富祖親雲上仲共、次男屋富祖筑登之親雲
上仲辰、外に2女。

城間按司朝恒・向兆風・思徳金(向姓嘉味田家6世)
1671年生まれる。85年〔15〕欽髻を結い、喜屋武間
切佐久間の名島を賜る。89年〔19〕妻(尚貞王長女)が
真和志間切国場地頭職(国場・与儀・中井真の3カ
村を領す)を賜り、大美御殿より切米20石を賜る。
90年〔20〕知行50石を賜る。91年〔21〕初出仕。本
部間切具志堅地頭職に任ず。96年〔26〕西御殿普請、
南御殿修補総奉行に任ず。97年〔27〕浦添間切城間
地頭職に転任し、知行30石を加賜る。1700年〔30〕
総横目職に任ず。02年〔32〕山奉行職に任ず。03年
〔33〕西原間切小波津・小橋川・翁長の3カ村の地頭
職に任ず。04年〔34〕御系図奉行職に任ず。09年〔39〕
卒。父喜屋武按司朝里、母向姓東風平按司朝台次女
真松金の長男。妻尚貞王長女思武樽金(松堂翁主、
1678～1747年)、長男翁長按司朝徳(1697～1710年)、
長女真加戸樽(1698～1720年、婚嫁向姓美里按司朝
孝)、次男喜屋武按司朝寛(1702～64年)、次女真
松金(1704～86年、婚嫁向姓今帰仁按司朝忠)、3

女真勢仁金(1707～61年、婚嫁毛姓佐渡山里之子親
雲上安長)、3男長元親方(向柱)、4男喜屋武里
之子親雲上朝喜(1709～58年)。

宮城親雲上里任・益子仁・思亀(益姓4世潮平家2代)
1664年生まれる。85年〔22〕翁姓稻嶺親方盛方与力
となり筑登之座敷に叙す。89年〔26〕評定所筆者相
付となる。90年〔27〕中城王子尚純御右筆となり黄
冠に叙す。91年〔28〕佐敷王子尚益が薩摩に赴任す
る時御右筆となる。92年〔29〕薩摩に赴任し、帰国。
94年〔31〕勢頭に叙す。1700年〔37〕当座敷に叙す。
03年〔40〕御鎖之間の御座絵使となる。04年〔41〕
奥御書院の御座絵使となる。浦添間切宮城地頭職に
任ず。05年〔42〕22代薩摩藩主島津吉貴が家督を継ぐ
時の御祝使尚姓越來王子朝奇が赴任する時右筆とな
る(兼務尚益の右筆)。06年〔43〕帰国。中城王子尚純
が薨ったので御後絵を描く。07年〔44〕座敷に陞す。
09年〔46〕尚貞王が薨ったので御後絵を描く。御右筆
となる。尚益王が跡目を継ぐ御礼使向姓豊見城王子
朝匡が江戸上りの時右筆となる(兼務御右筆)。10
年〔47〕尚益王御玉璽、御判をつくる。豊見城王子
朝匡に随い江戸上りをする。11年〔48〕帰国。22代
薩摩藩主島津吉貴中將御任職御祝使尚姓美里王子朝
禎が薩摩に赴任する時右筆となり那覇を出航、台風
のため読谷山の沖で破船し水死。父久場親雲上里紀、
母勢理客掟親雲上娘真牛の次男。妻西原間切我謝村
掛保久親雲上娘思戸、長男宮城里真。

屋富祖親雲上仲共・董思温・思次郎(董姓5世屋富祖家3代)
1683年生まれる。95年〔13〕小赤頭となる。1708年
〔26〕錢御蔵筆者となる。09年〔27〕黄冠に叙す。
10年〔28〕父の家統を継ぎ浦添間切屋富祖地頭職に
任ず。御右筆相附となる。12年〔30〕御右筆となり
当座敷に叙す。22年〔40〕御用油未進により科を蒙
り位階、地頭職をめしあげられる。36年〔54〕筑登
之座敷に叙す。38年〔56〕黄冠に叙す。卒。父屋富
祖親雲上仲真、母向姓国頭親雲上朝治娘思乙の長男。
妻尚姓真玉橋親方朝正娘真鶴、長男仲増、次男仲常。
後妻西原間切城村百姓加那翁長娘思武太、3男仲保。
外に6女。

宮城子里真・益奇材・樽金(益姓4世潮平家3代)
1698年生まれる。1711年〔14〕父の家統を継ぎ浦添

間切宮城地頭職に任ず。12年〔15〕下庫理小赤頭となる。欽髻を結う。16年〔19〕兼城間切潮平地頭職に転任。19年〔22〕筑登之座敷に叙す。26年〔29〕金御蔵筆者となるが病気のため辞職。27年〔30〕黄冠に叙す。35年〔38〕御料理座大屋子となる。38年〔41〕山奉行筆者となる。45年〔48〕横目役となる。46年〔49〕小波蔵按司加那志大親職となり勢頭座敷に叙す。51年〔54〕座敷に叙す。56年〔59〕卒。父宮城親雲上里任、母西原間切我謝村掛保久親雲上娘思戸の長男。妻蔡姓坡名城子政方娘思亀、養子潮平筑登之親雲上里政（1703～77年、実父益姓仲座親雲上里昌、実母北谷間切野国村津嘉山親雲上娘真牛）。長女武大樽（1732年～）、次女思戸（1734年～）、3女真牛（1737年～）。

（良）

永本親雲上良隆・馬建徳・真三郎（馬姓小祿家8世）
1708年生まれる。21年〔14〕御書院小赤頭となる。22年〔15〕御書院若里之子となる。24年〔17〕尚益王娘内間翁主をめとる。25年〔18〕欽髻を結う。今帰仁間切嵩島地頭職に任ず。26年〔19〕黄冠に叙す。27年〔20〕当座に叙す。28年〔21〕浦添間切武村地頭職に転任。29年〔22〕永本に改姓。30年〔23〕下庫理当職に任ず。34年〔27〕卒。父名護親方良直、母尚姓大里王子朝彝娘真松金の長男。妻尚益王娘内間翁主、長女真鶴金（1727年～、婚嫁翁姓渡久山里之子忠休）、長男永里主良頼。

永本里主良頼・馬亮功・真蒲戸（馬姓小祿家9世）
1728年生まれる。34年〔7〕父の跡目となり浦添間切永本地頭職に任ず。39年〔12〕下庫理小赤頭となる。41年〔14〕欽髻を結い若里之子に叙す。42年〔15〕御書院御小性（姓カ）となる。46年〔19〕祖父の跡目となり久米仲里間切総地頭職に任じ知行100石を賜る。尚姓国頭親方朝斎娘思亀をめとる。48年〔21〕黄冠に叙す。50年〔23〕下庫理当職に任ず。55年〔28〕冊封の時6員待官となる。56年〔29〕座敷に叙す。59年〔32〕御書院当職となる。60年〔33〕小祿間切総地頭職に転任。61年〔34〕10代將軍徳川家治の慶賀使尚姓読谷山王子朝恒が江戸上りの時楽正となる。64年〔37〕江戸上り。65年〔38〕帰国。日帳方吟味職となる。躍奉行となる。平等之側職に任ず。南風之平等総と奉行となる。66年〔39〕御鎖之側職とな

る。國中欠略（儉約カ）によりその責任を司る主取となる。紫冠に陞す。国母馬姓間得大君加那志大親職となる。67年〔40〕高奉行職に任ず（兼務間得大君加那志大親職）。68年〔41〕給地方御物奉行職に任ず。唐船作事・修補奉行職に任ず。69年〔42〕褒書を蒙る。接貢唐船作事奉行職に任ず。70年〔43〕年頭使となる。71年〔44〕年頭慶賀使となり薩摩に赴任し、帰国。73年〔46〕寺社奉行職に任ず。大美御殿大親職に任ず。南風之平等総横目職に任ず。74年〔47〕高奉行職に任ず。75年〔48〕高奉行職に任ず。76年〔49〕御系図奉行職に任ず。77年〔50〕虎寿丸、敬姫の縁組の慶賀使となり薩摩に赴任し、帰国。79年〔52〕三司官座敷に陞す。80年〔53〕卒。永本親雲上良隆、母尚姓内間翁主の長男。妻尚姓国頭親方朝斎娘思亀（1729～57年）、長女（1747～54年）、次女真鶴（1748～、婚嫁向姓喜屋武親雲上朝昶）、長男小祿里之子良矩（1755～72年）、養子小祿親方良和（実父馬姓浜元親方良恭、実母向姓東風平按司朝寛女思武太金、1780年に訟を奏し養子となる）。後妻向姓湧川親方朝喬娘真蒲戸（1736～1803年）。屋富祖親雲上朝易・向執亮・思亀（向姓5世内間家6代）1755年生まれる。71年〔17〕欽髻を結う。78年〔24〕若里之子に叙す。85年〔29〕黄冠に叙す。85年〔31〕尚姓仲井真翁主大親職に任じ当座敷に叙す。86年〔32〕御系図仮中取職に任ず。父の家統を継ぎ浦添間切屋富祖地頭職に任じ知行15石を賜る。御系図仮中取職に任ず（兼務仲井真翁主大親職）。父高良親雲上朝陳、母馬姓平良良芳娘思戸の長男。妻子はいない。

西原親方真要・麻克昌・思亀（麻姓11世西原家4代）
1774年生まれる。86年〔13〕下庫理小赤頭となる。中城御殿小赤頭となる。88年〔15〕御書院小赤頭となる。89年〔16〕11代將軍家齊の承祧統統を慶賀するため、正使尚姓宜野湾王子朝陽が江戸上りの時、楽童子に任じ若里之子に用いる。90年〔17〕那覇を出発。91年〔18〕帰国。92年〔19〕欽髻を結う。93年〔20〕中城御殿の小姓となる。94年〔21〕黄冠に叙す。95年〔22〕下庫理当職に任ず。98年〔25〕父の跡を継ぎ西原間切棚原地頭職を拝受し知行30石を賜る。国学中取職に任ず。病気により辞職。99年〔26〕冊

封時の爬龍船奉行に任ず。病気により辞職。1803年〔30〕高奉行職に任ず。06年〔33〕佐敷御殿大親職となる。07年〔34〕崇元寺御修補・館屋普請奉行職に任ず（兼勤佐敷御殿大親職）。08年〔35〕社寺仮中取職に任ず。09年〔36〕社寺中取職に任ず。12年〔39〕東山奉行職に任ず。13年〔40〕島尻方田地奉行職に転任し同高奉行職を兼務。15年〔42〕国頭方田地奉行職に任ず。18年〔45〕国頭方田地奉行職に任ず。21年〔48〕慶賀・進香のため使者となり渡唐。23年〔50〕帰国。24年〔51〕瓦奉行職に任ず。25年〔52〕給地吟味奉行職に任ず。西之平等惣与頭職に任ず（兼務本職）。26年〔53〕進貢船両艘修補奉行職に任ず（兼務本職）。平等之側職に任じ知行10石を加賜る。28年〔55〕御双紙庫理職に任ず。29年〔56〕紫冠に陞す。系図奉行職に任ず。30年〔57〕本職に兼ねて佐敷御殿大親職に任ず。西之平学校奉行職に任ず（兼務佐敷御殿大親職）。浦添間切西原地頭職に転任。西之平等惣与頭職に任ず（兼務佐敷御殿大親職）。31年〔58〕西之平等惣横目職に任ず（兼務佐敷御殿大親職）。32年〔59〕佐敷御殿大親職に兼ねて国学奉行職に任ず。33年〔60〕病気のため国学奉行・佐敷御殿大親職・総横目職を辞職。34年〔61〕卒。実父麻姓儀間里之子親雲上真智、実母童姓宫里筑登之親雲上長昂娘真牛の長男で、麻姓棚原親方真厚に嗣子がいないので1786年〔13〕奏請し入りて宗祧を承ける（養子となる）。妻向姓小波津親雲上朝虎娘真加戸樽（1778～1803年）、長女思武太（1793年～、婚嫁向姓本部里之子親雲上朝伯）、長男西原里之子親雲上真春（1795～1832年、父西原親方真要よりも早死する）、次男真能（1797～1800年）。後妻尚姓宜野山里之子親雲上朝倚娘真伊奴金（1788年～、後離別）、次女真鶴（1807年～、馬姓名嘉地親雲上良行）、3男真陟（1810～23年、祖父儀間里之子親雲上真智に嗣子がいないので1821年に旨を請いその家統を継ぐ）、3女真蒲戸（1813年～）、4男真矩（1815年～、叔祖父江洲親方真綱に嗣子がいないので1829年に旨を請いその家統を継ぐ）、5男儀間子真孫（1817年～、祖父儀間里之子親雲上真智の家統を3男真陟が継いだため1832年に旨を請いその家統を継ぐ）、6男真按（1820～21年）、7男儀

間里之子親雲上真貴（祖父儀間里之子親雲上真智の家統を継いだ3男真陟、5男儀間子真孫が共に早死のためその家統を継ぐ）。妾東風平間切富盛村世名城掟知念仁屋女思亀、8男西原里之子親雲上真順（1832年～）。

西原親雲上真起・麻為錦・思亀（麻姓11世西原家5代）1822年生まれる。34年〔13〕父西原里之子親雲上真春が若死したため祖父西原親方真要の家統を継ぎ浦添間切西原地頭職を拝受し知行30石を賜る。40年〔19〕歛髻を結い、若里之子に陞す。44年〔23〕黄冠に叙す。45年〔24〕国学中取職に任じ、当座敷に陞す。47年〔26〕下庫理足当職となる。49年〔28〕御系図仮中取職に任ず。50年〔29〕御系図中取職に任ず。51年〔30〕真和志之平等蘇鉄植付方仮奉行・津口奉行に任ず。53年〔32〕仮山奉行となる。54年〔33〕仮山奉行に兼ねて真壁間切阿保川水道捌方・麻文仁間切阿志喜屋河原水咄所捌方となる。55年〔34〕羽地郡潰地川原捌方の時本職に兼ねて奉行となる。56年〔35〕西山奉行となり、座敷に叙す。57年〔36〕本職に兼ねて川調部奉行となる。58年〔37〕褒書を蒙る。61年〔40〕仮山奉行職に任ず。62年〔41〕仮山奉行に兼ねて安里缸修補の係奉行となる。64年〔43〕仮山奉行に兼ねて那覇港、唐船堀、牧港浚方の奉行となる。仮山奉行に兼ねて安里缸潮切修の係奉行となる。仮山奉行に兼ねて崇元寺前川原筋変本図通捌直の奉行となる。褒賞を蒙る。65年〔44〕病気により辞職。国頭方田地奉行職に転任。69年〔48〕国学中取職に任ず。71年〔50〕真和志之平等蘇鉄植付奉行職に任ず。72年〔51〕真和志之平等蘇鉄植付奉行職に兼ねて津口廻奉行職に任ず。御系図加増中取職に転任。父棚原里之子親雲上真春、母毛姓富川親方盛伝娘真牛の長男。妻向姓天久親雲上朝建娘思武太、長女真牛（1848年～）、次女小満金（1849年～）、長男麻国経（1851～51年）、3女思戸（1853年～）、4女思亀（1855年～）、5女思鍋（1858年～）、次男国緯（兄若死したので旨を請い嫡子となる）、6女真蒲戸（1867年～）。

3 浦添の地頭の在職

浦添の地頭職に就いた士族を『那覇市史』から抽出してみると、按司地頭職が9人、総地頭職が3人、脇地頭職が20人、合計32人であった。それを按司地頭職、総地頭職、脇地頭職に分類して、浦添の地頭職に就任した時期の古い順に整理したのが表4である。脇地頭のなかに那覇系士族が1人、久米系士族が2人いるが、首里王府や地頭の屋敷の近郊という浦添の地理的条件もあってか、浦添の地頭は首里系士族が29人と、そのほとんどを占めていたことがわかる。

(1) 按司地頭の在職の変遷

浦添の按司地頭職の在職の変遷をみると、初代は尚真王の長男浦添王子朝満（唐名は尚維衡）で、1508～40年頃にかけて在職していたと考えられる。国王の長男でありながら王位を継げずに分家した理由として、継母による跡目争いの陰謀に陥れられたと伝えられている。続いて、その長男浦添王子朝喬（尚弘業）が1540～76年頃にかけて、その孫浦添王子（尚寧）が1582～88年にかけて、それぞれ按司地頭職に就いている。彼らは向姓小禄家の人々である。小禄家からは分家も含めて国王の称号をもつ人物を3人（尚懿、尚寧、尚瀨）、羽地王子朝秀（向象賢）など摂政を4人、三司官を14人輩出したといわれている。⁽⁸⁾琉球の政治を支えた名門の家柄といえるでしょう。

その後、尚寧が王位に就いている間は、浦添の按司地頭職は不在であった。1620年9月に尚寧王が死亡し、同年12月に尚豊王の長男が按司地頭職に就いた。浦添王子朝良（尚恭）である。尚恭は尚寧王の跡目として国王になるはずであったが幼少のため父尚豊が王位に就き、その父よりも早死する。1631年のことである。浦添王子朝良には娘が1人だけいた。その娘が1633年に浦添按司地頭職を5歳の若さで継ぐことになったのである。女性の按司地頭、浦添翁主の誕生となった。彼女は1646年に18歳という若さで死亡し、続いて、彼女と勝連按司朝賢との間に生まれた長男浦添按司朝式（向丕承）が1647～87年に

かけて、その婿養子浦添按司朝卓（向大謨）が1687～1728年にかけて、その長男浦添按司朝基（向岱徳）が1728～39年にかけて、その長男浦添按司朝兼（向延柱）が1739～71年にかけて、それぞれ按司地頭職を継いでいる。以上が向姓高嶺家の人々である。

表4には示されていないが、その後、尚穆王の次男を元祖とする向姓浦添家の人々が浦添の按司地頭職に就任していたことがわかっている。浦添王子朝央（尚図）、その子浦添按司朝英、その子浦添王子朝熹（尚元魯）と考えられており、この向姓浦添家の人々は沢岬に残る御殿墓に眠っている。しかし、この時期に浦添王子朝郁という名も家譜に登場してくる。向姓浦添家の人名をめぐるのは幾つかの問題を残しているので今後の課題としたい。

(2) 総地頭の在職

浦添の総地頭については、『那覇市史』には3人しかみることができない。初見が三司官にもなった大浦添親方良憲（馬良詮）で尚清王代～1566年にかけて在職し、続いて、浦添親方景明（和為美）で1567年頃に就任している。その後は、ずっと遅れて浦添親雲上守明（阿含章）が1726～32年にかけて在職している。3人は別々の家柄の人々である。

彼ら以外に、浦添親方朝師（向里端）、浦添親方元良、浦添親方朝和、浦添親方朝利、浦添親方朝祖、浦添親方良意、浦添親方朝夷、浦添親方安滅、浦添親方朝昭、浦添親方寛安が浦添の総地頭職に就任したであろうことが『中山世譜』などからうかがえる。彼らについては今後整理していき、総地頭の在職の変遷としてまとめてみたい。

(3) 脇地頭の在職

仲西村の脇地頭として、中西親方宗義（呉起良）が引治年間～1506年にかけて在職していたことがわかる。後に、仲西村は夫地頭のうちの地頭代の曖村となったのであろう。伊祖村については、父子2代にわたって、恵祖親方重政（英助祖）が万暦年間～1636年にかけて、恵祖親方（英常春）が1636～

表 4 浦添の地頭の在職

	在 職 期 間	知 行 地	人 名	家 系	系分類
按 司 地 頭	1508～40頃	按司地頭職	浦添王子朝満・尚維衡	向姓小禄家 1 世	首里
	1540～76頃	按司地頭職	浦添王子朝喬・尚弘業	向姓小禄家 2 世	首里
	1582～88	按司地頭職	浦添王子・尚寧	向姓小禄家	首里
	1620～31	按司地頭職(3,000石)	浦添王子朝良・尚恭	向姓高嶺家	首里
	1633～46	按司地頭職(600石)	浦添翁主	向姓高嶺家 1 世	首里
	1647～87	按司地頭職(300石)	浦添按司朝式・向丕承	向姓高嶺家 2 世	首里
	1687～1728	按司地頭職(150石)	浦添按司朝卓・向大謨	向姓高嶺家 3 世	首里
	1728～39	按司地頭職(100石)	浦添按司朝基・向岱徳	向姓高嶺家 4 世	首里
	1739～71	按司地頭職(80石)	浦添按司朝兼・向延柱	向姓高嶺家 5 世	首里
総 地 頭	尚清王代～1566	総地頭職	大浦添親方良憲・馬良詮	馬姓小禄家 1 世	首里
	1567頃～	総地頭職	浦添親方景明・和為美	和姓古謝家 1 世	首里
	1726～32	総地頭職(30石)	浦添親雲上守明・阿含章	阿姓前川家10世	首里
脇 地 頭	引治年間～1506	中西地頭職	中西親方宗義・呉起良	呉姓我那覇家 2 世	那覇
	万暦年間～1636	恵祖地頭職(70石)	恵祖親方重政・英助祖	英姓渡名喜家 2 世	首里
	1605～12	城間地頭職(200石)	城間親方盛久・翁寄松	翁長永山家 2 世	首里
	1636～67	恵祖地頭職(80石)	恵祖親方重孝・英常春	英姓渡名喜家 3 世	首里
	1639～51	城間地頭職(110石)	城間親方盛長・翁啓豊	翁姓永山家 4 世	首里
	1652～72	又吉地頭職	又吉親雲上盛基・得友仁	得姓稲嶺家 1 世	首里
	1659～78	屋富祖地頭職	屋富祖親雲上仲安・董自慶	董姓 5 世屋富祖家 1 代	首里
	1671～74	城間地頭職(120石)	城間親方・金正春	金姓渡具知家 8 世	久米
	1676～97	城間地頭職(40石)	城間親雲上盛武・翁宗璉	翁姓永山家 6 世	首里
	1677～1720	内間地頭職(20石)	内間親雲上・梁邦基	梁姓 9 世饒波家 1 代	久米
	1678～1710	屋富祖地頭職	屋富祖親雲上仲真・董世徳	董姓 5 世屋富祖家 2 代	首里
	1697～1703	城間地頭職(80石)	城間按司朝恒・向兆凰	向姓嘉味田家 6 世	首里
	1704～11	宮城地頭職	宮城親雲上里任・益子仁	益姓 4 世潮平家 2 代	首里
	1710～22	屋富祖地頭職	屋富祖親雲上仲共・董思温	董姓 5 世屋富祖家 3 代	首里
	1711～16	宮城地頭職	宮城子里真・益奇材	益姓 4 世潮平家 3 代	首里
	1728～34	武村(内間)地頭職	永本親雲上良隆・馬建徳	馬姓小禄家 8 世	首里
	1734～46	永本(内間)地頭職(100石)	永本里主良穎・馬亮功	馬姓小禄家 9 世	首里
	1786～	屋富祖地頭職(15石)	屋富祖親雲上朝易・向執亮	向姓 5 世内間家 6 代	首里
	1830～34	西原地頭職(40石)	西原親方真要・麻克昌	麻姓11世西原家 4 代	首里
	1834～	西原地頭職(30石)	西原親雲上真起・麻為錦	麻姓11世西原家 5 代	首里

注：知行地の欄の()内は知行高を示し、それぞれの地頭職における最終的なものである。

67年にかけて、それぞれ在職している。城間村については、城間親方盛久（翁寄松）が1605～12年にかけて、その孫城間親方盛長（翁啓豊）が1639～51年にかけて、城間親方（金正春）が1671～74年にかけて、城間親方盛長の孫城間親雲上盛武（翁宗璉）が1676～97年にかけて、城間按司朝恒（向兆凰）が1697～1703年にかけて、それぞれ在職している。又吉村については、又吉親雲上盛基（得友仁）が1652～72年にかけて在職している。屋富祖村については、屋富祖親雲上仲安（董自慶）が1659～78年にかけて、その長男屋富祖親雲上仲真（董世徳）が1678～1710年にかけて、その長男屋富祖親雲上仲共（董思温）が1710～22年にかけて、屋富祖親雲上朝易（向執亮）が1786年から、それぞれ在職している。内間村については、内間親雲上（梁邦基）が1677～1720年にかけて、永本親雲上良隆（馬建徳）が1728～34年にかけて、永本里主良頼（馬亮功）が1734～46年にかけて、それぞれ在職している。宮城村については、宮城子里真（益奇材）が1711～16年にかけて在職している。西原村については、西原親方真要（麻克昌）が1830～34年にかけて、その孫西原親方真起（麻為錦）が1834年から、それぞれ在職している。

彼ら以外の脇地頭については、『那覇市史』に収録されていない「家譜」を今後チェックする作業が必要である。

4 浦添の地頭の旅役と知行、知行の相続

浦添の地頭となった士族の経歴のなかから、叙冠、地頭就任と旅役、功績（役職）と「家督」相続の時期と順序を具体的にみるために整理したのが表5である。ここでいう「家督」とは知行（地）のことである。この表からは以下のようなことがわかる。

総地頭、脇地頭で黄冠に叙されると親雲上を称し、さらに、紫冠に叙されると親方を称するのであるが、年齢のわかる者で、黄冠に叙された浦添の地頭は17人いた。10代後半では1人、20代では13人、30代前半では3人というように20代に叙冠が集中している。紫冠については7人おり、30代後半から50代にかけて叙されている。黄冠に留まった地頭の平均年齢は

55歳、紫冠にまで昇った地頭のそれは60歳である。士族社会においては、長生きをしないことには地位の上がる機会がなく、出世できないといえる。

地頭は、功績の有無などによって、転任するものである。また、王家と血縁関係にある王子・按司家や家格の高い家では、父親が長生きし、かつ隠居しなければ、養子はその家督を相続するまでに名島を賜ったり、脇地頭職に任じられることとなる。浦添按司朝基が15歳で浦添間切城間の名島を賜ったのも、城間按司朝恒が15歳で喜屋武間切佐久間の名島を賜り、21歳で本部間切具志堅地頭職に任じられたのも、27歳で浦添間切城間地頭職に転任したのもそのためである。浦添の地頭となった士族の生涯で、最初に地頭職（浦添の地頭職とは限らない）に就任した時期をみると、按司地頭職では平均年齢16歳、総地頭職と脇地頭職では平均年齢23歳となっている。按司地頭職は総地頭職と脇地頭職に比べて若くして就任していたことがわかる。

旅役には、地下旅、大和旅、唐旅の3種がある。地下旅とは離島へ、大和旅とは薩摩や江戸へ、唐旅とは中国へ、それぞれ赴任することで、唐旅は「最も重要で貢献度の高い奉公⁽¹¹⁾」であるとされている。浦添の地頭32人のなかで18人が旅役を経験している。延べ35回の旅役が確認でき、地下旅が2回、大和旅が19回、唐旅が14回である。ところで、35回の旅役のうち29回が地頭職に就任してからの旅役であることがわかる。また、浦添の按司地頭はもっぱら大和旅に終始し、唐旅や地下旅は行っていない。逆に、久米系士族については、金正春、梁邦基のように唐旅だけに力が注がれていたことがわかる。しかし、旅役だけが奉公ではない。土木事業、絵画、書、舞踊、音楽に力を発揮することも奉公となろう。

地頭の相続に関しては、「琉球評定所僉議⁽¹²⁾」によれば首里王府の最高議決機関・評定所が審理してその可否を決定していたことがわかる。その際に、被相続人（父・祖父など）の旅役の経験回数が判断基準になっている。親の余沢が子におよぶということである。浦添の地頭となった者のうち、按司地頭職を7人、総地頭職を2人、脇地頭職を12人、延べ21人が父（義父）や祖父の家督を相続している。家督

表 5. 浦添の地頭の叙冠、地頭就任と旅役、功績(役職)と家督相続の時期と順序

	人 名	生 卒 年	叙冠、地頭就任と旅役、功績(役職)と家督相続の時期と順序
按 司 地 頭	浦添王子朝満・尚維衡	1494～1540	按〔15〕 卒〔47〕
	浦添王子朝喬・尚弘業	1512～76	按〔29〕 卒〔65〕
	浦添王子・尚寧	1564～1620	按〔19〕 王〔25〕 卒〔57〕
	浦添王子朝良・尚恭	1612～31	按〔7〕 転〔9〕 3,000石〔13〕 卒〔20〕
	浦添翁主	1629～46	按・600石〔5〕 卒〔18〕
	浦添按司朝式・向丕承	1646～1720	按・400石〔2〕 300石〔?〕 髻〔17〕 初〔17〕 土〔33〕 土〔36〕 薩・正〔38〕 流〔42〕 赦〔64〕 卒〔75〕
	浦添按司朝卓・向大謨 浦添按司朝基・向岱徳 浦添按司朝兼・向延柱	1674～1744 1702～39 1719～84	按・300石〔14〕 髻〔17〕 150石〔24〕 薩・正〔31〕 隠〔55〕 卒〔71〕 髻〔15〕 名〔15〕 按・100石〔27〕 卒〔38〕 名〔15〕 髻〔15〕 按・80石〔21〕 薩・正〔33〕 転〔53〕 卒〔65〕
総 地 頭	大浦添親方良恵・馬良詮	～1566	赤〔?〕 東養〔?〕 総〔?〕 唐・使〔?〕 三〔?〕
	浦添親方景明・和為美	不詳	総〔?〕 三〔?〕 流〔?〕 赦〔?〕 紫〔?〕 総〔?〕
	浦添親雲上守明・阿含章	1705～32	赤〔14〕 冊・踊〔16〕 髻〔17〕 総〔23〕 黄〔24〕 卒〔29〕
脇	中西親方宗義・吳起良	～1521	脇〔?〕 紫〔?〕 唐・正〔?〕 転〔?〕
	恵祖親方重政・英助祖	1590～1636	黄〔20代〕 脇〔20代〕 薩・大〔29〕 70石〔30代〕 唐・使〔38〕 紫〔40代〕 卒〔47〕
	城間親方盛久・翁奇松	1542～1612	唐・使〔37〕 紫〔39〕 土〔56〕 三〔60〕 下〔64〕 脇〔64〕 紫〔67〕 200石〔71〕 卒〔71〕
	恵祖親方重孝・英常春	1612～67	赤〔13〕 髻〔18〕 脇・黄〔25〕 土〔28〕 30石〔43〕 唐・正〔44〕 60石〔45〕 紫・80石〔45〕 土〔47〕 土〔52〕 唐・正〔53〕 卒〔56〕
	城間親方盛長・翁啓豊	1599～1675	薩・里〔16〕 髻〔18〕 初〔19〕 薩・与〔23〕 黄〔23〕 脇〔25〕 転〔40〕 転・70石〔41〕 転〔42〕 紫〔47〕 110石〔51〕 隠〔53〕 卒〔77〕
	又吉親雲上盛基・得友仁	1601～76	王儀〔33〕 黄〔33〕 脇〔42〕 転〔52〕 転〔72〕 卒〔76〕
	屋富祖親雲上仲安・董自慶	1624～87	赤〔16〕 髻〔17〕 黄〔30〕 脇〔36〕 薩・筆〔36〕 卒〔64〕
地	城間親方・金正春	1618～74	12石〔16〕 唐・通〔21〕 脇〔27〕 唐・長〔28〕 40石〔34〕 転〔36〕 100石〔37〕 唐・副〔46〕 120石〔48〕 転〔54〕 卒〔57〕
	城間親雲上盛・翁宗璉	1659～1710	赤〔13〕 髻〔15〕 脇・40石〔15〕 転〔16〕 転〔16〕 転〔18〕 黄〔22〕 唐・使〔34〕 薩・使〔35〕 土〔35〕 土〔37〕 地・検〔39〕 転〔39〕 紫〔42〕 薩・正〔44〕 転〔46〕 薩・正〔48〕 卒〔52〕
	内間親雲上・梁邦基	1650～	赤〔11〕 髻〔15〕 黄〔22〕 脇〔28〕 書〔28〕 書〔30〕 唐・通〔31〕 唐・通〔36〕 歴〔48〕 唐・副〔49〕 転〔71〕
	屋富祖親雲上仲真・董世徳	1646～1710	赤〔16〕 髻〔17〕 黄〔22〕 脇〔27〕 書〔32〕 転〔33〕 江・筆〔36〕 地・検〔49〕 系〔57〕 卒〔65〕
	城間按司朝恒・向兆凰	1671～1709	髻〔15〕 名〔15〕 50石〔20〕 脇〔21〕 転・80石〔27〕 転〔33〕 卒〔39〕
	宮城親雲上里任・益子仁	1664～1711	黄〔27〕 薩・筆〔29〕 絵〔40〕 絵〔41〕 脇〔41〕 薩・筆〔42〕 絵〔43〕 絵〔46〕 書〔46〕 絵〔47〕 江・筆〔47〕 薩・筆〔48〕 卒〔48〕
	屋富祖親雲上仲共・董思温	1683～1738	赤〔13〕 黄〔26〕 脇〔28〕 筆〔30〕 科〔40〕 黄〔56〕 卒〔56〕
頭	宮城子里真・益奇材	1698～1756	脇〔14〕 赤〔15〕 髻〔15〕 転〔19〕 黄〔30〕 卒〔59〕
	永本親雲上良隆・馬建徳	1708～34	赤〔14〕 髻〔18〕 脇〔18〕 黄〔19〕 転〔21〕 卒〔27〕
	永本里主良頼・馬亮功	1728～80	脇〔7〕 赤〔12〕 髻〔14〕 総・100石〔19〕 黄〔21〕 転〔33〕 江・楽〔37〕 踊〔38〕 欠〔39〕 紫〔39〕 船〔41〕 船〔42〕 薩・使〔44〕 薩・使〔50〕 卒〔53〕
	屋富祖親雲上朝易・向執亮	1755～	髻〔17〕 黄〔29〕 脇・15石〔32〕
	西原親方真要・麻克昌	1774～1834	赤〔13〕 江・楽〔17〕 髻〔19〕 黄〔21〕 脇・30石〔25〕 土〔34〕 唐・使〔48〕 船〔53〕 40石〔53〕 紫〔56〕 学〔57〕 転〔57〕 学〔59〕 卒〔61〕
	西原親雲上真起・麻為錦	1822～	脇・30石〔13〕 黄〔23〕 学〔24〕 土〔33〕 土〔34〕 土〔36〕 土〔41〕 土〔43〕 学〔48〕 土〔51〕

注：本表に用いた略字は次のような意味である。

①冠位 紫：紫冠 黄：黄冠 ②地頭職 按：按司地頭 総：総地頭 脇：脇地頭 名：名島 ③旅役 唐：唐旅(中国) 江：大和旅(江戸) 薩：大和旅(薩摩) 地：地下旅(離島) 正：正使 副：副使 才：才府 使：使者 長：長史 通：在船通事・小船通事・存寄通事 大：親職 筆：御右筆・御筆者 与：与力 里：若里之子 才：検・迎検査 ④功績(役職) 三：三司官 東：東家・東宮の養父 王：王侯 王子の儀者大屋子 土：土土関係の役職 船：造船関係の役職 学：学校関係の役職 歴：『歴代宝案』編纂の役職 榮：榮正・榮童子 踊：踊奉行 踊童子 書：書を用いる役職 絵：絵を描く役職 系：系御系中取職 欠：欠格(儉約)関係の役職 ⑤その他 赤：赤赤郎 書：歛誓 初：初仕仕 転：転任 隠：隠居 冊：冊封 下：冠位を下げる 科：科人 流：島流し 赦：赦免 卒：死亡 なお、知行を石高で示した。〔 〕内の数字は数え年である。□印は家督相続の時期を現した。

表 6. 浦添の地頭の家督相続、家長権譲渡

	人 名	被 相 続 人 名	相 続 関 係	家 督 相 続	家長権譲渡
按 浦 添 王 子 朝 満 ・ 尚 弘 業 浦 添 王 子 ・ 尚 寧 浦 添 王 子 朝 良 ・ 尚 恭 浦 添 翁 主 浦 添 按 司 朝 式 ・ 向 丕 承 浦 添 按 司 朝 卓 ・ 向 大 謨 浦 添 按 司 朝 基 ・ 向 岱 徳 浦 添 按 司 朝 兼 ・ 向 延 柱	(浦添王子朝満・尚維衡)	(尚真王)	(父一長男)	浦添間切按司地頭職	(死譲り)
	浦添王子朝喬・尚弘業	浦添王子朝満	父一長男	浦添間切按司地頭職	(死譲り)
	浦添王子・尚寧	浦添王子朝喬	祖父一長男	浦添間切按司地頭職	(死譲り)
	(浦添王子朝良・尚恭)	(尚豊王)	(父一長男)		
	浦添翁主	浦添王子朝良	父一長女	浦添間切按司地頭職(3,000石—600石)	死譲り
	浦添按司朝式・向丕承	浦添翁主	母一長男	浦添間切按司地頭職(600石—400石)	死譲り
	浦添按司朝卓・向大謨	浦添按司朝式	義父一婿養子 (正室に嫡子なし)	浦添間切按司地頭職(300石—300石)	島流し
	浦添按司朝基・向岱徳	浦添按司朝卓	父一長男	浦添間切按司地頭職(300石—100石)	隠 居
浦 添 按 司 朝 兼 ・ 向 延 柱	浦添按司朝兼・向延柱	浦添按司朝基	父一長男	浦添間切按司地頭職(100石—80石)	死譲り
総 地 頭	浦添親方良憲・馬良詮	中城掟親雲上良当	父一不詳		
	浦添親方景明・和為美	不詳	不詳		
	浦添親雲上守明・阿含章	麻謝里之子親雲上	祖父一長男 (父病氣)		死譲り
脇 地 頭	中西親方宗義・呉起良	泊里主宗重	父一次男 (長男は別家譜)		
	恵祖親方重政・英助祖	渡慶次里之子重張	父一長男		
	(城間親方盛久・翁寄松)	(国頭親方盛順)	(父一長男)		
	恵祖親方重孝・英常春	恵祖親方重政	父一長男	浦添間切恵祖地頭職(70石—0石)	死譲り
	城間親方盛長・翁啓豊	具志川親方盛継	父一長男	具志川間切総地頭職(140石—70石)	隠 居
	又吉親雲上盛基・得友仁	高安掟	父一長男		
	(屋富祖親雲上仲安・董自慶)	(知名親雲上仲康)	(父一3男) (分家)		
	城間親方・金正春	具志親雲上	長男一次男	(30石—12石)	死譲り
	城間親雲上盛武・翁宗璉	瀬嵩親雲上盛信	父一長男	名護間切瀬嵩地頭職(50石—40石)	隠 居
	(内間親雲上・梁邦基)	(応材)	(父一不詳)		
	屋富祖親雲上仲真・董世徳	屋富祖親雲上仲安	父一長男	浦添間切屋富祖地頭職	隠 居
	(城間按司朝恒・向兆風)	(喜屋武按司朝里)	(父一長男) (父より若死)		
	(宮城親雲上里任・益子仁)	(久場親雲上里紀)	(父一次男) (長男若死)	(夫地頭一脇地頭)	(死譲り)
	屋富祖親雲上仲共・董思温	屋富祖親雲上仲真	父一長男	浦添間切屋富祖地頭職	死譲り
	宮城子里真・益奇材	宮城親雲上里任	父一次男 (長男島流し)	浦添間切宮城地頭職	死譲り
	(永本親雲上良隆・馬建徳)	(名護親方良直)	(父一長男) (父より若死)		
	永本里主良頼・馬亮功	永本親雲上良隆 仲里親方良直	父一長男 祖父一長男 (父若死)	浦添間切永本(内間)地頭職 久米仲里間切総地頭職(120石—100石)	死譲り 死譲り
	屋富祖親雲上朝易・向執亮	高良親雲上朝陳	父一長男	地頭職	死譲り
	西原親方真要・麻克昌	棚原親方真厚	義父一婿養子 (嗣子なし)	地頭職(40石—30石)	死譲り
	西原親雲上真起・麻為錦	西原親方真要	祖父一長男 (父若死)	浦添間切西原地頭職(40石—30石)	死譲り

注：家督相続の欄の()内は、知行の相続もあったものについて、被相続人と相続人の知行高を示す。

相続の時期は、早いもので2歳、遅いもので41歳である。このうち、按司地頭職は平均年齢17歳で相続し、総地頭職と脇地頭職は平均年齢24歳である。按司地頭職は総地頭職と脇地頭職に比べ若くして相続されていたことがわかる。

さて、浦添の地頭の「家督」相続、「家長権」譲渡について整理したのが表6である。地頭の相続に関しては、菊山正明は「近世期沖縄における相続制についての一考察」¹³⁾において、「相続の保障は王府の家臣の内、両総地頭層と二方持の脇地頭層のみに与えられており」や知行についての「通減の制はすでに1600年代の前半期より存在したが、両総地頭層が王府の上級役職を独占することによって、通減の制をなくずしにしており、両総地頭層にとっては有名無実の制度であった」と指摘している。浦添の地頭の場合、知行は相続されているが、向姓高嶺家のように、王府の上級役職に就いていないせいか、女性や婿養子が相続したためか、科人がでたせいか、按司地頭といえども知行の通減の制からは逃れられなかったようである。

浦添の地頭に就任した士族の「家長権」の譲渡の仕方は、ほとんどが死譲りであったことがうかがえる。そのなかにあって、父の「致仕」すなわち隠居によって知行を相続した事例が4件ある。その際に、「家長権」の譲渡もあったかと考えられる。

浦添の地頭は、王家と血縁関係にある按司地頭は勿論のこと、総地頭や脇地頭も比較的家格の高い家柄の首里系士族でそのほとんどを占められていた。彼らは、比較的若い時期に父や祖父の家督を相続し、地頭職に就任してから旅役を行っている。地頭職に就任すれば旅役を行い、その旅役が子供の知行を保障するという図式が描ける。

注

- (1)『琉球の歴史と文化』山本弘文博士還暦記念論集所収。
(2)『九州と藩政(Ⅱ)』(九州近世史研究叢書・第3巻)所収。
(3)『ようどれの碑文』裏文によれば、北山から浦添ようどれに移葬されたことになっている。なぜ北山から

なのであろうか。

- (4)「ようどれの碑文」裏文による。
(5)「ようどれの碑文」裏文による。『中山世譜』では、尚寧の即位は1589年となっている。なお、『中山世譜』では、一貫して、前王の死去の翌年に次の王が即位するという記載の仕方である。
(6)尚寧の経歴については、王位に就いたので向姓小禄家の家譜には記されていないので、王家の家譜『中山世譜』によった。「女官御双紙」(崎浜秀明編『続沖縄旧法制史料集成』第2巻所収)によると、阿応理屋恵按司は尚永王御姫、西之按司は傳姓佐辺親方厚旨娘、安谷屋大按司志良礼は中城間切安谷屋村安谷屋親雲上春嶺娘とある。
(7)浦添王子朝良(尚恭)宛知行目録によると、

琉球国 首里之印
知行目録
浦添間切 高三千斛 前田村 度支村 城間村 江曾村 謝那村 儀野湾村 我仁横村 加賀寿村 西原村 棚原村
右之給地為恩賞被充行候之間速可領知者也
元和七年辛酉三月十六日

浦添王子

とあり、1621年に知行を賜ったことになっている。

- (8)多和田真助『門中風土記』51頁。
(9)尚恭ではなく実父の尚豊が尚寧王の跡目として王位に就いた経緯について、豊見山和行の「近世琉球の外交と社会」(『歴史研究』第586号所収)に詳しい。それによると、当初島津氏は尚恭を指示し、尚寧王もその命令に服す旨の請文を島津氏に提出していた。しかし、島津支配の開始された混乱期ということもあって、当時9歳という幼い尚恭の即位に危機感をいだき尚豊を推戴した王府家臣層の意思＝「結状」に阻まれ、尚豊を再指名することになった、ということである。

- (10)池宮城正治による。
(11)真栄平房昭「琉球における家臣団編成と貿易構造」(『九州と藩政(Ⅱ)』453頁)。
(12)奥野彦六郎『沖縄の人事法政史』、崎山秀明『沖縄旧法制史料集成』所収。
(13)『沖縄文化』51号所収。

「琉球国王家年中行事 正月式之内」

豊見山 和 行

本文書は、現在、浦添市立図書館所蔵にかかるものである。本文書は、古書店（宜野湾在）から1990年3月に購入したものであるが、その伝来に関しては未詳である。わずかに、文書の末尾に、「右、無用之事なれとも、琉球王家之古ふりを吾里の人に語らん種々とて写し置きぬ（此年、七十七、西乗常）／明治廿五年二月日」とあることから西乗常の手によって明治25年（1895）に書写されていたことがわかる。

本文書の形状は、縦22.2cm、横15cmで墨付き部分は、28丁からなる和本仕立ての竖帳である。ただし、前述したように本文書は写本であり、1丁26行の罫線を有する用紙に書写されている。

さて、以下、本文書について気づいた点を若干ふれてみたい。表紙に記された「琉球国王家年中行事 正月式之内」という標題と本文冒頭での「琉球国王家公事、元日御規式」という標題があるが、近世文書や『琉球国由来記』（以下、「由来記」と略称）等々から推すと後者の標題が原題に近いものと思われる。ただし、その点は現在確証しえないので、本稿ではしばらく前者の標題を用いることにしたい。

全体の内、約9割が元日の儀礼についての記述である。元日の公事について、本文書のように詳細に記述したものは、管見の限りでは見あたらない。その点が本文書の大きな特徴といえよう。一般的に首里王府の正月の儀礼に関しては、「由来記」（1713年）中の「王城之公事」がよく知られている。その他、近年王城の儀礼に関連する史料が、渡名喜明氏によって紹介されている（『沖縄県立図書館史料編集室紀要』第13号、1988年）。「正五九月弁之嶽末吉御参詣之時公事」、「冬至当日之公事」がそれである。これらの史料を「由来記」と比較・検討することが、

今後必要とされよう。

さて、本文書について形式の問題から以下、簡単にみてみよう。「由来記」王城之公事では、元日米蒔、御簾掛、辺戸之御水且吉方御水献上、楽器飾并音楽、御佳礼御盆、社参、御印披、朝拝御規式、御照堂御拝等々のように、時間の流れの中に各儀礼を項目ごとに配置するという記述形式をとっている。それに対し、本文書は、冒頭部で元日の主要な儀礼である朝拝、唐玻豊への国王の出御と諸官人の御拝、先王への御焼香、下庫理・南風の御殿での御規式が行われることを略述し、以下は元日未明からほぼ時間の経過に沿って一つ書きで詳しく記述するという形式をとっている。

本文書は作成年次を明示していないが、以下の点からおおよその年次幅を推定することが可能である。冒頭に「子之方」へ向かって「中華之拝礼」を行うとある。このことから、1719年の儀礼改定以後であることが分かる（儀礼の改定については、拙稿「琉球王権への一視点—近世における儀礼の転回—」『文藝』1990年冬季号、参照）。さらに、「乾隆十三年（1748年）……御意被成下候也」、「乾隆六十一年（1769年）乙辰立」、あるいは「嘉慶四年（1799年）未正月十五日立」とあるように順次儀礼の追加・改定がなされていたことが分かる。以上のことから推して、本文書は少なくとも1719年から1799年までの間に作成されていたものと思われる。その他、中頭・島尻の26ヶ間切から元日に献上される「御捧物」の記述や三司官による「御拝つつ」など、「由来記」には見られない記述が散見される。これらの分析は、今後の課題であるが、王府儀礼を論ずる上で本文書は新たな論点を提起するものといえよう。

凡 例

- 1、本史料は編集の都合上、横書きにした。
- 2、句点・並列点を付した。
- 3、割注は（ ）内に1行で処理した。
- 4、虫損箇所、判読不能な箇所は□で示した。
- 5、本史料は基本的に草書であるが、一部楷書も見られる。その部分は、「 」で示した。

琉球国王家年中行事
正月式之内

(表紙)

琉球国王家公事

元日御規式

一於御庭子ノ方江御向、中華之御拝礼被遊、諸人随従、御拝、次唐坡豊江出御、諸人御拝相勤、先王様江御名代を以御焼香有之、於下庫理・南風之御殿度段々御規式御座候事、

一元日之前夜、奉神御門内ニ楽器飭置、七ツ時より六ツ時迄楽三度、君誇前ニ段々楽器相飭置、五ツ頭・四ツ頭、亦者御規式之砌、段々楽有之候事、

一当番之三司官、未明ニ登城、諸御用承候事、

一御双紙庫理・同吟味役□明登城、下庫理方諸事之御用承候事、

乾隆十三戊辰十一月二日 御意被成下候也、

一御規式相済候以後、賦合忝人者御書院江相詰、御用承候、

但、評定所筆者式人相詰可申候、

一下庫理御規式御□物并御拝御座御行列御道具、笙家来赤頭楽勤方等、当方構候也、

一御庭御規式諸人御拝座并ふら赤頭楽勤方、勢頭方構也、

一御所帯方御物奉行、五ツ之頭前登 城、中頭・島尻御捧目録、御取次相勤候事、

一非番之三司官并御物奉行・申口・吟味役、五ツ頭登 城之事、

一御庭之警固、平等之側方下知ニ而、同役人・勢頭筑登之相合勤之、

一普請奉行登 城、開鐘打候得者、新年御吉例よね蒔可申旨、当御取次言上仕、内外之御庭よねまかせ、御双紙庫理取次、当番之三司官江首尾申出候事、

一子之方江御焼香台御飭仕、当より御双紙庫理取次、三司官江首尾申出候事、

一子之方御飭者、五方之簀并鉢花五ツ飭ル、内一ツ松柏子之間、其外者祝儀之花木見合次第、一御焼香台ニちまる四ツ（醴入）、金花壺対、龍蠟燭壺対、御香炉・御香合（沈香入）、香起火筋御飭仕、御座構有之候事、

一御印乞可申旨、当より申口取次、三司官案内ニ而乞下御飭仕候事、

一奉神御門開可申旨、勢頭より御双紙庫理取次、三司官案内、開候事、

一五ツ頭成候得者、勢頭より御双紙庫理案内、時之楽有之候事、

一同時、初之楽為仕可申由、評定所里之子ハ御双紙庫理江申出候得者、三司官江案内、楽為仕候事、

一初之楽相済、御開印御規式ニ付、三司官・御双紙庫理・下庫理着座仕、御印箱之御鎖之子可被下旨、御双紙庫理より当御取次、言上仕候事、

一御鎖之子箱被下候得者、御開印之御吉書、里之子たより御双紙庫理江相渡し、三司官入披見、里之子た江渡候得者、当・里之子た・花当ニ而於御差床前、御印箱開、御印押、里之子たニ而御吉書御双紙庫理江渡し候得者拜見仕、三司官再見、御双紙庫理ニ而当御取次、備 上覧、被返下候得者、御双紙庫理ニ而三司官江首尾申出、退座有之候、御吉書ハ当格護仕候事、

一御鎖之子箱者、御双紙庫理切封仕、御吉書奉備 上覧候砌、差上候也、

一御規式相濟、御印、当より御近習御取次、差上候事、

一御吉書ハ、御右筆主取ニ而兼而相調、下庫理里之子た江相渡候、里之子たハ跡月廿五日限、御双紙庫理江差出候へハ見調部、三司官入披見、里之子た江相渡置候也、調様左記、
附、御右筆主取当病、又ハ何角指支候節ハ、評定所筆者主取へ可被仰付旨、兼而口上言上仕候、

御開印吉書

風調雨順

国泰民安

年号干支正月初一吉日

但、黄染杉原豎ニ相調、同紙ニ而包、御開印吉書与上書有ル、

一唐玻豊御轎椅、御座構可仕由、当ハ三司官案内言上仕、御作法之通相調候事、

一御奉行并横目付之衆江年頭為御祝儀、御使有之候、委細御在番所御取合記ニ相見得候事、

一護国寺・臨海寺・遍照寺・神宮寺・神徳寺・聖現寺、右六ヶ寺於宮、

上々様御為、国家之為、除夜ニ祝部神楽有之、一七人宛年籠相勤、色衣・八卷ニ而登城、首尾申出候得ハ、勢頭より当御取次言上仕、於御庭為致御拝、御酒被下、濟而最前之御拝座ニ而御暇乞、御拝仕罷下候事、

但、御暇乞、沖者那覇士之位衆、天久者泊士之位衆、八幡・末吉・普天間者各間切位衆・おゑか人より年籠相勤候也、

一年首之御祝ニ中頭・島尻式拾六ヶ間切より御捧献上ニ付、目録一通取納座大屋子ハ御物奉行江差出候得者、御捧物君誇之前擔立させ、宰領之さはくり・おゑか人後並ニ居候得者、御物奉行ニ而目録三司官入披見、下庫理当御取次、備上覽、相濟候得者、取納座大屋子へ申渡、さはくり・おゑか人御拝為仕、退去之事、

一右目録、黄染上紙ニ相調、同紙ニ而包、目録と上書仕、兼而御物奉行江指出候得者、見調部相渡候、調様取納座公事帳ニ委シ、

一御捧物者、生魚二百十五斤・干魚百斤・生蛸

百六十斤、御捧相濟次第取納座大屋子ニ而、大台所役人取次、御中門より御内原江差上候、一宰領之さはくり・おゑか人・位衆者、朝之御拝相勤、諸人同前ニ五はいニ而大通被下候、赤八卷・青八卷者諸家来赤頭同前ニ、於御庭御酒被下候也、

一目録御取次之御物奉行・同吟味役、何角支有之時ハ、申口何某江足可被仰付旨、前日口上言上有之事、

一国王聖躬万々歳、御子孫御繁栄、国家安穩之為、社参有之候、右之人数朝衣・八卷ニ而五ツ時頭登城之事、

一社参人数ハ親方三人、諸奉行并諸役人・無役之座敷以下筑登之座敷迄ニ而九拾三人、諸細工・諸家来赤頭ニ而五拾三人、島尻方拾五ヶ間切より一ヶ間切ニ夫地頭・さはくり・掟より八人宛ニ而百六拾二人、惣人数三百拾壹人也、

一親方者触頭ニ而相賦、十二月十五日限り御双紙庫理取次書出、三司官見届相濟候へハ、触頭より勢頭方江者相達候、此外之人数者触頭・諸役所・諸間切ハ勢頭方江申出、相勤候也、

一申口座六拾以上之人者、社参之勤御免之事、一五ツ時成候得者、勢頭より御双紙庫理案内、鐘撞せ候事、

一同時、評定所里之子たより御双紙庫理案内、二度之楽仕せ候事、

一二度之楽相濟、三司官以下御物奉行・申口・吟味役・当番之親方・座敷并社参人数・勢頭座敷迄下庫理着座、社参之無系・座敷以下末々迄御庭着候得者、社参人数目録一通、出仕人数目録一通、勢頭ハ三司官案内、当御取次言上仕、三司官へ首尾相達、社参之親方江申達候得者、社参人数庭上へ罷出、四ツ御拝仕、左右御門より順々罷下、三司官以下退座仕候事、

一社参人数何れ茂守礼御門外ニ而騎馬仕、如那覇罷下、波之上権現・天尊・沖権現・両天妃・同龍王堂・天久権現・八幡権現、各四ツ御拝仕、如首里罷登、荒神堂四ツ御拝、濟而致登城候事、

一社参人数并出仕人教目録者、評定所筆者兼而相認、月番申口ハ勢頭江相渡置候也、

但、調様月次言上記ニ有ル、

一月番人数書老通、調様月次言上記ニ有ル、

一月番人数者三司官老人・御物奉行一人・同吟味役一人・日帳主取一人、跡月番之申口ニ而兼而相賦り、三司官案内を以清書仕せ候事、

附、御物座并御所帯方御物奉行・同吟味役者月番之勤無之、何れ茂差支難相勤節、足相勤候也、

一何歟ニ付而、三司官月番代合有之節ハ、口上言上有之候、御物奉行・申口・吟味役ハ言上ニ不及候也、

一於円覚寺・護国寺御祈念、弁之嶽・末吉・弁才天・識名観音堂 御参詣、百人御物参、久高島麦之穂祭日柄書一通、 調様月次言上記ニ有ル、

一御祈念日撰、護国寺ハ十一日、円覚寺ハ十一日ハ十五日迄、各住持ハ跡月廿五日限、寺社中取次差出候へハ、月番之申口ニ而三司官引合、諸事申渡候事、

一御参詣日柄ハ、五六日以上通書役相考、長史次書を以跡月廿五日限、月番之申口へ差出候へハ、三司官へ指出、御書院当御取次、奉伺御星次第清書申渡候事、

但、何歟ニ付、前以御代参被仰付候節も日柄伺之義ハ、本文之通、

一百人御物参日柄二三日程、麦之穂祭日撰三四日程、右同前ニ差出候へハ、三司官へ指出、星差相渡候へハ清書申渡候事、

但、百人御物参日撰之儀、可成程番日・番半ニ書出させ、月番申口を以、御近習相同、濟而聞得大君御殿大親迄相同、言上仕候、尤番日・番半ニ日撰無之、次之日番候ハ、其段取添御近習相同候也、

右式行、月番申口より差出、

一摂政・三司官以下、去年中勤星帳一冊、

但、右星帳之儀、年中用紙一冊ニ相閉差上置候ニ付、十二月廿八日、日帳主取ニ而乞下貫添させ見調候也、

一摂政・三司官以下吟味役迄去年中勤星惣取立、覚

書老さつ、

但、十二月末、評定所寄筆者ニ而取ル清書仕、差出候ハ、日帳主取見調部、月番之三司官入披見置候、調様月次言上記ニ相見得ル、

右二行、月番日帳主取より差出、

右四行、唐玻豊御拝相濟候而、御書院当御取次言上仕候事、

一言上相濟候へ者、写月番申口請取、首尾方申渡候、

但、首尾方之次第、別冊ニ有之、

乾隆六十一年乙辰立

一御物奉行申口吟味役、評定所筆者主取、御物奉行帳主取、御用意方・給地方中取、御物座帳当以下、西之御殿筆者中、平等所大屋子筆者之内、年中勤星取立、五日迄之当病の方ハ、一紙ニ人数書を以正月勤、御番之日日帳主取ニ而、摂政・三司官入披見、右之面々勤向出精之段、褒美之趣日帳主取承、早速銘々江相達候ハ、右之人数罷出一礼ニ而退去仕候、尤右役々之内、半途より相勤、番付外の方ハ、無病ニ而も褒美無之候、

一四ツ頭前、王子衆以下朝之御拝人数、朝衣・八巻ニ而登 城仕候事、

一王子以下、首里・泊・那覇・久米村諸士并無系之位衆、

但、旅被仰付置候方茂相勤候也、

一首里・泊・那覇・久米村赤八巻以上之諸細工・諸座・諸御蔵手代・公事拝、

一諸間切・伊江・伊平屋島、夫地頭老人・さはくり一人・掟一人宛、

一先島・久米島・慶良間島・粟国島・渡名喜島・鳥島ハ、在番并位衆・さはくり・所之役人名、於在所御当地江向御拝仕候、御当地渡合之者ハ、御物奉行方江申出、於朝廷御拝相勤候事、

一王子衆・按司衆、御暇乞者勢頭承之、看盤ニ書付、御双紙庫理江差出、御双紙庫理ニ而摂政懸御目、勢頭江相渡候、御右筆方江致問合候得者、御星帳ニ相記、御書院当ニ而奉備上覧候事、

一親方以下御暇乞ハ、勢頭ニ而承、看盤ニ書院御双紙庫理江差出候へハ、見届相渡候、左候而王子衆・按司衆御暇乞書、一同ニ勢頭ニ而三司官へ差出候へハ、見届候事、

一摂政・三司官御暇乞之時者、直ニ日帳主取□三司官江申出候得者、御書院当御取次及言上候事、

乾隆十五年庚午十一月廿三日・御意被成下候也、

一王子衆・按司衆・三司官・親方・申口・吟味役・諸奉行・諸中取・下庫理惣人数・惣役・長史・里主・御物城・泊頭取、十日以下之忌者、其当日出勤之模ニ候事、

一看馬二疋、御別当より下之御庭牽登、勢頭取次、御双紙庫理江案内有之、せん廊下之下ニ立置、御規式之砌、段々御備仕候事、

一子ノ方御拝之砌、御行烈御備御道具、又ハ笙家来赤頭楽器備居、

出御 入御之時、供奉ニ而樂仕候事、

但、右之御備樂器等、下庫理図帳ニ委シ、

一唐御衣装可奉為召旨、当より言上仕、当兩人又與御書院江參上、奉為召候事、

附、唐御衣装方当、暇乞之時足何某相勤候段、

三司官案内、言上仕相勤候也、

一四ツ之頭成候へハ、勢頭より御双紙庫理江案内、時之樂仕させ候事、

一三司官以下、下庫理着座四ツ之頭成、勢頭より御双紙庫理案内有之、御双紙庫理より三司官案内、当御取次、王子衆以下悉皆、朝之御拝可相勤通言上仕、三司官以下左右廊下之前ニ罷出候、右之言上相濟候段、御双紙庫理ハ南表廊下之前、同吟味役ハ北表廊下之前ニ參り、三司官江相達、則長史江申渡候へハ、引礼之太夫・通事親雲上・秀才、左右廊下前ニ而、三司官・三司官座親方江段々唐礼相濟、追付長史罷出跪、三司官江下之御庭江可罷下段申達、秀才・通事親雲上・長史・太夫先立、次ニ三司官以下朝拜人数順々下之御庭江罷下ル、此時評定所里之子、大鼓之前左右備立、三度之樂仕、大鼓之西之御殿鐘相図、撞仕候事、

一悉皆朝之御拝可相勤通言上仕、相濟候へハ王子衆・按司衆御扣所へ勢頭參、下之御庭江御

下被成候様、申上候事、

一五ツ時前成候へハ、

御太子様 御太孫様 御登城之御時分、勢頭ハ申出候へ者、御双紙庫理より三司官案内、勢頭ヲ以申上候事、

一御扣座御書院、

一御登城不被遊時者、大親登城、月番申口取次申出候へハ、三司官承知、御書院奉行御取次、達上聞候事、

一王子衆・按司衆、下之御庭左右被立揃候得者、引例人数唐礼有之、秀才・通事親雲上・長史・太夫・三司官・王子衆・按司衆・親方以下諸家来赤頭まで、左右御門より前之御庭江順々罷登、立備候事、

一北表御門より罷登候人数者、子之方御座敷頭にして北江向、西表座江着、南表御門より罷登候人数者、右御座敷頭にして北ニ向、東表座ニ着、浮道より南表御庭江着候人数ハ、中頭にして北ニ向、立備候事、

一諸官御庭立備候へハ、御召付之当三人・御書院当老・御座詰之当二人、左右当之座ニ着、御座詰之当ニ而、

出御之御時ハ言上仕、本座江着候事、

一右言上相濟、出御之砌、御近習兩人ニ而御差床腰障子開つくはふ、御召附之当四人、御差床之前參上、三司官一人北表、長史一人南表真正面階之本浮道ニ扣居、出御被遊候得者御召附之当・三司官・長史少御跡より供奉仕、子ノ方御座敷へ着御、通事親雲上・秀才唱拜候へハ、御拜被遊、諸官御召附ニ而御拝仕、

一上様香案之前、御進歩砌三司官差寄御香爐之ふた開、台之上右表ニ置、長史御香合之蓋開捧候へハ、御焼香被遊候事、

一御焼香済而、祝文秀才捧長史江渡候へハ、長史御側江跪、誦上候事、

一祝文誦上相濟、又々唱捧ニ而、

御拜被遊、諸官御召附御拝相濟、

入御御召附之三司官・長史・当、如最前供奉御近習ニ而、腰障子閉之、諸官人順々退去之事、

附、右之唱拜并祝文左ニ記、

「排班 齊跪 衆官皆跪 叩頭 再叩頭
三叩頭 興 請詣香 案前 上香 再上香 三上
香 復位 跪 衆官皆跪 告天祝壽 俯伏 興跪
衆官皆跪 叩頭 再叩頭 三叩頭 興 鞠躬 三
舞蹈 平身跪 衆官皆跪 山呼万歳 山呼万歳
再山呼万々歳 俯伏 興跪 衆官皆跪
叩頭 再叩頭 三叩頭 興 平身 礼畢

琉球国中山臣尚荷蒙

皇恩享祿皆賴

天生我

君保民致治茲逢正旦

聖壽益增臣等下情無任忻躍感戴之至」

乾隆五年庚申正月十五日、御意被成下、

一御庭御規式之時、出御内ニ而茂雨降候ハ、手笠
御免之事、

附、出御又ハ御拝之砌、手笠可相迦候、

乾隆五十八丑年、及 御同立、

一子之方御規式之時、御焼香台ニ御飭之御香爐、雨
降候ハ、御傘差上候事、

附、唐玻豊御規式之時、本文同断、

一真正面浮道ニ五方之旗・鉢花・御焼香台直し、御
拝座相構、石ていし左右御備、御道具相備させ候
事、

附、御備之次第下庫理御双紙ニ委し、

一御庭左右石ていし近江楽器相飭、唐玻豊 出御・
入御之時、樂仕候事、

一右旁之御飭相濟、当より御双紙庫理江申出候得者、
三司官江案内、諸官人御庭左右浮道上にして立備
させ、当四人石ていし左右ニ着座何れ茂座配相濟、
当ニ而御近習御取次、唐玻豊 出御之御時分言上
仕候事、

一出御諸官人鞠躬仕、御轎椅御座 着御、通事・秀
才唱拝、諸官人御拝有之、三司官老人御拝座江着、
唱拝之通事御香爐之ふた開、長史御香合之ふた開、
御焼香有之候事、

一御焼香相濟、秀才祝文捧長史江渡候ヘハ、三司官
之側江跪、誦候事、

一祝文誦上相濟、又唱拝、三司官并諸官御拝有之事、
一三司官本座江着、又唱拝、諸官御拝仕候事、

但、右之唱拝并祝文、左ニ記、

「排班 排齊 跪 叩頭 再叩頭 三叩頭 興
班首請香案前 上香 再上香 三上香 復位
跪 衆官皆跪 祝壽
俯伏 興 跪 衆官皆跪 叩頭 再叩頭 三叩頭
興 鞠躬 三舞蹈 平身跪 衆官皆跪 山呼万歳
山呼万歳 再山呼万歳 附伏 興 復位 跪 叩
頭 三叩頭 興 平身 礼畢

琉球国中山王府法司官臣等欣逢三陽開泰万象維
新欽惟

(茅)

国王殿下備膺五福茅土永昌子孫綿延国祚無疆臣等
下情不勝懽忻感戴之至」

一右畢、唱拝之通事・秀才双方江相退、黄八卷・赤
八卷座之間より通、浮道左右ニ而三跪九叩頭仕、
各位之座ニ着候事、

一右相濟石ていし詰之当、おちよくい之本江參、
先王様御焼香之御名代、三司官江被 仰付候而御近
習頭より奉承知、御庭江罷出、三司官江相達候得
者、三司官御礼手を合候、当も一礼仕、本座江罷
帰ル、追而御名代之三司官御拝人数一同ニ御礼
手を合、如円覚寺罷立候事、

一於円覚寺御焼香、通事・秀才唱拝ニ而、御拝相濟
何レ茂登 城、三司官より当御取次、首尾言上仕
候事、

但、唱拝左記、

「排班 排齊 跪 叩頭 再叩頭 三叩頭 興
平身 班首請香案前 上香 再上香 三上香 跪
衆官皆跪 叩頭 再叩頭 三叩頭 興 平身 復
位 跪 叩頭 再叩頭 三叩頭 興 平身 礼畢」

一御名代三司官何某相勤候段、当ハ 御 双 紙 庫
理江前以承置候事、

一御拝人数前日、面々より名書ヲ以勢頭方江差出
候得者、其当日勢頭より御名代、三司官江首
尾申出候事、

一御物奉行式人・申口二人・吟味役二人賦合ヲ
以、右之勤有之候、其外親方・申口座・諸奉

行・諸役人より都合七拾七人ニ而相勤候事、
但、御物奉行差支候節ハ、下庫理勢頭より
面付書を以差出候ヘハ承届、足申渡候也、
一平等所筑佐事二人、引鼓持通事、

秀才先備、勢頭耆人・筑登之た二人跡備仕候
事、

但、円覚寺より登城之砌者、右之勢頭・筑
登之た先備仕候也、

一御名代三司官如円覚寺罷立候時分、当二人おちよ
くい之本江参、王子衆以下^(悉)皆下庫理御座江御呼
之段、御近習頭より奉承知、左右御庭江罷出、王
子衆・按司衆御呼之段申上候得者、王子・按司御
礼手を合、当も一礼仕本座江罷帰り、亦勢頭兩人
左右御庭より龍柱近欄干之前江罷出、三司官以下^(悉)
委皆下庫理御座江御呼之段、当より承知仕、三司
官ヘ其旨相達候ヘハ、何れも御礼手を合候、勢頭
者一礼ニ而退去仕候得者、入御、王子衆以下何
れも御礼手を合、退去之事、

一唐御装束、当ニ而奉迎、御庭并石ていし御飭道具
取収候事、

一台、御差床、里之子たニ而直、御筵たゞ置候事、
一御太子様、御太孫様御筵、右同断、

一御印乞可申旨、当より申口取次三司官案内仕、御
近習江申上被下候得者、御飭仕候事、

一三ッ御飭美御前揃之御道具、此外之御座飭、当ニ
而御飭仕候事、

附、右御飭之次第、下庫理図帳ニ有之、

一王子衆・按司衆献上之御花・御酒・御饗御酒目録、
三司官以下諸土献上之御花・御酒・御饗目録一通、
御双紙庫理より那覇・久米村献上之御饗御目録一
通御鎖之側より当御取次、備

上覧、相済目録被返下候ヘハ、御双紙庫理より三
司官江首尾申達、御花・御酒・御饗御酒、御庭左右
ニ飭、王子衆以下悉皆於御庭、一同ニ四ッ御拝仕
候事、

一右御拝相済、王子衆・三司官・御舅

献上之御花・御酒ハ、於御書院献上之御規式有之
付而、御書院江上候事、

但、何角ニ付御暇乞之方ハ、御庭御飭無之候、
直御書院江上候事、

一按司・親方以下献上之御饗御酒ハ、筑登之たニ而
大台所江相納候事、

一王子衆・按司衆、御在旅之時も献上有之、御隠居
之方ハ献上無之候、三司官以下諸人、右同断、

一按司衆献上之御饗御酒一壺（五済入）、按司触頭
ニ而相調、

一親方中より献上之御饗御酒一壺（五済入）、同触
頭ニ而相調、

一申口以下土之筑登之座敷迄、献上之御饗御酒三壺
（五済ツ、入）御捧、当之勢頭・筑登之たより相
調、

附、毎年正月献上之御饗御酒并例年諸人御願書
錢之儀、前々ハ土之筑登之座敷迄、惣居分ニ
而出錢仕来候所、無足之方渡世統兼候者ハ、
差支候訳有之、出錢之義ハ島知行持・御扶持
人江被仰付、御規式、又ハ御願ニ者無足迄も
罷出相勤候模ニ雍正七酉年ニ相定候、島知行
持ニ而も無位之方者、献上無之候、泊ハ首里
ニ相定候、

一目録之儀、王子衆・按司衆者一紙、御触頭より相
調候、三司官以下土之筑登之座敷迄一紙ニ、評定
所筆者ニ而相調候事、

但、黄染中奉書豎ニ相調礼紙無之、同紙ニ而上
包有之、三司官以下目録ハ三司官廻合ニ差出
候、勢頭方より請取、十二月廿五日限評定所
筆者江相届候、王子衆御触頭方出候事、

調様勢頭方御双紙庫理ニ委シ、

一那覇・久米村献上之御饗御酒壺五済入目録共、
那覇・久米村ニ而筆者相調候事、

一右目録、銘々より相調、十二月廿七日差出候
ヘハ、各構之申口ニ而見調部、三司官江入披
見、銘々江相渡置候事、

一御庭左右石ていし近ニ楽器相飭置、出御、入御、
御茶・御酒被召上候時、楽有之事、

一於南風之御殿、御花・御酒献上ニ付、王子衆・三
司官同所着座、

一出御之御時分、当ニ而申上 出御、

一着座之人数、御礼手を合、

一王子衆・三司官進上之御花一籠、御酒者銘々御飭
仕、奉行披露、此時王子衆・三司官御礼手を合、

済而御酒ハ御勝手へ引、

一御花立、御盃方立、御前へ御酒上御加上台直、
当御酌、二才・御小姓此時混而上候段、奉行披露、
王子衆・三司官御礼手を合、

一王子衆・三司官江御酒被下、御花下 王子衆・
三司官御礼手を合、

一入御、

一着座人数御茶被下、退座、

一於南風之御殿、御酒献上ニ付、王子衆・三司官・
御舅、同所御座着、
御太子様 御太孫様江御書院当ニ而、御時分申上、
御着座被遊候得者、王子衆以下着座人数御一礼仕
候事、

一御座上之御花壺、御酒御銘々御飭仕、当ニ而 出
御之時分申上候事、

一上御座一問目より 出御、御着座御人数出仕相済、
御花・御酒献上候段、御書院奉行披露、

御太子様御始、御礼御手を被為合、御酒御勝手江
下ケ、御座上之御酒ニ混、御盃立御前江上（此時
混候而上候段、御書院奉行披露）御着座御人数御礼
御手を被為合、御盃当ニ而下ケ、

御太子様 御太孫様江上、次ニ王子衆・三司官・
御舅江被下引、御花下ケ着座人数御礼手を合 入
御、御太子様御始順々御退座之事、

一御太子様 御太孫様御献上御花・御酒ハ、御目
録とも御銘々御殿より相調、直御書院江上り
候、元日何角ニ付、不被遊 御登城時者、後
日御献上有之候事、

一南風之御殿御規式相済、三司官以下士之勢頭座迄、
下庫理着座、無景之座敷、勢頭座、士之黄八巻、
以下無系之勢頭之筑登之座敷迄、石ていし左右着
座、諸間切・諸島赤八巻以下諸家来赤頭者、君袴
前左右着候事、

一御太子様 御太孫様下庫理御座江御着之御時分、
御双紙庫理申口ニ而申上、廊下之前より五はい内
迄、御先通相勤候、王子衆江者勢頭ニ而申上、王
子衆御先通相勤候事、

一雨天之時者、

御太子様 御太孫様左右廊下ハ御出入被遊
候、其時者廊下階下より御座内左右庫理之前

迄、御先通相勤候事、

一御酒・御茶拝繕御飭仕候段、当ハ三司官江首尾
申出候事、

一諸家来赤頭、間切へ おゑか人江時分ニ御酒可被
下由、当ニ而三司官江案内、勢頭江申上渡置、諸
人大通被下候刻、御庭ニ而被下候事、

一何れ茂御着座有之、当ニ而御座敷拝調、三司官案内、
出御之御時分、言上仕候事、

一出御之刻、御差床御戸御近習ニ而開之、出御、何
れ茂手を付被遊 御着座候へ御礼手を合候、当老
人・三司官之座末ニ参、御酒被召上候御時分相達、
本座江着、三司官并御取次之親方、本座ニ而一同
ニ御礼手を合、座末通筋ニ而衣冠見繕、三司官三
番御拝所、親方二番御拝所、当一番御拝所ニ而一
同ニ立御拝、三司官御差床ニ登、御礼手を合（つ
くはふ）、其砌親方三番御拝所、当二番御拝所ニ
而、一同ニ立御拝、親方御差床少北表ニ寄つくは
ふ、当ハ南表美御前揃之本ニ参、御籠飯之御辻廻
し、ふた開、御盃・御菓子盆之御辻廻し、御盃包
紙廻し、洪台載北表美御前揃之本ニ参り、親方御
盃・御菓子盆江揚、三司官江伝、三司官請捧台、
御差床御前真中ニ居、当御瓶御酒椀之御辻廻し御
酒椀・御菓子盆共親方江渡、親方より三司官請捧、
御盃盆之右表ニ居、当より御菓子盆親方江渡候へ
ハ、三司官御酒椀之御取ふた取、親方捧候御菓子盆
ニ置、御菓子盆親方より当請取、御取ふたハ御打
置之上ニ置、一番目之御瓶口取紙を廻し、其御菓
子盆栽、親方江相渡（当ハ北表、当之座前柱之側
江扣）、三司官御礼手を合、御盃台共取上ケ、
御酒椀・御盃二三篇洗き台載シ、右之手ニ而捧
御礼、親方御酌ニ而御酒次セ、御前江上つくはふ
（御座中何れも手を付）、御盃被下候へハ、又次
セ御加上ケつくはふ、御盃被下候得者、当参御瓶・
御菓子盆共親方より請取、如本返し、亦御酒椀・
御菓子盆、三司官ハ親方江相渡、親方より当請
取御菓子盆之上ニ重置、御取蓋おそひ御辻おそ
ひ、御瓶ハ口紙を差、御辻おそひ、御盃・御菓子
盆、三司官ハ親方請取之、御打置ニ互、御辻お
そひ、御籠飯之蓋おそひ、御辻おそひ、右相済、
三司官・親方・当最前之通、御礼立御拝ニ而退去、

本座江着、御礼手を合候事、

一右相済、御双紙庫理二番御拝所ニ而立御拝、御太子様御座之敷居外伺公、里之子た二番御拝所ニ而立御拝、北表美御前揃之本ニ参り、御瓶之御辻廻し、一番御瓶取口取紙廻し、御盃台ニ居、御瓶御盃取立候砌、御双紙庫理御座敷居内ニ登、御盃台共、里之子たより請取、里之子た江渡、里之子た美御前揃之本江捧参、御双紙庫理罷立、二番御拝所ニ而立御拝、本座江着、里之子たハ御瓶・御盃如本直し、二番御拝所ニ而立御拝、退去之事、一御太子様江御酒上候御約之里之子た、御瓶取立候時分、申口里之子た、右之次第ニ而御太孫様江御酒上候事、

一右相済、王子衆・按司衆江当御宮仕、三司官以下着座人数、里之子た宮仕ニ而御酒被下候、着座無之座敷・勢頭座ハ御差床御拝所、黄八巻以下ハ五はいニ而大通被下候事、

但、此間ニ於御庭、諸家来赤頭へ御酒被下、

一御酒申口座通候時分、当ニ而御茶之御時分拝合、三司官江相達候へ者、三司官・御取次之親方、本座ニ而一同ニ御礼手を合せ、座末通筋ニ而衣冠見繕、三司官二番御拝所、親方一番御拝所ニ而一同ニ立御拝、三司官三番御拝所、親方二番御拝所ニ而一同ニ立御拝、三司官御差床登、御礼手を合（つくはふ）、其砌親方三番御拝所ニ而一同ニ立御拝仕、御差床前少北方ニ寄つくはふ、御茶道御茶拝調、当持出候へ者、親方請捧（当ハ北表当之座前柱本江扣居）親方より三司官御茶御下添、御丸盆二重添而請捧、左之手ニ而拘御取ふた取、親方捧候御菓子盆ニ置、御茶拝合、御前江上（御座中いつれも手を付）、御丸盆前ニ居つくはふ、御天目被下候へハ、頂御取ふたおそひ、親方江相渡候、追付当参り請取、御茶道江渡、本座江着、三司官・親方最前之通御礼立御拝ニ而退去、本座江着、御礼手を合候事、

一右相済、里之子た御茶ノ間参、御茶道より御茶請取候時分御双紙庫理、二番御拝所ニ而立御拝仕、御太子様御座敷居外ニ伺公、里之子た御茶捧出候砌、御双紙庫理御座敷居内ニ登り、御茶御下添共里之子たより請取（里之子たハ王子座末ニ扣居）、

御茶碗御取ふた御下添ニ置、

御太子様江上、御茶碗被下候得者、御取ふたおそひ、里之子た江相渡候へハ、請取退去、御双紙庫理最前之通立御拝ニ而退去、本座江着候事、

一御太子様江上候御茶捧出候里之子た、御座参候時分申口里之子た、右之次第ニ而、

御太子様江御茶上候事、

一右相済、御残ノ御茶王子衆・按司衆江者当、三司官以下着座人数江ハ小赤頭宮仕ニ而被下候事、

一着座人数御茶・御酒被下、五はい大通并諸家来赤頭まで御酒被下、相済候へ者、当三司官之座末参り、御拝つゝ之時分相達、本座江着、三司官三人本座ニ而一同ニ御礼手を合、本座末柱ノ廻り（御拝つゝ申上候、三司官ハ真中ニ出）、二番、三番御拝所ニ而一列ニ立御拝仕、手を合、真中之三司官ハ少し 御前江差寄御拝つゝ申上候、此時御座中いつれもつくはい候事、

但、御拝つゝ左ニ記、

みほミのけやへら、年はしめ朔日の御祝に、おみてつころちやう御立めしやうちへ、真正面の御座敷おかまれめしやうれハ、おま人しつかい御拝おかて、すてらせしむしやうちへ、下こおりの御座敷おちよわいめしうれハ、按司かなした、国々の按司へ、三番の親方部、さはくりへ、御近ク拝てすてらせしむしやうちへ、おの上に御さむたいの御酒・御茶おたほひめしやうれハ、もゝすてすてらせしむしやうちへ、此ををんたうとさや、首里かなし天のともゝととひやくさ、おかまれめしやうのおかほう、思こわおすものゝ、ともゝすへのおかほうと、夜もひるもかめねかへ、しめさしむしやうちをて、ミおやたいりやきもすい、たい添からめち、ミおやしめさしむしやうんたいと、しつかいのミはい、おかまさしむしやへる思事、

一御拝つゝ申上、三司官一同に御礼手を合（御座中いつれも起、手を合）、二番御拝所ニ而立御拝、本座江着、御礼手を合候得者、入御、御座中いつれも御礼手を合候、御差床御戸、

御近習閉之候事、

一御太子様 御太孫様江御退座之御時分、御双紙庫理并申口ニ而申上、御立被遊候へハ、五はい内より廊下前迄、御先通相勤候事、

一王子衆御立候得者、勢頭・下庫理、左右階の廊下前迄御先通相勤、

一御太子様 御太孫様、御登城不被遊時ハ、座上之王子江御退座之御時分、勢頭ニ而申上候事、

一按司衆以下御暇乞之案内、御双紙庫理の三司官江相達、勢頭江申渡候へハ、いつれも江申達候、追而按司衆二下番之親方・申口座・座敷以下、那覇・久米村人数・諸間切おゑか人迄御庭ニ而一同ニ四ツ御拝仕、退城之事、

一奉神御門閉させ候段、勢頭より三司官へ首尾申出候事、

一社参人数為差登段、勢頭より通達有之候へハ、三司官以下下庫理着座、右之段勢頭より当御取次言上仕、相済候へハ、三司官・物奉行・申口・吟味役并当番之親方・申口座々敷当・南表御座人数者、南表・北表石ていしニ中頭にして立、御拝ニ而着仕候事、

但、当頭ニして三司官以下、位階之通着座候事、
一社参人数親方以下、君誇左右御門より罷登御庭左右着、四ツ御拝相済候得者、唐玻豊江出御可被遊様、当ニ而言上仕、出御被遊、石ていし詰人数・社参人数つくはふ、御礼手を合、社参人数四ツ御拝相済候得ハ、当兩人おちよくい之本江参、社参人数、下庫理御座江御呼之段、御近習頭を奉承知、勢頭江申伝、勢頭ニ而社参人数御呼之段申渡、何れも御礼手を合候へハ、入御、石ていし詰之人数并社参人数つくはふ、手を合候事、

一三司官以下、下庫理着座、社参之親方以下何れも各位之座ニ着、追而里之子た宮仕ニ而いつれも御酒被下、着座無之座敷・勢頭者御差床御拝済、黄八巻以下ハ五はいニ而御酒被下相済、着座人数江小赤頭宮仕ニ而、御茶被下候事、

一社参之諸家来赤頭、諸間切おゑか人ハ、御庭ニ而御酒被下候事、

一右相済、社参人数御暇乞之御拝、御庭ニ而四ツ御拝仕、左右御門より罷下候事、

一御座上ケ可申由、当より三司官江案内、御飾御道具まで取納候得者、三司官以下退去之事、

一三司官・御物奉行・申口・吟味役・当番之親方以下、社参之勤相済、登城仕候迄相詰居候付、三司官以下当座并小赤頭まで御菓子、勢頭以下素麵之御吸物被下候事、

一於奥御書院、御膳被召上候ニ付、

御太子様 御太孫様・王子衆、御奉行所江御使之按司・三司官・御舅御相伴被仰付候事、

一聞得大君加那志御登城被遊候付、御通路筋所々江寺社奉行ニ而申渡、横目相詰させ候事、

一右ニ付、歛会御門・久慶御門、勢頭座敷一人ツハ、筑登之座敷老人ツ・諸役所江勢頭ニ而申渡、張番相勤候事、

一御登城之砌、於淑順御門外、御書院奉行式人、同当二人、御近習頭・御近習老人御迎立、御拝壺ツ相勤候事、

一還御之砌、於右同所、三司官・御舅・御書院奉行二人、同当二人、御近習頭・御近習一人、右同断、

一按司・下庫理之前并御中門、淑順門、右液門、久慶門、歛会門、継世門江甕焼灯壺対ツハ、左右廊下之前并御中門、小中門途中江同壺対ツハ、勢頭筑登之ニ而灯させ候事、

一聞得大君加那志、御登城不被遊時も本文同断、

一御番頭以下、夜詰人数江於下庫理、御酒・御肴被下候、何れ茂頂戴相済候へハ、御番頭ニ而悉皆之御拝、御近習御取次申上候事、

一元日 出御不被遊時者、三司官へ御名代被仰付、如例御規式御座候事、

一对御涼傘浮道左右御備有之候事、

一御召附之御備御道具之義ハ、子之方御規式并唐玻豊御拝之時、石ていしニ御飾有之候事、

一諸官立揃候段、御名代三司官江相達候へハ、段々御規式有之候事、

一三司官兩人支有之、出勤無之時ハ、浮織冠又ハ三司官座之内老人、何親方江足被仰付度旨、前以口上言上有之候事、

乾隆五十九年甲寅三月朔日立

一御双紙庫理支有之、出勤無之時ハ申口之内何かし江足被仰付度旨、右同断、

同年、右同

一御鎖之側支有之、出勤無之時者那覇・久米村方
献上之御饗御酒目録御取次之砌、御双紙庫理江兼
務被仰付度旨、右同断、

一長史何歟支有之、出勤不仕時者何某江足被仰付度
旨、惣役より書付を以申出候へハ、口上言上有之
候事、

一下庫理当何歟支有之、足役之義申出候節、御双
紙庫理より人体見合、申出候得者口上ニ而及言上、
足申渡候事、

一同里之子た差支候時、足役之義申出候へハ、御出
座内之勤ハ口上ニ而及言上、其外之勤ハ三司官承、
御書院里之子より足申渡候事、

一御別当差支候時、同筆者・筆者も室有之時ハ、別
当より見合、御双紙庫理江相付申出候へハ、口上
ニ而及言上、足申渡候事、

嘉慶四年未正月十五日立

一風立強有之候節ハ、御庭御飾之五方之簀并鉢花縄
ニ而結付させ、御涼傘も張不申様、御飭有之候事、
右同

一御拝之砌、自然雨降候ハ、御飭之御香爐御傘差候
事、

元日之分、是迄ニ而相済、

二日 三ヶ寺御参拝、

一毎年正月二日、円覚寺・天王寺・天海寺 御参詣、
御廟所御拝礼御座候事、

一五ツ時頭前、供奉之三司官并御双紙庫理、同吟味
役、登 城之事、

一五ツ時頭成候得者、勢頭より御双紙庫理取次、三
司官江案内、初之楽為仕候事、

一供奉人数、朝衣八巻ニ而五ツ時前、登 城之事、
但、供奉人数御備御道具、左ニ記、

附、供奉之三司官・親方・申口・吟味役、
御書院参上、当御取次、奉伺 御機嫌、
御召付相勤候段申上、御書院奉行・当者
御近習御取次、右同前申上候事、

但、供奉人数兼而勢頭ニ而触渡、御行烈書
ニ面付相記、前日御双紙庫理江首尾申
出置、其当日登 城次第、御行烈書ニ

星差、勢頭ニ而供奉之申口江引合仕候
事、

一三司官二人

一親方四人、内一人御書
院奉行

一申口二人、内一人御双
紙庫理

一御物奉行吟味役一人

一御別当一人

一座敷四人

一当三人、内一人御書院

一御右筆一人

一御医師一人

一御近習二人

一御物当一人

一勢頭三人、内一人世持
富

一平等所大屋子二人

一同筆者一人

一親雲上三拾人

一里之子た七人、内二人
御書院

一筑登之た三人、内一人
世持富

一若里之子筑登之拾一人

一御近習筆者一人

一おもろ親雲上四人

一おもろ勢頭部四人

一花当九人、内一人御書
院

一小赤頭七人

一御側仕二人

一御轎夫諸家来赤頭・筑佐事・下代迄ニ而七十九人、

一引鼓壺対

一張簾壺対

一御馬壺正、沓箱相付

一御太刀七腰

一御印みかい

一棒壺対

一羽鍵四対

一しやくま鍵壺対

一鍵式対

一長刀式対

一釣瓢箪一對

一釣御香爐一對

一みあふり一

一羽御団羽二対

一御扇子箱一對

一手御団羽一

一まみさな一

一御鋏箱二

一大御団羽一

一御藁箱一

一御手水わく

一雨具五荷

一路次楽器

一御通路筋所々江寺社奉行ニ而申渡、横目相詰させ
候事、

一奉神御門開可申旨、勢頭より御双紙庫理取次、三
司官案内為開候事、

一御帰城被遊候へハ閉候而、右同断、首尾申出候、

一供奉之親方、歳之依多少跡先為相成事候処、向
後御前近者、御書院奉行罷出候様、乾隆五十年

巳五月御意被成下候事、

一御印御匣并御鎖かき御双紙庫理より当御取次、乞
下ヶ御印匣之御封之印見届、御印箱之御鎖かき入
箱封解候而、御印御匣之御鎖かきも右箱ニ入加、
御双紙庫理切封仕、里之子た花当宰領ニ而御備有
之候事、

附、被遊御帰城候得者、御印匣并御鎖かき共、
御双紙庫理^方当御取次差上、御鎖之子箱
者如本御双紙庫理切封仕候事、

右、無用之事なれとも、琉球王家之古ふりを吾里
の人に語らん種々として写し置きぬ（此年、七十七、
西秉常）

明治廿五年二月日

鎌倉芳太郎ノート「浦添研究」

鎌倉芳太郎が、琉球紅型の様式を基本に、ゲーテの色彩論に裏打ちされた鎌倉独自の芸術論の帰結として制作した作品「型絵染重山紅葉梅桜熨結文上代紬長着」は、昭和32年（1957年）に発表された。

以後、鎌倉は琉球王国時代の王家御用の紅型宗家である澤岬、城間、知念家に伝承されていた古紅型の型紙を創作の基本にして、多くの紅型、型絵染の作品を制作し世に問うた。また、『古琉球型紙の研究』（1959年）、『古琉球型紙』（1959年）、『古琉球紅型』（色彩論・1967年、技法論・1969年）を京都書院から発行し、琉球紅型の歴史的価値、その美しさを考究して、伝統的技術の普及・発展を主張した。紅型の祖型で、15世紀以前に浦添地方で発達したと考えられる「浦添型紅型（蒟蒻型）」の発見もまた、鎌倉によるものである。

紅型の伝統的な技術習得の中から、さらに独特な型絵染を生み出した鎌倉は、その功績によって、昭和48年（1973年）に、国の重要無形文化財技術保持者（人間国宝）として個人認定されている。

しかし、鎌倉は、琉球紅型の発展に寄与しただけの人物ではない。大正末期、伊東忠太と共に琉球建築の研究および写真撮影などを行っており、現在実施されている首里城復元に、数多くの資料（古文書・写真）が活用されている。その研究活動は多岐に渡り、琉球（沖縄）の風物、美術工芸、民俗などがあり、今日の近世琉球・近代沖縄史研究にも多くの貴重な資料を提供しているのである。

ここで紹介する「浦添研究」は、鎌倉が昭和2年（1927年）5月に浦添の字仲間・伊祖・前田の民俗調査を行なった時のフィールドノートである。ノートの寸法縦20.5cm×横16.5cmの大学ノート（A5判）で、内容は全般的に絵図からなっているが、浦添以外に宜野湾市内の拝所など数件が記録されている。36ページという薄いフィールドノートだが、大正末期から昭和初期の浦添の民俗事象を知るうえでは、貴重な資料といえる。

資料表題の「浦添研究」は、ノート中で唯一の調査項目名が冠された「浦添研究、昭和二、五、三」からの仮称である。ノート分量36ページに収録された絵図等の中で、16ページ分が浦添関係資料として幾分纏められた形で記録されているので、ノート名「浦添研究」が適当であるように思われる。なお、沖縄県立芸術大学作成の『鎌倉芳太郎氏所蔵資料目録』（1984年）では、便宜的に「ノート16、フィールドノート」となっている。

内容を大別すると、①仲間村の「根殿内」②同村の「根屋」③仲間村の「與那覇門中御ビナデ順路」④伊祖村の「殿、城、拝泉」⑤浦添城跡⑥前田村の旗頭などである。とくに、伊祖村の殿などについては、「昭和二、五、七日午後。伊一、伊二……」と順記され、丁寧にまとめられている。

「根殿内」は建物の見取図（平面図、正面図）を描き、殿内に鎮座する御火神（御三ツモン）・御竈も詳細に図示されている。とくに注目されるのは、次のメモ書きであろう。根殿内での祭祀は、「八月十五夜ニハ『オチヽオマツリ』アリ、月ノ昇リヲ拝ム、五穀・御水・御茶ト等ヲ供ヘテ祀ル」とあり、浦添では月神信仰が観音（菩薩）信仰とは別の習俗としてあったことが分かる。根殿内前にあった東世への御通し石が「御フンシ石（御風水石）」と称していたことも記されている。また、根殿内を管理する與那覇門中の「御水撫で」例祭は3月13日、8月13日で、3月御ビナデの日には浦添ユウドレで清明祭も举行されたこと等、現在聞き取りのできない事例が記され、貴重な民俗資料となっている。

最近、字伊祖の神アシャゲ、火神の殿（トゥン）が復元されたが、このノートには戦前の両齋場が図示され、寸法も明記してある。鎌倉氏の調査図に基づき復元されていればと、しごく残念に思われる。

現在、ノート『浦添研究』の原本は県立芸大に所蔵されているが、浦添市立図書館沖縄学研究室にはその複写本がある。（長間安彦）

〔短信〕

全国風水研究者会議の開催

渡辺欣雄氏（社会人類学・東京都立大学助教授）を代表者とする全国風水研究者会議が結成され、文部省より科学研究補助金を得て活動を開始した。科研費対象のメンバーは渡辺氏のほか、山下欣一（民俗学・鹿児島経済大学教授）、目崎茂和（地理学・三重大学助教授）、都築晶子（東洋史・琉球大学助教授）、堀込憲二（環境設計学・丹青総合研究所主任研究員）、浦山隆一（建築学・香川職業訓練短期大学教官）、朝倉敏夫（社会人類学・国立民族学博物館助手）、瀬川昌久（文化人類学・東北大学助教授）、小熊誠（民俗学・沖縄国際大学助教授）、高良倉吉（琉球史・浦添市立図書館長）の10名で、これに特別会員として玉木順彦氏（民俗学・北谷町史編集室嘱託）が加わった。なお、小熊氏は都合により中途から退会し、後任に三浦国雄氏（東洋思想史・大阪府立大学教授）が加わった。

この会は研究の立ち遅れている日本の風水研究の水準を引き上げるために、有志が結集し、相互の研究成果を交換するとともに、風水研究の展望を模索することを目的としている。第1回目の会議は去年の10月東京都立大学で開かれた。第2回目の会議は今年の1月30日～2月2日浦添市立図書館で開催され、同会のメンバーのほか県内の地域史関係者や一般研究者等約50名が参加した。

浦添会議の報告は次のとおり。瀬川昌久「香港の風水」、渡辺欣雄「漢族の風水知識と世界観」、山下欣一「風水思想からみた南島の民間説話」、目崎茂和「風水の受容の地理的基盤」、福島清（建築学・株式会社国建海外部次長）「首里城の建築空間」、浦山隆一「沖縄の空間概念と風水モデル」。会議終了後、参加者で首里城復元現場、旧羽地間切の真喜屋・稲嶺（案内者中村誠司・仲原弘哲両氏）を見学した。

第3回会議は今年の10月2日～4日名護市中央公民館で開催され約50名の関係者が出席した。名護会議の報告は以下のとおり。三浦国雄「擇里誌と風水」、浦山隆一「香港上海銀行風水見分」、渡辺欣雄「沖

縄の風水知識と世界観」、高良倉吉「近世琉球における風水説の前提」、玉木順彦「近世琉球の地方に関する風水史料」、中村誠司「村落風水の分析」、照屋正賢「蔡温の風水論」。終了後、中村誠司・仲原弘哲両氏の案内で名護市・今帰仁村・本部町の風水関係地点の見学をおこなった。

なお、全国風水研究者会議の2年度にまたがる活動は第3回会議でひとまず終了したが、ひきつづき会員を増やして研究費の申請を行うとともに、論文集刊行の件も検討される予定である。（高良）

『琉球王国評定所文書』既刊文の紹介

＊第1巻～第3巻の紹介は、前号（第1号）参照のこと。

■『琉球王国評定所文書』第4巻

＊ 1990年3月20日発行 ＊ 口絵8頁・本文486頁・総534頁

＊ 市販定価4,120円（消費税込み）

□発刊のあいさつ・浦添市教育委員会教育長 保久村昌伸

□目次 □凡例

〔巻頭論考〕評定所の機構と評定所文書 ----- 梅木哲人

1 案書（道光28年）

＊ 1396号 ＊ 解題・里井洋一

2 案書 異国一件御内分（道光28年）

＊ 1397号 ＊ 解題・恩河 尚

3 仏朗西人来着日記（道光27年～28年）

＊ 1398号 ＊ 解題・真栄平房昭

4 嘆人逗留付那覇ニ而之日記（道光28年）

＊ 1400号 ＊ 解題・玉木順彦

5 嘆人逗留付那覇ニ而之日記（道光28年）

＊ 1401号 ＊ 解題・島尻克美

6 未秋走進貢船帰帆日記（道光28年）

＊ 1405号 ＊ 解題・西里喜行

7 申秋走進貢船両艘仕出（道光28年）

＊ 1406号 ＊ 解題・西里喜行

8 嘆国船久米島沖干瀬江走揚助船被御遣候付日記（道光29年）

＊ 1407号 ＊ 解題・田里 修

9 嘆国船来着日記 但久米島沖江走揚船迎船（道光29年）

＊ 1408号 ＊ 解題・小野まさ子

10 標題のみ（6点）

□編集委員名等

■『琉球王国評定所文書』第5巻

＊ 1990年3月20日発行 ＊ 口絵8頁・本文590頁・総626頁

＊ 市販定価4,120円（消費税込み）

□発刊のあいさつ・浦添市教育委員会教育長 保久村昌伸

□目次 □凡例

[巻頭論考] 琉球使節の解体 紙屋敦之

- 1 嘆船来着日記（道光29年）
 * 1409号 * 解題・池宮正治
- 2 嘆船逗留ニ付那覇ニ而之日記（道光29年）
 * 1410号 * 解題・金城 功
- 3 嘆人逗留ニ付那覇ニ而之日記（道光29年）
 * 1413号 * 解題・平良勝保
- 4 申進貢船帰帆改日記（道光29年）
 * 1415号 * 解題・西里喜行
- 5 従大和下状（道光28年～29年）
 * 1416号 * 解題・豊見山和行
- 6 年中各月日記（道光29年）
 * 1417号 * 解題・小野まさ子
- 7 従大和下状（道光29年～30年）
 * 1441号 * 解題・田名真之
- 8 従大和下状 御状（道光30年）
 * 1442号 * 解題・田名真之
- 9 年中各月日記 帳当座（道光30年）
 * 1444号 * 解題・真栄平房昭
- 10 従大和下状（道光30年）
 * 1447号 * 解題・豊見山和行
- 11 日記総目録（道光29年～30年）
 * 1448号 * 解題・高良倉吉
- 12 案書（道光30年）
 * 1449号 * 解題・里井宏美
- 13 従大和下状（咸豊元年～2年）
 * 1455号 * 解題・小野まさ子
- 14 年中各月日記（咸豊元年）
 * 1456号 * 解題・豊見山和行
- 15 年中各月日記 帳当座（咸豊元年）
 * 1457号 * 解題・高良倉吉
- 16 案書（咸豊元年）
 * 1458号 * 解題・里井洋一

17 暎国火輪船来着日記（咸豊元年）

＊ 1460 号 ＊ 解題・大城康洋

18 熱麼呢船那覇冲来着日記（咸豊元年）

＊ 1466 号 ＊ 解題・糸数兼治

19 年中各月日記（咸豊元年）

＊ 1469 号 ＊ 解題・伊敷勝美

20 標題のみ（21点）

☐編集委員名等

市販用は「ひるぎ社」および市内・県内有名書店にて発売中

＊ひるぎ社・那覇市首里石嶺町1－127

tel: 098－884－4321 ／ fax: 098－884－4389

〔本号執筆者〕掲載順

長 間 安 彦	NAGAMA, Yasuhiko	沖縄学研究室嘱託員
名 護 正 輝	NAGO, Seiki	前浦添市立図書館奉仕係長
山 田 勉	YAMADA, Tsutomu	奉仕係移動図書館担当
小 野 まさ子	ONO, Masako	沖縄学研究室嘱託員
高 良 倉 吉	TAKARA, Kurayoshi	図書館々長
福 村 光 敏	FUKUMURA, Mitsutoshi	沖縄学研究室嘱託員
豊見山 和 行	TOMIYAMA, Kazuyuki	沖縄学研究室嘱託員

1990年12月10日 印刷

1990年12月25日 発行

浦添市立図書館紀要

No. 2

編集 浦添市立図書館

発行 浦添市教育委員会

沖縄県浦添市字安波茶151番地

PHONE (098)876-4946

FAX (098)875-1772

印刷 竹島印刷所

PHONE (098)877-5711

